

エフ7T27

神社叢錄

下編

從三位 鈴鹿連胤 撰
皇典講究所講師 井上頼圀
同 佐伯有義 校訂

皇典講究所藏版

175.9
Su799z
I



293435

神社叢錄下編

◎目次

卷十九	(伊豆國式社——附錄式外神——伊豆國神階配)	一頁
卷二十	(甲斐國式社——附錄式外神)	四十三頁
卷二十一	(相模國式社——附錄式外神)	五十八頁
卷二十二	(武藏國式社——附錄式外神)	六十七頁
卷二十三	(安房國式社)	九十二頁
卷二十四	(上總國式社——附錄式外神)	九十八頁
卷二十五	(下總國式社——附錄式外神)	百八頁
卷二十六	(常陸國式社——附錄式外神)	百十九頁
卷二十七	(近江國式社——附錄式外神)	百四十六頁
卷二十八	(美濃國式社——附錄式外神——國內神名記)	二百六頁
卷二十九	(飛騨國式社)	二百三十九頁
卷三十	(信濃國式社——附錄式外神)	二百四十五頁

目次

卷三十一 (上野國式社——附錄式外神——國內神名帳)……………二百六十九頁

卷三十二 (下野國式社——附錄式外神)……………二百九十二頁

卷三十三 (陸奥國式社——附錄式外神)……………三百四頁

卷三十四 (出羽國式社——附錄式外神)……………三百六十一頁

卷三十五 (若狹國式社——附錄式外神——本國神名帳)……………三百七十五頁

卷三十六 (越前國式社——附錄式外神——越前國惣神分)……………四百十二頁

卷三十七 (加賀國式社——附錄式外神)……………四百七十六頁

卷三十八 (能登國式社——附錄式外神)……………四百九十四頁

卷三十九 (越中國式社——附錄式外神)……………五百八頁

卷四十 (越後國式社——附錄式外神)……………五百二十五頁

卷四十一 (佐渡國式社——附錄式外神)……………五百四十八頁

卷四十二 (丹波國式社——附錄式外神)……………五百五十五頁

卷四十三 (丹後國式社——附錄式外神)……………五百七十九頁

卷四十四 (但馬國式社——附錄式外神)……………六百五頁

卷四十五 (因幡國式社——附錄式外神)……………六百四十三頁

卷四十六 (伯耆國式社——附錄式外神)……………六百六十九頁

卷四十七 (出雲國式社上)……………六百七十六頁

卷四十八 (出雲國式社下)……………七百七頁

卷四十九 (石見國式社——附錄式外神)……………七百四十二頁

卷五十 (隱岐國式社——附錄式外神——國內神名帳)……………七百五十七頁

卷五十一 (播磨國式社——附錄式外神——國內鎮守)

大小明神社記……………七百六十九頁

卷五十二 (美作國式社——附錄式外神)……………八百十七頁

卷五十三 (備前國式社——附錄式外神——國內祝給鎮守)

諸大明神帳……………八百二十七頁

卷五十四 (備中國式社——附錄式外神)……………八百四十八頁

卷五十五 (備後國式社——附錄式外神)……………八百六十頁

卷五十六 (安藝國式社——附錄式外神)……………八百七十二頁

卷五十七 (周防國式社——附錄式外神)……………八百八十五頁

卷五十八 (長門國式社——附錄式外神)……………八百九十三頁

卷五十九	(紀伊國式社——附錄式外神——本國神名帳)	九百一頁
卷六十	(淡路國式社——附錄式外神)	九百四十二頁
卷六十一	(阿波國式社——附錄式外神)	九百五十三頁
卷六十二	(讃岐國式社——附錄式外神)	九百七十三頁
卷六十三	(伊豫國式社——附錄式外神)	九百九十五頁
卷六十四	(土佐國式社——附錄式外神)	千十五頁
卷六十五	(筑前國式社——附錄式外神)	千三十六頁
卷六十六	(筑後國式社——附錄式外神)	千七十頁
卷六十七	(豐前國式社——附錄式外神)	千八十二頁
卷六十八	(豐後國式社——附錄式外神)	千九十五頁
卷六十九	(肥前國式社——附錄式外神)	千百五頁
卷七十	(肥後國式社——附錄式外神)	千百十四頁
卷七十一	(日向國式社——附錄式外神)	千百二十五頁
卷七十二	(大隅國式社——附錄式外神)	千百三十一頁
卷七十三	(薩摩國式社——附錄式外神)	千百三十八頁

卷七十四	(壹岐島式社)	千百四十七頁
卷七十五	(對馬島式社——附錄式外神)	千百五十八頁

神社覈錄下編目次畢

神社叢錄第十九之卷目錄

伊豆國

伊豆國九十二座大五座小八十七座

賀茂郡四十六座大四座小四十二座

伊豆三嶋神社名神大月次新嘗

伊賀牟比賣命神社

佐伎多麻比咩命神社

阿豆佐和氣命神社

物忌奈命神社名神大

伊波例命神社

阿米都和氣命神社

優波夷命神社

久良惠命神社

奈疑知命神社

氏真命神社

多祁伊志豆伎命神社

伊波乃比咩命神社

波布比賣命神社

伊古奈比咩命神社名神大

伊太氏和氣命神社

多祁美加々命神社

波夜多麻和氣命神社

伊豆奈比咩命神社

波夜志命神社

片菅命神社

夜須命神社

加彌命神社

許志伎命神社

久爾都比咩命神社

杉梓別命神社

- 多祢富許都久和氣命神社
- 意波與命神社
- 阿治古神社
- 阿波神社名神大
- 南子神社
- 穗都佐氣命神社
- 波治神社
- 佐々原比咩命神社
- 加毛神社二座
- 田方郡二十四座大一座小二十三座
- 荒木神社
- 輕野神社
- 高倚神社
- 久豆彌神社
- 伊加麻志神社
- 小河泉水神社
- 玉作水神社
- 伊波久良和氣命神社
- 阿米都加多咩命神社
- 伊波比咩神社
- 志理太乎宜神社
- 伊波氏別命神社
- 大津往命神社
- 布佐乎宜神社
- 竹麻神社三座
- 文梨神社
- 倭文神社
- 長濱神社
- 石德高神社
- 廣瀬神社
- 大朝神社
- 楊原神社名神大

- 加里波夜須多祢比波預命神社
- 火車須比命神社
- 金村五百君和氣命神社
- 金村五百村咩命神社
- 劔刀石床別命神社
- 那賀郡二十二座並小
- 笑勾神社
- 伊那上神社
- 井田神社
- 仲大歲神社
- 哆胡神社
- 部多神社
- 布刀主若玉命神社
- 稻宮命神社
- 國玉命神社
- 國玉命神社
- 青玉比賣命神社
- 劔刀乎夜爾命神社
- 白波之彌奈阿知命神社
- 引手力命神社
- 阿米都瀬氣多知命神社
- 鮑玉白珠比咩命神社
- 伊志夫神社
- 仲神社
- 伊那下神社
- 多爾夜神社
- 宇久須神社
- 佐波神社二座
- 國柱命神社
- 石倉命神社
- 聰玉命神社
- 豐御玉命神社

神社殿録第十九之卷

東海道八

○伊豆國

中臣朝臣連胤謹撰

伊豆國九十二座 大五座小八十七座

伊豆は假字也、和名鈔、國名伊豆、國府在田方郡、式廿二、民部伊豆國、下、爲中國、同廿四、上計行程、上二十二日、下十一日、○舊事紀、國造伊豆國造、神功皇后御代、物部連祖天薙、本紀伊豆國造、神功皇后御代、物部連祖天薙、命八世孫若建命定賜國造、難波朝御世繼、駿河國、飛鳥朝御世分置如故、扶桑略記云、天武天皇九年七月、別駿河二郡爲伊豆國、皇年代記亦同、

日本紀纂疏に、大洲、島嶼中爲大、故得此名、今伊豆大島也、と宣へるを鴨祐之卿の割分此洲、以爲東海道、故謂大洲焉、と云る共に信用しがたし、大島と云ふには説々おれど、伊豆の大島にてはあらざるべし、連胤按るに、國造本紀、扶桑略記等の文にては、其起元はさだかならねど、一旦は駿河國に屬し、又割て伊豆國と建るよしなるを、惣國風土記に、駿河は割威豆國、而爲分國とあるは、所謂古老傳説にてぞあるべき、いづれか詳ならず、○當國の郡境は、古今沿革の甚しきを意得べし、さて寛政五年正月伊勢國入秦燈丸が圖を、伊豆在應伊達正勝が考訂したる伊豆國圖の凡例に云、此圖は駿河國人、佐野常澄藏板也○此國古ハ三郡也、東ハ池村八幡野村、西ハヌナ投山小瀬岬岬境トシ、天城山以北ハ田方郡、

明治四年五月
官幣社於
伊豆國田方縣
三島町
祭日八月十日
六日

北ハ井田ヨリ南ハ子浦ニ至ル、那賀郡妻良ヨリ東ニ續テ、赤澤村ニ至ルマテ賀茂郡ト稱シキ、文祿慶長ノ頃、田方那賀二郡ヲ割テ、始テ君澤郡ヲ置テ四郡トナル、○君澤郡三島驛明神ノ社中神領ノミ加茂郡ト稱ス、是ハ上古、此神伊豫國三島ヨリ三宅島ヘ渡、始テ伊豆十島ヲ開キ玉ヒテ威德盛ニオハシマス、薨マシテ三宅島ニ葬リマツル、其後加茂郡白濱ニ遷シマツル、又其後田方郡ニ遷シ祭ル、加茂郡三島郷ヨリ遷ラセ玉フ故ニ、直ニ古名ヲ用ルナラン、三宅島王生氏君澤郡在縣家ニ傳ル舊記ヲ考、合テ三島明神御領坐郡ノ沿革等ヲ記ス、亦和名鈔郷名、延喜式ニ載ルトコロノ神社存ルヲ以テミルヘシ、

賀茂郡四十六座 大四座小四十二座

賀茂は假字也、和名鈔、郡名賀茂、式廿二、民部拾芥抄、國郡賀茂、

伊豆三島神社 名神大月次新嘗

伊豆は國名に同じ、三島は美之末と訓べし、和名鈔、郡名三島、○祭神大山祇命、一宮○東海道君澤郡三島驛に在す、但し社地のみは今、臨時名神祭二百八十五座、中伊豆國三島神社一座、○當國一宮也、一宮○日本紀神代卷上、一書曰、伊弉諾尊拔劍斬軻遇突智爲三段、其一段是爲雷神、一段是爲大山祇神、一段是爲高麗、○盛衰記四十五、四ノ伊豆國三島宮ハ伊豫ノ三島ヲ奉祀也、○伊豆志云、四神ヲ配シ祭ル、其一、伊古奈比咩、其二未詳、或五山祇トスルハ誤也、

類社

越後國三島郡三島神社

連胤云、伊豫國越智郡大山積神社と同體也、是も常には三島明神と稱す、三島といふは伊豫國ノ原なるべき、越後國なるも同じかるべし、

鎮座

曾我物語異本云、朱鳥元年始顯伊豆國鎮守、

神位 名神

日本後紀纂、天長九年五月庚戌、令ト三箇炎旱、於内裏伊豆國神爲、崇、癸丑、伊豆國言上、三島神、伊古奈比咩神、二前預名神、此神塞深谷、摧高巖、平造之地二千町許、作神宮二院池三處、神異之事不可勝計、釋日本紀引用同、但し炎旱二字八九卷に作る、文德實錄、嘉祥三年七月辛亥、授伊豆國三島神從五位上、仁壽二年十二月丙子、加伊豆國三島大神從四位下、又齊衡元年六月己卯、加伊豆國三島神從四位下、出位並三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授伊豆國從四位下三島神從四位上、同六年二月五日壬戌、授伊豆國從四位上三島神正四位下、同十年七月廿七日戊午、授伊豆國正四位下三島神從三位、國內神名帳云、正一位三島大明神、

社領

扶桑見聞私記七云、治承四年十月廿一日、伊豆國御園、河原谷、長崎、可早奉免敷地三島大明神、右件御園者爲御祈禱安堵公平、所寄進如件、源朝臣、也同卅八云、元曆二年四月廿日、今日迎伊豆國三島社、祭日武衛御願ヲ爲果、當國糠田郷ヲ彼社ニ被寄附、而從是嚮

ニ御奉寄之地三箇處有之、今既爲四箇所也、相分之河原谷三箇以テ、六月廿日臨時ノ祭之領所ニ募リ、被付神主東大夫盛方、糠田長崎ヲ以テ、八月二、宮八幡宮放生會料所トシテ、被付神主西大夫盛成、是皆北條殿御奉リニテ令施行給、○當代御朱印高五百石

雜事

扶桑見聞私記四十七云、文治三年七月十八日、仁田四郎忠常カ妻、豆州參詣三島社、而ニ洪水之間掉扁舟浮江尻渡之處、逆浪舟ヲ覆シ、同船ノ男女皆以入ニ水底、然トモ各希有ニシテ存命ス、忠常カ妻没シ畢、又是信力強盛ノ者也、幼稚ノ昔ヨリ長大ノ今ニ至ル迄、毎月不_レ缺當社ニ詣タル處ニ、去正月此夫忠常重病危篤ノ時、此女願書ヲ彼社壇ニ捧テ云、縮妾之命ニ忠常ヲ令_レ救給ヘト、云々、若明神其誓願有_レ納受令_レ轉歟、忠常十死ノ命ハ助リ、彼女今日不慮ニ死亡ス、志ノ所_レ之貞女タル由時人有_レ口遊、同六十一云、建久五年十一月一日、北條殿爲三島神事經營、伊豆國下向給、同月十八日、江馬殿爲奉幣使被_レ參伊豆國三島社、是姫君御不例本復之爲也、同六十三云、建久六年十一月十三日、北條殿伊豆國被_レ下向、是三島社神事會セン爲也、此神ノ事神書ニ奉_レ號久伊豆明神、一名溝喰姫ト、云々、女體ノ神ト云ヘリ、同六十五云、建久九年七月十九日、三島ノ神主ヨリ飛脚ヲ以テ申云、去十七日朝神前ノ御供ノ飯以_レ血染タリ、又拜殿ノ天井板ニ七八歳ノ童ノ足跡一アリ、

波布比賣命神社

波布比賣は假字也○祭神明か也○大島波浮湊に在す、志例祭 月 日、或説云、當郡稻生澤

郷川津庄本郷村波布明神も同神也、

連流 按るに、本宮は嶋に在せば、常に參詣も難き故に、本郷村にも遙宮として祭れるなるべし。

神位

文德實錄、仁壽二年十二月丙子、加伊豆國波布比賣命從五位上、又齊衡元年六月己卯、加伊豆國波布比賣命神從五位上、同位並出不審

伊賀牟比賣命神社

伊賀牟比賣は假字也○祭神明か也○小濱に在す、今淺間神社と稱す、志

或云 伊賀牟は井上イカガミ也、小濱の池上に坐せば也、神官云、木花開耶姬を祭ると、今姫の宮と申すと云り、又云、第二宮と稱す、東鑑にも出たり、淺間は舊第三宮也、第二宮八幡、三島大社の中に引しより、淺間を第二に上げ進めたりと云り、

神位

國內神名帳云、正一位千眼大菩薩、

或人云、千眼淺間音同じきを以て、遂に佛名と爲れり、

伊古奈比咩命神社 名神大

伊古奈比咩は假字也○祭神明か也○白濱村に在す、今白濱明神と稱す、志例祭 月 日、○式三、臨時 名神祭二百八十五座、中略伊豆國伊古奈比咩命神社一座、

伊豆志云、傳曰、孝安天皇六年ニ建立ス、三島明神伊豆へ渡リ此ニ御坐マシ、夫ヨリ三島へ遷ラセ玉フ、因テ此ヲ古宮ト云、又五社大明神トモ云、三島ト同ク、其三神ハ詳ナラズ、古へハ神領七十餘町、祠宇大社家卅六戸、祭祀年ニ七十五度、諸式皆三島ト異ナル事ナシ、慶長十二年三月大久保長安所納ノ金、伊古那比咩命ト刻ス、同十八年長安亡ビテ後此社大ニ衰頹セリ、今ハ祠田ナク、彌原氏一人、ソノ他ハ百姓ノ内卅六人ヲ定メオキテ祭ノ形ヲツトム、又或人云、祠前ノ池モ亦既ニ埋レタリ、東ノ方ノ御陵ヲ御釜ト云、恰モ端釜ノ形也、城内ノ古柏樹タマニ千年ノミナラズ、舊記云、伊豆ノハシカミハ名物ナリ、白濱明神ノ御神草也、三島明神ハ菅也、伊豆ノハツレニ白濱明神御立ナサレ候故、ハシカミト云フ義ニテ、生妾ヲ御神草ト云フ也、伊勢早雲寺殿豆州へ御打入ノトキ、白濱ノ神主ハシカミヲ進上ノトキニシキ殿狂歌ノ由也、「草ノ名モ所ニヨリテ替リケリ伊勢ノ生妾ハ伊豆ノ薑」亦東浦御手ニ入テ早雲寺御歌、「神風ヤ伊勢ノ濱荻アフキ來テ今ソノ手ニトル伊豆ノハシカミ」

神位 名神 官社

日本後紀纂、天長九年五月庚戌、伊豆國伊古奈比咩命神預名神、亦ハ三島神社の下に見ゆ文德實錄、嘉祥三年十月壬子、伊豆國伊古奈比咩命神授從五位上、同年十一月甲戌朔、詔以伊豆國伊古奈比咩神列官社、仁壽二年十二月丙子、加伊豆國伊古奈比咩命神正五位下、又齊衡元年六月己卯、加伊豆國伊古奈比賣神正五位下、同位並出不審

伊豆志云、國內神名記云、一品當后宮トアルハ蓋是也、

佐伎多麻比咩命神社

佐伎多麻比咩は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

考證に、古事記曰、活玉前玉比賣と云り、連胤按るに、こは三島神の裔神にて同名異神なるべし、さるは前後三島の御子神ともはるゝ中に、此一神のみ他の裔の交れる由あるべからず、猶考ふべし、

神位

文德實錄、嘉祥三年六月庚戌、伊豆國佐岐多麻比咩命授從五位下、

伊太氏和氣命神社

伊太氏和氣は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

考證に、神代紀曰五十猛神と云り、連胤按るに、此も前に同じく、三島神の裔にてぞあるべき、下の條祭神を附會したるは皆此に准ふべし、

神位

文德實錄、嘉祥三年六月庚戌、伊豆國伊太豆和氣命授從五位下、仁壽二年十二月丙子、加伊

豆國伊太豆和氣命神從五位上、又齊衡元年六月己卯、加伊豆國伊太豆和氣命神從五位上、位同

阿豆佐和氣命神社

阿豆佐和氣は假字也○祭神明か也○利島に在す、志例祭 月 日、

神位

文德實錄、嘉祥三年六月庚戌、伊豆國阿豆佐和氣命授從五位下、仁壽二年十二月丙子、加伊豆國阿豆佐和氣命神從五位上、又齊衡元年六月己卯、加伊豆國阿豆佐和氣命神從五位上、位同

多祁美加加命神社

多祁美加々は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

考證に、舊事紀天忍男命子建額赤命、○伊豆志に、吉佐美村ニ三島明神坐ス、白鬚ヲ配祀ス、源三位頼政ノ配アリ、其略ニ曰、豆州十七番ノ御神、神尾山御倉山ノ麓多田美河ノ河上ニ坐マスハ、當郷朝日ノ里月吉村ノウラスナ大明神、人皇六代ニ當テ興津彥興津姫ト云々、コノ神必式社ナルベケレドモ、祠典何レノ命ナルカ、或曰、コレ多祁美加々命神社、多田美河ト語相類シテ訛誤アルカ、と云り、伊豆志記云、三島明神トスルハ昔祠城ニ若宮祠アリ、コレ三島神ニ從ヒシ若宮ナルユエ、三島ト稱セシナラン、

神位

三代實錄、仁和二年十一月廿五日庚子、授伊豆國正六位上多都美加々命神正五位下、

物忌奈命神社 名神大

物忌奈は毛乃伊美那と訓べし○祭神明か也○神集島に在す、今定大明神と稱す、志例祭 月

日、○式三、臨時名神祭二百八十五座、中伊豆國物忌名命神社一座、○續日本後紀、承和七年九月乙未、伊豆國言、賀茂郡有造作島、本名上津島、此島坐阿波神、是三島大社本后也、又坐物忌奈乃命、即御前社御子神也、亦阿波神社の下に見ゆ

神位 官社

續日本後紀、承和七年十月丙辰、奉授伊豆國無位物忌奈乃命從五位下、以伊豆國造島鹽_一也、一文德實錄、嘉祥三年十月壬子、伊豆國物忌奈乃神從五位上、同年十一月甲戌朔、詔以物忌奈神_一列於官社、仁壽二年十二月丙子、加伊豆國物忌奈命神正五位下、又齊衡元年六月己卯、加伊豆國物忌奈命神正五位下、同位下、出不詳

波夜多麻和氣命神社

波夜多麻和氣は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

伊波例命神社

伊波例は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

伊豆奈比咩命神社

伊豆奈比咩は假字也○祭神明か也○田中村に在す、考例祭月日、
神位

國內神階記云、從四位上つな姫の明神、

阿米都和氣命神社

阿米都和氣は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

神位

文德實錄、嘉祥三年六月庚戌、伊豆國阿米都和氣命授從五位下、仁壽二年十二月丙子、加伊豆國阿米都和氣命神從五位上、又齊衡元年六月己卯、伊豆國阿米都和氣命神授從五位上、同位不詳

波夜志命神社

波夜志は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

伊豆志に、大賀茂村ノ上條ニ走湯權現アリ、近處ニハヤシト云フ地名アリ、當社ナラン歟、と云り、

優波夷命神社

優波夷は字婆伊と訓べし、合類云、優婆塞、梵語、唐翻曰近事男、又曰清信士、是優婆夷、近事女、清信女、並同、見大藏一、優婆塞、又曰尼、○祭神明か也○八丈島に在す、志三根村、七島

伊豆志に、田方郡門野原村ニ姥神社アリ、正徳貞享ノ札ニ優婆大明神トアリ、ト云ヘリ、當社ヲ遷シタル證トスベシ、又賀茂郡川奈村優婆子山下岩窟ニ優婆子ノ祠アリ、

片菅命神社

片菅は加多須加と訓べし○祭神明か也○片瀬村に在す、セハスガノ反也今八幡と稱す、志

久良惠命神社

久良恵は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

夜須命神社

夜須は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

奈疑知命神社

奈疑知は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

加彌命神社

加彌は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

氏良命神社

氏良は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

伊豆志に、二條村手良山、神アリ、古社トモ見エズ、寺ヶ谷ニアルニヨリテ寺山、神ト呼シ

トオモハル、と云り、○伴信友云、志ニカクアレドモ、神名ハ正シク式社ナリ、イツレニモ

當社ナルベシ、

許志伎命神社

許志伎は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

平田篤胤云、藤井昌幸云、許志岐ベト云所ニ此社アリ、コシキノ神社ト云フ、

多祁伊志豆伎命神社

多祁伊志豆伎は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

久爾都比咩命神社

久爾都比咩は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

迎胤 按るに、伊豫國風早郡國津比古命神社あり、共に三島の裔神なるべし、

伊波乃比咩命神社

伊波乃比咩は假字也○祭神明か也○雲見村御嶽山嶺に在す、今淺間社と稱す、志例祭 月

日

伊豆志に、磐長姫ヲ祀ル故ニ、此山ニテ駿州淺間ノ事ヲ言フ事ヲ諱ム、磐長姫ソノ妹開耶

姫ト隙アルガ故也、又六月朔日ヨリ齋戒シテ山ヘ上リ拜ス、伊豆納符

當郡雲見村ニ雲見神社アリ、石長姫ヲ祀ル、古社ニテ神威甚荒ク坐セリ、此地ニシテ富士

山ノ事ヲ言ヘベ、神ノイタタ怒リテアラヒ玉フトテ其言ヲ慎メル也ト云リ、コハ富士山ニ

木花開耶姫鎮坐スニヨリテ、彼上古ノ御妬ノ御意ノ今ニ坐ス故ナルベシ、豆州志ニ、當村

四方峯巒周遭テ、唯仰テ雲ヲ見ル故ニ雲見ト云フト云ヘリ、此ニ依テ思フニ、當國ヨリ富

士峯ノ見ユル所、コ、カシコ多キ由ナレバ、カノ峯ノ見エヌ地ニ鎮リ坐セ奉リシニモヤア

ラン、サテ伊波乃比咩命神社則此雲見社ニテ、石長姫ノ御事ナルベシ、サラバ伊波奈比咩

ト申ステ伊波乃姫トモ申セル也、長ヲ奈ト云ヘルハ、級長津彦ノ類ニテ例アリ、サテ其奈

ト乃ト通ハセ云フハ、イト例多キ事也、此說正シカラバ石長ヒメタイハナヒメト稱シタル

證トモスベシ、猶考フベシ、下ニ伊波比咩命神社トアルモ同神ノ社ナガラ、既ニイハノ、

四方峯巒周遭テ、唯仰テ雲ヲ見ル故ニ雲見ト云フト云ヘリ、此ニ依テ思フニ、當國ヨリ富士峯ノ見ユル所、コ、カシコ多キ由ナレバ、カノ峯ノ見エヌ地ニ鎮リ坐セ奉リシニモヤアラシ、サテ伊波乃比咩命神社則此雲見社ニテ、石長姫ノ御事ナルベシ、サラバ伊波奈比咩ト申ステ伊波乃姫トモ申セル也、長ヲ奈ト云ヘルハ、級長津彦ノ類ニテ例アリ、サテ其奈ト乃ト通ハセ云フハ、イト例多キ事也、此說正シカラバ石長ヒメタイハナヒメト稱シタル證トモスベシ、猶考フベシ、下ニ伊波比咩命神社トアルモ同神ノ社ナガラ、既ニイハノ、

乃[○]テ、テニヲハノ之ノ義トシテ字ヲ省ケル歟、又乃ノ脱タル歟、ユニアルベシ、又云、昌幸云、當郡長鶴村いろを権現ハ石長姫ヲ祭ルト云ヘリ、

神位

石恐伊古映

文德實錄、嘉祥三年十月壬子、伊豆國石奈比咩命神授ニ從五從下、

杉梓別命神社

杉梓別は須伎保古和氣と訓べし○祭神明か也○八幡村に在す、今木宮明神と稱す、大見十六村の惣鎮守也、志例祭 月 日、

伊豆志に、相傳フ當社ハ、式内杉梓別命也ト、正保二年ノ札ニ云、貞和中藤原朝臣祐義公新ニ宮殿造立、又云、田中村來、宮明神アリ、五十猛命ヲ祀ル、或云、杉梓別命也ト、川津十七村ノ惣鎮守也、慶長ノ札ニ木野大明神トアリ、云々、○伴信友云、コノ札正保の札を云ノ文ニヨレバ、貞和年中ノ新建ニテ、田中村ノ來宮ヲ遷セルナルベシ、と云り、連胤按るに、新に宮殿造立とあれば、いかにも新建のやう聞ゆれど、こは宮殿を新に造營したるなるが、書様の惡きならん、今に式内社と申傳ふるぞ慥なるべき、故に今は八幡村の方に從ふ、猶考ふべし、

神位

國內神階記云、從四位上ほこわけの明神、

多祁富許都久和氣命神社

多祁富許都久和氣は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

伊波久良和氣命神社

伊波久良和氣は假字也○祭神明か也○八幡野村に在す、志例祭 月 日、

伊豆志に、當郡八幡野村八幡宮ハ、木ノ宮ヲ配祀ス、八幡ハ上古ノ神ニシテ本宮也、木宮ハ古老相傳テ伊波久良和氣命ト云、今ハニノ宮也、古代著岸ノ時、海濱ノ岩窟ニ登ルト、祭ノ時酒ヲ竹ノ筒ニ盛り、伊古奈姫明神社ヘオクル禮アリ、又相傳フ、往古海濱ニ神酒ヲ饗ニ滿テ、十一月九日ノ夜應舍ニ神官會シケルニ、一人ノ老翁來リ、其酒ヲ吞ミ、神官ニモ傳ヘ受シメテ、東雲ニ翁ハ歸リケリ、其甕今ニ存ス、亦其翁ノ傳ヘシトテ、祭祀ノ時詠ズル歌ニ「三引フ子オハマ返三イホリ引ノ引ヤマノシガハ引ヲ引レンケシハチ引ハレンケシイガリイヌルムキヨス一本ヨミルメノイテオワレシキスマレンケシヤシキ引スマレンケシ

神位

國內神階記云、從四位上いはくらわけの明神、

意波與命神社

意波與は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

神位

國內神階記云、從四位上いはよ姫の明神、

阿米都加多比咩命神社

阿米都加多比咩は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

神位

國內神階記云、おめつかた姫の明神、

阿治古神社

阿治古は假字也○祭神在所等詳ならず

伊波比咩命神社

伊波比咩は假字也、上なる伊波乃比咩神同神歟○祭神明か也○在所詳ならず

伊豆志に、賀茂郡白岩村ノ内、小河ノ土神ニ子安明神アリ、寛文五年ノ文ニ、姫ノ御前大見庄上下小川ノ鎮守トアリ、村老傳テ云、岩姫ト云神也ト、海肥コヤスノ如キ小貝ノ、土中ニ聚リ凝テ石ニ化シタルモノヲ神體トズ、婦人安産ヲ祈ルモノ水杓ヤクノ底ヲ扱キトリテ、コレヲ奉ル「トアリテ、式社ナル事タイハズ、「○伴信友按ルニ、コレ正シク伊波比咩命神社ナルベシ、○國圖云、一色村に在す、

神位

國內神階記云、いは姫の明神、

阿波神社 名神大

阿波は假字也○祭神三島神本后也○神集島多子濱に在す、志御瀧明神或長濱御前と稱す、例祭月日、○式三、臨時名神祭二百八十五座、略伊豆國阿波命神社一座、○續日本後紀、承

和七年九月乙未、伊豆國言、賀茂郡有造島、本名上津島、此島坐阿波神、是三島大社本后也、又坐物忌奈乃命、即前社御子神也、新作宮四院石室二間屋二間閣室十三臺、上津島本體草木繁茂、東南北方巖峻峭崿、人船不到、纔西面有泊宿之濱、今咸燒崩、與海共成陸地、并砂濱二千許町、其島東北角有新造神院、其中有龕、高五百許丈、基周八百許丈、其形如伏鉢、東方片岸有階四重、青黃赤白色沙次第敷之、其上有閣室、高四許丈、次南海邊有二石室、各長十許丈、廣四許丈、高三許丈、其裏五色稜石屏風立之、巖壁伐波、山川飛雲、其形微妙難名、其前懸夾纈軟障、即有美麗濱、以五色沙成、修次南傍有一磯、如立屏風、其色三分之二悉金色矣、眩曜之狀不可敢記、亦東南角有新造院、周垣二重以壘築固、各高二許丈、廣一許丈、南面有二門、其中央有二龕、周六百許丈、高五百許丈、其南片岸有二閣室八臺、南面四基、西面四基、周各廿許丈、高十二許丈、其上階東有屋一基、竊玉瓦形嚙造之、長十許丈、廣四許丈、高六許丈、其壁以白石立固、則南面有一戶、其西方有一屋、以黑瓦營作之、其壁塗赤土、東面有一戶、院裏礫砂皆悉金色、又西北角有新作院、周垣未究作、其中有二龕、基周各八百許丈、高六百許丈、其體如窰伏、南片岸有階二重、以白沙敷之、其頂平庭也、從北角至于未申角、長十二許里、廣五許里、皆悉成沙濱、從戌亥角、至于丑寅角、長八許里、廣五許里、同成沙濱、此二院元是大海、又山岑有一院一門、其頂有如人坐形石、高十許丈、右手把劍、左手持棒、其後有侍者、跪瞻責主、其邊嵯峨不可通達、自餘雜物、燎焰未止、不能具注、去承和五年七月五日夜、出火、上津島左右海中、燒炎如野火、

十二童子相接取炬、下海附火、諸童子履潮如地、入地如水、震上大石、以火燒摧、炎揚達天、其形朦朧、所所欲飛、其間經旬、雨灰滿部、仍召集諸祝刀禰等、卜求其祟云、阿波神者、三嶋大社本后、五子相生、而後后授賜冠位、我本后未預其色、因茲我殊示恠異、將預冠位、若禰宜祝等不申此祟者、出施火將亡禰宜等、國郡司不勞者、將亡國郡司、若成我所欲者、天下國郡平安、令產葉豐登、今年七月十二日眇望彼靈島、烟覆四面、都不見狀、漸比反近、雲霧霽朗、神作院岳等之類、露見其貌、斯乃神明之所感也、

日本紀、天武天皇十三年十月壬辰、是夕、有鳴聲、如鼓聞于東方、有人曰、伊豆島西北二面、自然增益三百餘丈、更爲一島、則如鼓音者、神造是島響也、とあるは今いづれの島とも知がたし、故こゝに附して後勘をまつ、

神位 官社

續日本後紀、承和七年十月丙辰、奉授伊豆國無位阿波神從五位下、以伊豆國造島靈驗也、文德實錄、嘉祥三年十月壬子、伊豆國阿波神授從五位上、同年十一月甲戌朔、詔以安房神列於官社、仁壽二年十二月丙子、加伊豆國阿波神正五位下、又齊衡元年六月己卯、加伊豆國阿波神正五位下、同位並出

志理太乎宜神社

志理太乎宜は假字也○祭神素戔鳴尊、志○白田村に在す、國志、伊豆志に、後八幡宮ヲ配ス、貞和三年ノ棟札ニ、白田來濱神社新羅擁護神也、野州岩船山ト

同神也、と云り、○伴信友云、志理太宜は白田來也、と云るは乎字の脱たる本のあるより附會せしなるべし、乎宜は下に布佐乎宜神社もあれば脱字なるべし、○又云、按素戔鳴尊新羅へ渡リ坐シ古事ニヨシアリ、とも云り、

南子神社

南子は美奈美古と讀り○祭神詳ならず○三宅島神着村に在す、今御笏明神と稱す、考證

伊波氏別命神社

伊波氏は假字也、別は和氣と訓べし、○祭神明か也○君澤郡梅名村に在す、今右内明神と稱す、志例祭 月 日、

伊豆志に、慶長九年ノ棟札ニ、天石門別又名櫛石窓亦神石窓此御門之神也トアリ、と云り、

神位

國內神階記云、從四位上いはてわけのみこ、

穗都佐和氣命神社

穗都佐和氣は假字也、○祭神明か也○在所詳ならず

神位

國內神階記云、正五位下はつさわわけの明神

大津往命神社

大津往は於保都由岐と訓べし○祭神明か也○手石村に在す、今王子宮と稱す、志

和神階記今本
に記す
神階記今本
に記す
内和神階記今本
に記す
據和神階記今本
に記す
が脱字なる
しと云る
べし

伊豆志に、大津往ハ古昔此邊ノ小地名ナルベシ、三嶋森ト相對ス、三嶋神ノ御子ナラン、と云り、

神位

國內神階配云、從四位上もほつゆき姫の明神、

波治神社

波治一本波
沼に作る

波治は假字也○祭神詳ならず

考證に、今云初島、とあれど、さばかりにては覺束なし、伊豆志當社の事を載せず、

布佐乎宜神社

布佐乎宜は假字也○祭神在所等詳ならず

連流云、上に志理太乎宜神社もあり、考合すべし、

佐佐原比咩命神社

佐佐は假字也、原は波良と訓べし、比咩も假字也、○祭神明か也○篠原村に在す、今姫宮と稱す、國圖、例祭

考證に、河津村と云り、

神位

國內神階配云、從四位上さ、はら姫のみこ、

竹麻神社三座

竹麻は都久末と訓べし、和名鈔、部名月間、○祭神詳ならず○三座各々に在す、一座は月間郷本郷村高馬に在す、今八幡と稱す、一座は本郷土濱一岩山上に在す、今淺間と稱す、一座は柿崎村武峰山半腹に在す、今武峰權現と稱す、志例祭

神位

國內神階配云、從四位上月まの明神、

加毛神社二座

加毛は假字也、和名鈔、部名賀茂、○祭神詳ならず○二座各々に在す、一座は賀茂郷下賀茂村賀茂磯に在す、今賀茂磯明神と稱す、大山祇命を祭る、一座は社邊加畑に在す、今加畑明神と稱す、志例祭

國圖に、上賀茂下賀茂兩村に在すとあり、

類社

山城國愛宕郡賀茂別雷神社の條見合すべし

神位

國內神階配云、從四位上賀茂の明神、

田方郡二十四座 大一座小二十三座

田方は多加太と訓べし、和名鈔、部名田方、假字上式廿二、民部拾芥鈔、國郡田方、

荒木神社

荒木は阿良岐と訓べし○祭神詳ならず○茨城郷原木村に在す、國圖、例祭
 考證云、在ニ北條村、○伊豆志に、東鑑に、蘇木村アリ、荒木原木皆語轉也、且神田ニ荒真木
 ノ名アリ、正徳五年マデハ、棟札ニ茨木神社トアリ、近キ比較掛明神ト云フ、といへり、
 類社
 大和國宇智郡荒木神社の條見合すべし

神位

國內神階記云、正四位上あらしきの明神、

文梨神社

文梨は布奈志と訓べし○祭神詳ならず○江梨村に在す、今君澤郡とす、國圖、例祭
 伊豆志に、神名記ニ文ヲ父ニ作ル、共ニ衣ノ草書ヲ誤シナルベシ、○伴信友云、和名鈔久癡
 郷アリ、モシコノ地名ナラバ、モト久禰トアリシテ、文梨トアヤマルルニヤ、と云り、
 神位

國內神階記云、從四位上あらしきの明神、

輕野神社

輕野は加留能と訓べし、和名鈔、部名狩野、○祭神詳ならず○田中村に在す、國圖、例祭 月 日、
 ○日本紀、應神天皇五年十月、科伊豆國令造船、長十丈、船既成之、試浮ニ于海、便輕泛疾
 行如馳、故名其船曰枯野、注云、由ニ船輕疾一名枯野、是義違焉、若謂輕野、後人訛歟、

高橋印本高
一倚に作る今
改む本に據て

類社

近江國愛智郡輕野神社

神位

國內神階記云、正四位上狩野の明神、

倭文神社

倭文は志圖利と訓べし○祭神建羽槌男神歟○大野村に在す、國圖、例祭
 類社

伊勢國鈴鹿郡倭文神社の條見合すべし

高橋神社

高橋は多加波志と訓べし○祭神在所等詳ならず

類社

山城國愛宕郡高橋神社の條見合すべし

神位

國內神階記云、從四位上高橋の明神、

長濱神社

長濱は奈賀波麻と訓べし○祭神詳ならず○君澤郡長濱村に在す、今神明と稱す、國圖、例祭
 伊豆志に、此處ヲ麻坂ト云、海涯ヲ麻谷ト云フ、古コノ處麻自ラ生ソ、一夜ニ樹ヲ爲ス、故

ニ名トス、相傳ル俚歌ニ「麻ノ坂ニ麻マキンメテウミンメテ磯ニハサセテ浪ニオラセン、と云り、連風按るに、上に倭文神社のあるも此ゆゑにやあらん、

神位

國內神階記云、正四位上長瀬の明神、瀬江流の誤歟

久豆彌神社

久豆彌は假字也○祭神詳ならず○久寢郷岡村に在す、今賀茂郡に屬す、國圖、伊豆志に、元祿十年ノ棟札ニ、葛見大社岡村稻荷云々、と云り、

石徳高神社

石徳高は伊波登古と訓べし○祭神詳ならず○徳永村に在す、今那賀郡に屬す、國例祭考證に、按徳高言ニ泉盛沸、今熱海温泉長隅湯前權現是乎と云り、○元亨釋書云、根舞舞、浪遊豆州、説ニ法温泉神祠、

伊加麻志神社

伊加麻志は假字也○祭神在所等詳ならず

廣瀨神社

廣瀨は比呂勢と訓べし○祭神倉稻魂命、或○小濱に在す、今辨財天と稱す、志三島社攝社也、例祭

伊豆志に、廣瀨は小濱池傍の地名也と云り、○或説に、第四宮ト云フ、舊事紀、素戔嗚尊娶ニ

泉水一本泉の一字に作る

大山祇女神大市姫ニ生ニ二神、大年神、次倉稻魂命、コレ大山祇神ノ外孫也と云り、

類社

武藏國入間郡廣瀨神社

神位

國內神階記云、從一位廣瀨明神、

小河泉水神社

小河は乎賀波と訓べし、和名鈔、郷名小河、部泉水は伊豆美と訓べし○祭神詳ならず○小河郷田代村に在す、國例祭月 日、
伊豆志に、今駿河國駿東郡湯川村ニアリ、熊野權現ト稱ス、此地古ハ伊豆ノ地也、と云り、連風按るに、昔駿河國へ伊豆の地の入込たる事は、下なる玉作の郷の、和名鈔に、駿河國駿河郡玉作とあるにても著しけれど、當社の小河の稱は、和名鈔當郡に見ゆれば、當社を今駿東郡に在すといふはいかにあらん、

神位

國內神階記云、從四位上小河泉明神、

大朝神社

大朝は於保阿左と訓べし○祭神大日靈尊、志○駿河國駿東郡香貫村に在す、今山宮、又潮留明神と稱す、同例祭月 日、

玉作水神社

玉作は多末都久里と訓べし、和名鈔、郡名駿河國駿河郡玉造、部名○祭神水神歟○駿河國駿東郡香貫村に在す、志例祭

神位

國內神階記云、從四位上玉作明神、

楊原神社 名神大

楊原は夜伎波良と訓べし○祭神大山祇命、相殿木花開耶姬、磐長姫、志○駿河國駿東郡香貫村に在す、今大宮、又松彦明神と稱す、同例祭 月 日、○式三、臨時祭名神祭二百八十五座、略中伊豆國楊原神社一座、

伊豆志に、相近キニ楊原ノ地名アリ、今訛テ八重原ト云フ、伊豆峰記ニ、三島大明神ト云ヘリ、中古マテ社人卅八人別當坊等アリ、今香貫兩村ノ總鎮守也、古籙ニ、豆州田賀方郡楊原明神并ニ神名ヲ記ス、今君澤郡三島驛楊原ニ楊原神社アリ、コハ元和九年香貫村ナルヲ遷シマツレル也、國圖には、三島驛に在すと云リ、○考證云、今日、伊豆權現在ニ走湯山、傍大柳樹ニ、今云、赤澤村地主赤如ニ朱砂、有レ社伊豆權現社僧到レ此修法、

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授ニ伊豆國從五位下楊原神從五位上、同十二年五月廿九日庚辰、詔授ニ伊豆國從五位上楊原神正五位下、仁和二年十一月廿五日庚子、授ニ伊豆國

預一本復に作る

正五位下楊原神正五位上、國內神名記云、從一位楊原明神、國內神階記云、從一位やぎはらの明神、

○前件三社の今駿河國に隸する事は(以下缺文)

加理波夜須多祁比波預命神社

加理波夜須は假字也、枕詞也、多祁比波預も假字也、○祭神明か也○宇佐見村に在す、今賀茂郡に屬す、國例祭 月 日、

劔刀乎夜爾命神社

劔刀は都流支多知と訓べし、枕詞也、乎夜爾は假字也、○祭神明か也○君澤郡戸澤村に在す、今劔刀明神と稱す、志例祭

火車須比命神社

火車須比は假字也○祭神明か也○カマタ村に在す、今賀茂郡に屬す、國○日本紀神代卷上、一書曰、伊弉册尊生ニ火産靈ニ時、爲レ子所レ焦而神退矣、○式九、國鎮火祭、云々、麻奈弟子爾火結神生給 氏、美保止被燒 氏、石隱坐 氏、略下

考證云、今日、雷電宮、在ニ伊豆權現上宮東傍、

白波之彌奈阿和命神社

白波之は志良奈美乃と訓べし、枕詞也、彌奈阿和は假字也、○祭神明か也○シケテラ村に在す、國例祭

波秘釋に作る

考證云、今伊豆權現下宮、去上宮五町許在海濱、故呼曰濱宮、
金村五百君和氣命神社

金村は加奈牟良と訓べし、枕詞歎考ふべし、「五百君は伊保岐美と訓べし、和氣は假字也、○祭神明か也○在所詳ならず

引手力命神社

引手力は比岐多知加良と訓べし○祭神手力雄命歎○十足村手力雄山に在す、志例祭
伊豆志に、社ナシ、ヲドリ場ト云フ處アリ、今ハハナシ坂ト云フ、ヲトリヲ爲テ祭リシ處
カ、と云り、

金村五百村咩命神社

金村は前に同じ、五百村咩は伊保牟良比賣と訓べし、○祭神明か也○在所詳ならず
伊豆志に、仁田村ニ初姫明神坐ス、昔ヨリ式社也ト云ヒ傳フ、或云、金村五百村比咩命ニシ
テ、神名記ノナツ姫明神カ、ナトハト假字似タリ、○伴信友云、上ニ金村五百君和氣命ア
リ、和氣ト咩ト對ス、

阿米都瀬氣多知命神社

阿米都瀬氣多知は假字也○祭神明か也○君澤郡中嶋村に在す、今左内明神と稱す、志例祭
伊豆志に、豊磐窓命ニシテ、伊波氏別命ト三島大社ノ御門左右ノ神也、○國圖には、ミト村
にありと云り、

劔刀石床別命神社

劔刀は前に同じ、石床別は伊波止古和氣と訓べし、○祭神明か也○君澤郡谷田村に在す、今
御嶽權現又下宮と稱す、國圖、例祭

鮑玉白珠比咩命神社

考證云、今日、巖谷村山多出石、村人皆石工也、伊豆石者皆出此、石工斷之
鮑玉は阿波毘多麻と訓べし、枕詞也、白珠は志良多麻と訓べし、○祭神明か也○木負村赤崎
に在す、伊豆、國圖、例祭 月 日、

伊豆志に、赤崎村ニ赤崎明神アリ、神名記ニモ載タリ、伊豆峯記曰、木負村赤崎ニ坐スト云
ヘリ、棟札ニ三嶋大明神之妹也トアリ、今ハ直ニ三嶋明神ト稱ス、此地古村ニシテ、在廳ノ
税祠籬ニモ載セタレベ、式社タル事必セリ、或曰、コレ鮑玉白珠比咩ナルベシ、武烈紀ニ、
「舉騰我瀨備、積謂屢簡豐比謎、拖摩羅羅廢、婀我夏屢拖摩能、婀波寐之羅陀魔、」コレ影媛
ヲ祭ル歎と云り、

那賀郡二十二座 並小

那賀は假字也、和名鈔、郡名 那賀、奈式廿二、民部 拾芥抄、國郡 那賀、

箕勾神社

箕勾は美乃和と訓べし○祭神在所等詳ならず

國圖云、峯輪村にあり、○伊豆志に、峯輪村、野本ニ神明トテアリ、一祠ニシテ兩扉、元和二

年ノ棟札ニ、大神宮大六天魔王野本村鎮守也トアリ、享保ノ初火災、今小祠トナル、舊記ミ
ナ焚タリ、又西繩ノ天神原ノ天神、延慶元年、應永卅二年ノ棟札アレドモ字ヨメガタシ、熊
野權現ノ神像トテ十二アリ尤古シ、古鏡六、大小ノ鐔二、磬一アリ、祭式古風也、又箕勾石
ニツアリ、上古ノ神體也、ユノ二祠イヅレニヤ未定、

神位

國內神階記云、從四位上みのわの明神、

伊志夫神社

伊志夫は假字也、和名鈔、部名石火、○祭神詳ならず○石部村イシベに在す、今賀茂郡に屬す、國圖、志

例祭

伊豆志に、神體は上古石ヲ祀ル、此神ノ古キ牛王松崎村ニ存ス、石火宮寶印ト刻ス、祠中ニ
古鏡一古鈴ニヲ藏ム、と云リ、

神位

國內神階記云、從四位上いしひの明神、

伊那上神社

伊那は假字也、上は加美と訓べし、○祭神詳ならず○宮内村に在す、國圖、例祭

伊豆志ニ、神主金差氏四十八世祖河野氏、豫州ヨリ奉遷ト云フ、昔ハ大社ナリシガ、天正慶
長ノ兩度ノ火災ニ、舊記等迄多ク焼失ス、今所存古文書八通アリ、と云リ、

也、此下恐
脱爲字一

神位

國內神階記云、從四位上いなかみの明神、

社領

當代御朱印高十五石、下社五石、合廿石、

雜事

古文書、文治元年三月、伊豆國仁科庄那賀郷三島宮納御劔之事、右彼御劔者、薩他山御合戦之
依ニ御祈禱申、當社之御室殿ニ被ニ納置ニ者也、後見記録畢如ク件、駿州目代列、正中二年三月
上旬、伊豆國那賀郡三島大明神御本社大禰宜野地之事、島一段、云々、右金指孫四郎義長所ニ
宛行ニ也、云々、石田藤平六平高宗列、天正十四年七月六日、那賀郡三島大明神大禰宜職等之
事、云々、氏光列、神主金指大炊助殿、以上伊豆志所引

仲神社

仲は郡名に同じ、那賀と訓べし、和名鈔、部名那賀、○祭神詳ならず○那賀郷中村に在す、今
高峰明神と稱す、國圖、志例祭

類社

伊勢國多氣郡仲神社

井田神社

井田は爲太と訓べし、和名鈔、部名井田、○祭神詳ならず○君澤郡井田村に在す、今池明神と

稱す、例祭

類社

伊賀國伊賀郡猪田神社

神位

國內神階記云、從四位上のたの明神、

伊那下神社

伊那は前に同じ、下は資母と訓べし、○祭神詳ならず○松崎村に在す、今唐大明神トと稱す、今賀茂郡に屬す、國圖、例祭

伊豆志に、相傳フ神功皇后新羅ヲ征シ玉ヒシ時、彼國人御船ヲ守護シ奉リテ、長州豊浦ニ留リ、後此ニ鎮坐ス、故ニ額ニ唐大明神ト書來レリ、と云り、

神位

國內神階記云、從四位上いなしもの明神、

仲大歲神社

仲は前に同じ、大歲は於保登志と訓べし、○祭神大歲神歟○中村海名野カミナに在す、今神明と稱す、志、例祭

多爾夜神社

伴信友云、按に、仲は地名也、大歲神は大山祇神の外孫也、廣瀨神社の下考合すべし、

多爾夜は假字也○祭神詳ならず○安良里村に在す、國圖、例祭

伊豆志に、多爾夜ハ谷屋ニテ、此村兩山海ニソビへ出タル奥ニ、人家出來シ時ノ名トオモハル、山ニ大谷小谷ノ名アリ、村尤古クシテ、在應家ノ小宮錢帳ニモ出タリ、慶長十年ノ札ニ此祠久シク大破セシ由ヲ記ス、と云り、

神位

國內神階記云、從四位上たにやの明神、

哆胡神社

哆胡は假字也○祭神詳ならず○大田子村に在す、國圖、例祭

伊豆志に、兩扉右ハ八幡、左ハ若宮、文龜癸亥ノ棟札云、太郎右衛門津波以後成就、當社大多胡鎮守神社トアリ、と云り、

神位

國內神階記云、從四位上多胡の明神、

宇久須神社

宇久須は假字也○祭神詳ならず○宇久須村大楠に在す、今熊野權現と稱す、國圖、例祭

伊豆志に、社域ヲ別所ト云フ、永祿五年ノ棟札ニ、井田庄宇久須郷熊野三所大權現云々トアリ、と云り、

神位

國內神階記云、從四位上宇久須の明神、
部多神社

部多は假字也○祭神詳ならず○戸田村に在す、今三嶋明神と稱す、國圖、例祭

越前國坂井郡幣多神社

神位

國內神階記云、從四位上へたの明神、

佐波神社二座

佐波は假字也、和名鈔、地名 田方郡佐婆、○祭神詳ならず○二座各々に在す、一座は大澤村に在す、國圖、志 一座は濱村に在す、志 例祭

伊豆志に、一座大澤里ノ白川ニ坐ス、山王ト子ノ神也、寛正二年、文明六年、大永元年ノ棟札ニ、子ノ神ヲ宇波明神、山王ヲ山神トアリ、上古高見山野ノ段ト云處ニアリシト云フ、一座濱村ノ澤田ニアリ、神功皇后韓國ヲ征シ玉フ時、始テ此ニ祀ルト云フ、大永七年ノ棟札ニ、仁科庄本郷總社八幡トアリ、今仁科五村ノ總鎮守也、五百年前マデハ海岸ニアリシテ、津波ニテ今ノ地ニ止ル、と云リ、

布刀主若玉命神社

布刀主若玉は不止奴之和加多麻と訓べし○祭神明か也○濱村に在す、國圖、志 例祭 月 日、

伊豆志ニ、濱村ノ富洞ト云處ニアリ、小祠ナレドモキハメテ古キ社也ト云フ、○伴信友云、フツヌシヲフトヌシト云ヘル也、當國松ヲマト、云ヘル地名二所アリ、ツトト、カヨハセタル當國ノ例ナリ、正卜考ニ云ヘリ、

國柱命神社

國柱は久爾乃美波之良と讀り○祭神明か也○在所詳ならず

稻宮命神社

稻宮は伊奈美夜と訓べし○祭神明か也○君澤郡土肥村に在す、今神明と稱す、志 例祭 月 日、

伊豆志に、古社ニシテ末社多シ、社邊ノ稻六月ノ初ニ熟ス、故ニ稻宮ト云フカ、

石倉命神社

石倉は伊波久良と訓べし○祭神明か也

國玉命神社

國玉は久爾多麻と訓べし○祭神明か也○小土肥村に在す、今大社と稱す、志 例祭 月 日、
伊豆志に、今主ナシ、只古キ木柱ニツテ藏ム、と云リ、

神位

國內神階記云、從四位上國玉姫の明神、

嵯玉命神社

國玉一本國
主に作る神
階記に作る
作る國原に

瓊玉は美加多麻と訓べし○祭神明か也○在所詳ならず

類社

武藏國那賀郡瓊玉神社

國玉命神社

國玉は前に同じ○祭神明か也○在所詳ならず

神位

國內神階記云、從四位上國原姫の明神、

豐御玉命神社

豐御玉は登與美多麻と訓べし○祭神明か也○在所詳ならず

神位

國內神階記云、從四位上とよみ玉姫の明神、

青玉比賣命神社

青玉は阿表多麻と訓べし、比賣は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

神位

國內神階記云、從四位上青玉姫の明神、

○附録

式外郡

君澤郡

當郡は、文祿慶長の比田方那賀の兩郡を割て、是を置、國圖にいへり、

式外神

伊豆權現

伊豆國神階帳

伊豆國三ヶ郡神明帳事

田方郡三十四所

正一位三島大明神

一品當きさの宮

正一位千眼大菩薩

從一位やきわらの明神

正五位上角の明神

從四位上小河泉明神

從四位上たんかいの明神

從四位上高橋の明神

從四位上なつめの明神

從四位上おほわさの明神

從四位上河原の明神

從四位上にるの明神

從四位上ちなしの明神

正四位上長瀬の明神

一品きさの宮

正五位上第三王子並十八所御子達

從五位上六所王子

從一位廣瀬明神

正一位天満天神

從四位上玉作明神

從四位上宮玉の明神

從四位上くわとの明神

從四位上さくわらの明神

從四位上たわらの明神

正四位上あらきの明神

正四位上瀬の明神

正四位上狩野の明神

正四位上奈胡谷の明神

從四位上高山の明神

從四位上熱海の湯明神

從四位上たまの明神

那賀郡二十四所

從四位上みのわの明神

從四位上いなかみの明神

從四位上るたの明神

從四位上なかほとしの明神

從四位上多胡の明神

從四位上へたの明神

從四位上いわらい姫の明神

從四位上みかたま姫の明神

從四位上とよみ玉姫の明神

從四位上國原姫の明神

從四位上まての明神

從四位上石戸の明神

賀茂郡三十七所

從四位上たき山の明神

從四位上多明神

正五位下ひたの王子

從四位上いさひの明神

從四位上おほとしの明神

從四位上いなまりの明神

從四位上たにやの明神

從四位上宇久須の明神

從四位上二浦谷玉姫の明神

從四位上國玉姫の明神

從四位上もろき姫の明神

從四位上青玉姫の明神

從四位上いなみや姫の明神

從四位上にるの明神

從四位上うちわたりの明神

從四位上なつ姫の明神
 從四位上いわし姫の明神
 正五位下をつさわけの明神
 從四位上いはくらわけの明神
 從四位上たけの明神
 從四位上いわ姫の明神
 從四位上いわてわけのみこ
 從四位上さかわら姫のみこ
 從四位上加茂の明神
 正五位上國ぬしの明神
 正五位上たふこまつの明神
 大島並島々十五所各五位上

康永二年辛亥十二月二十五日

從四位上いつな姫の明神
 從四位上ほこわけの明神
 從四位上たつふたわけの明神
 從四位上いわよ姫の明神
 從四位上あめつかた姫の明神
 從四位上あほつゆき姫の明神
 從四位上あさめいわかはのみこ
 從四位上月まの明神
 從四位上あほいの明神
 正五位上船との明神
 正五位上みちつくりの明神

在廳列

神社要録第二十之卷目錄

甲斐國

甲斐國二十座大一座小十九座
 山梨郡九座並小
 神部神社
 甲斐奈神社
 金櫻神社
 玉諸神社
 山梨岡神社
 巨麻郡五座並小
 神部神社
 宇波刀神社
 笠屋神社
 八代郡六座大一座小五座
 佐久神社
 表門神社
 中尾神社
 物部神社
 黒戸奈神社
 松尾神社
 大井俣神社
 穗見神社
 倭文神社
 弓削神社
 淺間神社名神大
 梓衝神社

神社殿録第二十之卷

東海道九

○甲斐國

中臣朝臣連胤謹撰

甲斐國二十座大一座小十九座

甲斐は假字也、和名鈔國名甲斐、加國府在八代郡、惣國風土記六十二殘缺、甲斐或分式廿二、民部甲斐國、上、爲中國、同廿四、土部行程、上二十五日、下十三日、古事記開化沙本毘古王者、甲斐國造之祖、舊事紀、彦與呂命甲斐國造等祖、同國造甲斐國造、纏向日代朝世、狹穗彦王三世孫臣知津彦公、此字鹽海足尼定國造字一本

山梨郡九座 並小

山梨は夜萬奈之と訓べし、和名鈔郡名山梨、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡山梨、○惣國風土記殘缺云、東限神部山、西限玉緒川、南限鹿泊、北限追田基殘記、所引連胤云、和名鈔曰、於會、云々、五郷爲山梨東郡、石禾、云々、五郷爲山梨西郡、とあれど何の頃よりか東西の稱は廢して、今も惣て山梨郡とのみ呼り、

神部神社

神部は加牟倍と讀り○祭神在所等詳ならず○當國巨摩郡神部神社あり
甲斐名勝志云、加茂村加茂明神、祭神別雷神也、相殿春日明神を祀れり、云々、延喜式所

載神部神社なり、又云、萩原郷神戶村岩間明神、祭神九座、云々、相傳延喜式所載神部神社也、神戶今カウトと唱ふ、前に云加茂神社も神部の説あれば、何れか是なる事を考分ちがたし、甲斐發記云、神部山は玉井郷にあり、都留郡の界なりといへり、

類社

駿河國安倍郡神部神社の條見合すべし

物部神社

物部は毛乃々倍と訓べし○祭神物部氏祖十神名勝○松本邑に在す、考例祭 月 日、

類社

伊勢國飯高郡物部神社の條見合すべし

神位

三代實錄、貞觀五年六月八日己亥、授甲斐國從五位下勳十二等物部神從五位上、同八年三月廿八日甲辰、甲斐國從五位上勳十二等物部神、授正五位下、同年閏三月十八日癸亥、授甲斐國正五位下勳十二等物部神從四位下、同十八年七月十一日丙戌、授甲斐國從四位下勳十二等物部神從四位上、元慶四年二月八日壬辰、授甲斐國從四位上勳十二等物部神正四位下、日本紀畧、天慶三年九月四日丙寅、奉授甲斐國正四位上物部神從三位、

社領

當代御朱印高二石四斗五升

甲斐奈神社

甲斐奈は假字也○祭神在所等詳ならず

甲斐名勝志云、府中淺間明神、相殿白山權現を祭れり、相傳延喜式所載甲斐名神也と、
按るに、甲斐奈神社と唱來る社、いくところにもあれば、何れ是なる事をしらず、
府に守宮と云社あり、一説延喜式所載甲斐名神社也と云傳、今未詳、
又云、八代郡橋立村神祖明神社中大なる杉樹あり、七圍半許、實に希代の杉也、加賀美先生曰、延喜式所
載甲斐名神社是なるべし、此邊和名鈔所載山梨郡林戸郷也、今八代郡に屬す、○日下部某
が参考には、國府村にありと云り、未孰れかしらず、

黒戸奈神社

黒戸奈は久呂登那と讀り○祭神在所等詳ならず

甲斐名勝志云、倉科村唐土明神、祭神素戔鳴尊也、
奈の戸を誤て戸と書たるにて、黒戸奈神社也とぞ、一説に、御嶽の奥黒平と云所に、黒戸明
神と唱ふる社あり、黒平を今黒ベラと云、ベラはベナの訛るにて、黒戸奈の神社なりと云、
何れか是なる事をしらず、後の考を待のみ、

金櫻神社

金櫻は加奈佐久良と訓べし○祭神在所等詳ならず

甲斐名勝志云、歌田村橋立明神、祭神伊弉諾尊、伊弉册尊也、相傳延喜式所載金櫻神社也、

此邊に金櫻田と云地名あり、此地往昔の神社の跡也、御供田、別當免田、並木、大神原など
云田地の宇あり、又此東の方に小祠あり、天文の頃今の社地に遷し祀ると云傳ふ、
又云、
巨摩郡御嶽權現、祭神三座少彦名命、大己貴命、素戔鳴尊也、金性大明神は日本武尊也、
相傳延喜式所載金櫻神社是也、山林凡七里許、社家數多あり、後陽成院御宇文祿年中、淺
野侯造營あり、又櫻大門とて古木の櫻數株あり、又云、山梨郡金峰山絶頂に祠あり、藏王權
現を祭る、御嶽社の本宮也といふ、

松尾神社

松尾は末都乃乎と訓べし○祭神大山咋神、若山咋神、若年神、大己貴命、素戔鳴尊、蛭見尊、
志○松尾郷小屋敷村に在す、今六所明神と稱す、
類社 上例祭 月 日、

山城國葛野郡松尾神社の條見合すべし

社領

當代御朱印高三三石余

玉諸神社

玉諸は多麻毛呂と訓べし○祭神在所等詳ならず

甲斐名勝志云、竹森村玉室明神、祭神玉屋命也、
相傳延喜式所載玉諸神社也、社
壇の中に大なる水精あり、周廻五尺許高七尺許、地中より出たり、社中に水精數多あり、傳

開陸奥國金華山に大なる水精あり、高十余丈、然れども色黒しと云、其水精の大なるは、此社より大なるはなしと云傳ふ、又云、國玉村國玉明神、三宮と稱す、祭神大國魂神也、亦同相傳延喜式所載玉諸神社也、往昔酒折の御室山に鎮坐ありしを、何れの頃か此地に遷し祭る、今御室山に玉諸明神の小祠あり、通風云、雨説未孰れかしらず、

大井俣神社

大井俣は於保爲末多と訓べし

甲斐名勝志云、玉井郷窪八幡宮、祭神應神天皇、仲哀天皇、神功皇后也、亦同神人社僧數多あり、相傳延喜式所載大井俣神社也、社記曰、云々、此地に玉の井の舊跡あり、大井俣の地名は東南の方にあり、此邊まで往昔の社領内也と云、又云、西小原村水宮、相傳延喜式所載大井俣神社也、本朝諸社要覽曰、甲斐國山梨郡井俣之地、有大井俣神社、社記曰、井俣者跨于真名井之稱、而祭此神不可疑云々、今社傍真名井之舊跡存、往昔地主鎮座の神は八王子權現也、然るに此地音取川の邊なるにより、水神を祭り水難鎮護の社とす、此邊を井俣と云、今は今田と書り、水神鎮坐の後水宮と改、弘治二年神殿修補の棟版には、井俣宮八王子大權現とあり、今窪八幡と共に大井俣神社と云説あれば、何れか是なる事考分ちがたし、

神位 官社

三代實錄、貞觀五年十二月九日丁卯、以甲斐國從五位下大井俣神、列於官社、同七年三月廿

六日丁未、授甲斐國從五位下大井俣神正五位下、日本紀略、天慶三年九月四日丙寅、奉授甲斐國正五位上大井俣神從四位下、

山梨岡神社

山梨岡は夜萬奈之乎加と訓べし、和名鈔、地名山梨、也方○祭神大山祇命、名勝志、社記○鎮目村に在す、社記例祭 月 日、

甲斐名勝志に、神前に饗と云一足の獸の像あり、實に古物也云々といふ、社記にも此饗の事をいへり、國人云、是は所謂獅子の朽たるを取つくるへるなりと云り、

社領

當代御朱印高九石八斗余

巨麻郡五座 並小

巨麻は假字也、和名鈔、地名巨麻、式廿二、民部拾芥抄、國郡巨麻、○惣國風土記六十三殘缺云、甲斐國巨麻郡、或高西限木賊川、東限小田谷、南限磐橋、北限妙壽寺山、

神部神社

神部は加牟倍と讀り○祭神金山彦命、建御名方命、事代主命、名勝志、○甘利郷上條東割村に在す、今南宮明神と稱す、同例祭 月 日、○當國山梨郡神部神社あり

甲斐名勝志に、龜山院文永九年造營の事、社記に見えたりと云り、

類社

駿河國安倍郡神部神社の條見合すべし

社領

當代御朱印高十六石余

穗見神社

穗見は假字也○祭神保食神、名勝志○西郡筋高尾山に在す、今稻荷社と稱す、同例祭月日、
甲斐名勝志に、往昔は國民稻穂を獻しと云、保食神は五穀を司る神なればなり、故に穗見
の號あるならん、享保十三年七月國中洪水の時、此山の麓の溪水大に漲り、岸を崩し流し
けるに、土中より古き石碑出たり、銘に穗見神社とあり、字形古體にみえたりと云、今は神
殿の中に有と云といへり、

社領

當代御朱印高七斗二升余

宇波刀神社

宇波刀は假字也○祭神建御名方命、名勝志○上手村に在す、今諏訪明神と稱す、上例祭月日、
惣國風土記六十三殘缺云、巨麻郡裏門神社、圭田三十八東三毛田、四畝田、所祭、虫食敏達朝
行ニ式例、逆風云、舊門は表
門の誤なるべし○當國八代郡表門神社あり

神位

三代實錄、貞觀八年三月廿八日甲辰、甲斐國從五位下宇波刀神授從五位上、

社領

當代御朱印高一石八斗余

倭文神社

倭文は志國利と訓べし○祭神建葉槌神、名勝志在所分明ならず、名勝志云、柳平村に在す、今續女社と稱す、
宮神と兩説未孰れかしらず、

笠屋神社

笠屋は加佐夜と訓べし○祭神在所等詳ならず○惣國風土記六十三殘缺云、巨麻郡笠屋神社、
圭田四十五東三毛田、雄略天皇四年庚子十一月、所祭事代主命也、有神家巫戸等、
甲斐名勝志云、山梨郡等刀村諏訪明神、祭神事代主命也、相傳、延喜式所載笠屋神社也、當
社は昔巨麻郡に有しが、何れの頃か此地に奉遷、今神體に事代主命の像あり、信濃國下
諏訪社は事代主命を祭ると云、又云、巨麻郡德行村笠掛明神、祭神事代主命也、相傳延喜
式所載笠屋神社也と云、兩社何れか是なる事考へ分ちがたし、○參考云、中下條村に在
す、所祭事代主命也、諸説未孰れかしらず、

八代郡六座 大一座小五座

八代は夜豆之呂と訓べし、和名鈔、郡名八代、假字上八代、民部拾芥抄、國郡八代、○惣國風土記
六十二殘缺云、甲斐國八代郡、或谷西限、寒田田川、東限、東光寺谷、南限、澤田岡、北限、淺沼、
佐久神社

佐久は假字也○祭神手力雄神、風土○上向山村に在す、今大宮明神と稱す、名勝例祭 月 日、
 ○惣國風土記六十二殘缺云、八代郡佐久神社、或避 圭田六十七東三毛田、雄略天皇二年戊戌六
 月、始所祭手力雄神也、有神家巫戸等、六月己午日、毎年備弓矢及鉾、行神事、
 甲斐名勝志云、河内村にも佐久明神の社あり、何れの頃か此地より遷し祭るなるべし、

類社

但馬國氣多郡佐久神社

弓削神社

弓削は由介と訓べし○祭神瓊々杵尊、木花開耶姬命、彦火々出見命、名勝志、
 市川郷大門村に在す、同例祭 月 日、○頭注云、二宮也、逆風云、今は二宮村、美和社を二宮とす。

類社

甲斐名勝志云、此邊に矢作と云處あり、往昔弓矢を作りし地也とぞ、

河内國若江郡弓削神社の條見合すべし

表門神社

表門は宇波刀と訓べし、和名鈔、郡名山梨西郡表門、○祭神倉稻魂命、名勝志、
 市川郷上野村に在す、今御崎明神と稱す、同例祭三月三日、十一月酉日、○當國巨麻郡宇波刀神社あり

社領

當代御朱印高四十一石余

淺間神社

②③大

淺間は阿左麻と訓べし○祭神木花開耶姬命、頭注云、同○一宮村に在す、後例祭 月 日、○當
 國一宮也、一宮○惣國風土記六十二殘缺云、八代郡淺間神社、圭田百五十束三畝二字田、活目
 入彦五十狹智天皇八年己亥正月、始被祭之、有神家巫戸等、

類社

甲斐名勝志云、社傳曰、風土記所載神社は今、山宮是也、

駿河國富士郡淺間神社の條見合すべし

官社 社職

三代實錄、貞觀七年十二月九日丙辰、勅甲斐國八代郡立淺間明神祠、列於官社、即置祝禰
 宜、隨時致祭、先是彼國司言、往年八代郡暴風大雨、雷電地震、雲霧杳冥、難辨山野、駿河
 國富士大山西峯、忽有熾火、燒碎巖谷、今年八代郡擬大領無位伴直真託宣云、我淺間明
 神、欲得此國齋祭、頃年爲國吏成凶咎、爲百姓病死、然未曾覺悟、仍成此怪、須早定
 神社、兼任祝禰宜、潔奉祭、眞貞之身或伸可八尺、或屈可二尺、變體長短、吐件等詞、求
 之下筮、所告同於託宣、於是依神明願、以眞貞爲祝、同郡人伴秋吉爲禰宜、郡家以南
 作建神宮、且令鎮謝、雖然異火之變、于今未止、遣使者檢察、埋剝海千許町、仰而見
 之、正中最頂飾造社宮、垣有四隅、以丹青石立、其四面石高一丈八尺許、廣三尺、厚一尺
 餘、立石之間相去一尺、中有二重高閣、以石構營、彩色美麗、不可勝言、望請齋祭兼預官

名神式注に
 載せし見
 にも見
 因て名
 二に名
 加ふに
 所
 甲斐國東
 代郡一櫻
 字一宮
 祭日四月
 五日

社從之

甲斐駿記に、貞觀七年十二月九日、勅甲斐國八代郡立淺間明神祠とあるは、河口村の社の事なるを、混せて誤るならん、又同月廿日於山梨郡致祭淺間明神、一同八代郡とあるは、即ち此一ノ宮にて、古昔は此邊は山梨に隸き、河口は八代に屬しなり、斯れば富士山の暴火に就て、河口に社を立て、又此社をも祭られし時、今の地へ遷せしならんかと云

社領

當代御朱印高二百三十石

中尾神社

中尾は奈加袁と訓べし○祭神大己貴命、名勝志○中尾村に在す、今飛永明神と稱す、上同例祭月日、

社領

當代御朱印高八石余

梓衝神社

梓衝は保古都岐と訓べし○祭神天鈿女命、風土記○米倉村に在す、上同例祭月日、○惣國風土記六十二殘缺云、八代郡梓衝神社、圭田三十六束三畝田、仁德天皇四年丙子四月、始所祭天鈿女命也、以下脱

類社

陸奥國磐瀨郡梓衝神社

○附録

式外郡

都留郡

都留は假字也、和名鈔、郡名都留、豆式廿二、兵部拾芥抄、國郡都留、○惣國風土記六十四殘缺云、甲斐國都留郡、或連西限大田川、東限早女坂、南限阿曾谷、北限武田牧、

式外神

酒折宮

祭神日本武尊○山梨郡酒折村に在す、古事記○日本紀、景行天皇四十年、是歲日本武尊蝦夷既平、自日高見國還之、西南歷常陸、至甲斐國、居于酒折宮、

美和神社

祭神大己貴命、社傳○八代郡二宮村に在す○當國二宮也

神位

三代實錄、貞觀五年六月八日己亥、授甲斐國從五位下美和神從五位上、同八年三月二十八日甲辰、甲斐國從五位上美和神授正五位下、同十八年七月十一日丙戌、授甲斐國正五位下美和神正五位上、元慶四年二月八日壬辰、授甲斐國正五位上美和神從四位下、

比志神社

祭神藏王權現、比志權現、名勝志○巨摩郡比志村に在す、同上

神位

三代實錄、貞觀五年十月六日、甲斐國正六位上比志神授、從五位下、

淺間明神社

祭神木花開耶姬命○河口村に在す、記○三代實錄、貞觀七年十二月廿日丁卯、令甲斐國於山梨郡、致祭淺間明神、一同八代郡、

檜岑神社

祭神少彥名命、相殿素戔鳴尊、大己貴命、名勝志○八代郡神座山に在す、今藥王權現と稱す、同上

神位

三代實錄、貞觀十年九月十七日丁未、甲斐國無位檜岑神、授從五位下、

船形神社

祭神

神位

三代實錄、元慶八年十二月十六日壬寅、授甲斐國正六位上船形神從五位下、

建岡神社

祭神

神位

三代實錄、仁和元年閏三月廿七日壬子、授甲斐國正六位上建岡神從五位下、

藤武神社

祭神

神位

三代實錄、仁和元年閏三月廿七日壬子、授甲斐國正六位上藤武神從五位下、

廣神社

祭神

神位

日本紀略、寬平九年九月七日己卯、授甲斐國正六位上廣神從五位下、

神社要録第二十一之卷目錄

相摸國

- 相摸國十三座大一座小十二座
- 足上郡一座小
- 寒田神社
- 餘綾郡一座小
- 川勾神社
- 大住郡四座並小
- 前鳥神社
- 比比多神社
- 愛甲 一座小
- 小野神社
- 高座郡六座大一座小五座
- 大庭神社
- 宇都母知神社
- 有鹿神社

高部屋神社
阿夫利神社

深見神社
寒川神社名神大
石楯尾神社

神社要録第二十一之卷 東海道十

○相摸國

中臣朝臣連胤謹撰

相摸國十三座 大一座小十二座

相摸は佐加三と訓べし、和名鈔、國名相摸、假字上國府在大住郡、○式廿二、兵部相摸國、上、爲遠國、同廿四、上計行程、上二十五日、下十三日、同、和名鈔拾芥抄、國部相摸、上、○舊事紀、國造、志賀高穴穗朝、武刺國造祖神伊勢都彥命三世孫弟武彥命定賜國造、○惣國風土記七十四殘缺云、相摸國、東限玉川、西限湯之瀨山、北限海老名川、南限小田原浦、凡號相摸者、神倭磐余彥天皇欲平東夷之時、當大山有二國、其國之夷背天皇、而有現、放矢之志勢、既天皇察之、而塗毒箭、而自御射、東夷當箭死人以萬數、之、其屍爲山、今之鎌倉之山是也、鎌倉者訛也、以爲屍藏、而號屍藏也、自大山之中津峯、遙欲覽之而較、嗟峨身哉、此軍之諸人、依之有嗟峨身之名云々、或云、足輕明神、昔狩人也、或時離寵妻有悲傷、故常見込妻之鏡、思之、相摸如見其亡妻、故曰相摸、是則稗史之好事之所爲也、

足上郡一座 小

足上は安志賀良乃加美と訓べし、和名鈔、郡名足柄上、足辛乃式廿二、兵部拾芥抄、國部足上、○古事記、倭建命到足柄之坂本、於食御糧、處其坂神化白鹿而來立、爾即以其昨遺之蒜

萬葉集十四卷相摸國歌
相摸國乃乎思相
相摸國乃乎思相
相摸國乃乎思相
相摸國乃乎思相

萬葉集十四卷相摸國歌
相摸國乃乎思相
相摸國乃乎思相
相摸國乃乎思相
相摸國乃乎思相

片端、待打者、中其目乃打殺也、日本紀略、延暦二十一年五月甲戌、廢相摸國足柄路、開筥荷途、以富士燒碎石塞道也、同二十二年五月丁巳、廢相摸國筥荷路、復足柄舊路、○惣國風土記七十四殘缺云、相摸國足輕郡、或足柄、或足上、東限寒川之西岸、西限湯之瀨山、南限足輕浦、北限越山、

寒田神社

寒田は佐牟太と訓べし、○祭神日本武尊風土記、○松田惣領に在す地名、例祭 月 日、○惣國風土記七十四殘缺云、寒田神社、大鷲鸕天皇御宇三年乙亥十一月、所祭日本武尊也、神貢百束、餘綾郡一座 小

川勾神社

川勾は加波和と訓べし、○祭神衣通姫命、級長津彦命、大物忌命地名、○川勾村に在す、同今二宮と稱す、例祭 月 日、○東鑑十二云、建久三年八月九日、早且以後、御臺所御産氣、云々、相摸國神社佛寺奉神馬、云々、二宮、河勾大明神

社領

當代御朱印高五十石

大住郡四座 並小

大住は於保須美と訓べし、和名鈔郡名、大住假字上、式廿二民部、拾芥抄國郡、大住、

相摸國風土記
萬葉集十四卷
相摸國歌
乃余呂相
摸波乃余呂
依能波乃余呂
麻奈胡奈須
云々

前鳥神社

前鳥は佐岐止里と訓べし、和名鈔郡名、前取、○祭神天廣鳥命地名、○四之宮村に在す、同例祭 月 日、○東鑑十二云、建久三年八月九日、早且以後、御臺所御産氣、云々、相摸國神社佛寺奉神馬、云々、四宮、前取大明神、

社領

當代御朱印高十石

高部屋神社

高部屋は多加倍夜と訓べし、○祭神譽田別尊地名、○下粕屋村に在す、同例祭 月 日、

社領

當代御朱印高壹石五斗

比比多神社

比比多是假字也、和名鈔郡名、日田、○祭神大酒解神、小酒解神風土記、○白根郷三宮村に在す、今三宮と稱す、例祭 月 日、○惣國風土記殘缺云、相摸國大墨郡比比多伊神社、天万豐日天皇乙巳十月、所祭大酒解神、小酒解神也、神貢三十束、○東鑑十二云、建久三年八月九日、早且以後、御臺所御産氣、云々、相摸國神社佛寺奉神馬、云々、三宮、冠大明神、伴信友云、按るに、比々他伊ト伊ノ字ヲ添テイヘル也、同風土記駿河國伊穂原郡ニ阿蘇宇伊ト云地名ヲ記シ、次ニ阿蘇宇伊神社もあり、今由井驛の西に阿蘇宇といふ處これ也と國

人云り、東國にて同例也、地名に某里と里を添へて呼ぶがある如く、たゞ何となく添へて呼ばらへるなるべしと云り、○社司大貫氏云、今社地四千五百坪ばかりありて除地也、こは古神主の屋敷地也、古の社地は今の社の上の方にて、今は畠となる、其處より一町餘下に御門神とて、門の兩腋の如く小社二字あり、古例にて今も五月五日の祭禮に、神輿其御門の神社の中間を渡り給ふ也、さて其御門神の眞向三四町許下に神戸村と云あり、當社の神戶なりし處也、五月五日の大祭には、一宮二宮三宮四宮等の神輿、三里許神幸の式あり、時によりて翌日歸座の事もあり、○又云、先年同郡子易村に子易明神といふ淫祠ありけるを、上糟谷村に遷し、三宮神主に内談し、比々多神社の稱をかり、比々多神社子易大明神と二行の額を掛け、守札に相摸國十三座之内比々多神社と記せる由也と云り、さては地名記に、上粕谷郷子易村比々多神社、祭神吾多鹿草津姫命と載たり、今暫く三宮の説に隨うて再考をまつ、

社領

當代御朱印高(歛く)

阿夫利神社

阿夫利は假字也○祭神鳥磐藤樟船命、地名○大山に在す、同今石尊權現と稱す、例祭 月 日、平田篤胤云、門人守屋某云、大山を其所人は雨降山と云ふ、不動の額に阿夫利神社とあり、さて峯より廿八町下りて不動あり、此地にありし八大龍王社を、別當八大坊の門前なる高

き所に移して、額に大山地主と記せりといへり、依て按るに、當山の神は元山上に坐しけむを、所謂石尊を祭る時に、地主神をば山下におろし奉りけむ、さて八大龍王とは例の佛者言にて、實は雨神にこそおはすらめ、雨降山と云ふを思ふべしと云り、

社領

當代御朱印高貳百石

愛甲郡一座 小

愛甲は阿由加波と訓べし、和名鈔、郡名愛甲、假字上式廿二、兵部拾芥抄、國郡愛甲、

小野神社

小野は乎乃と訓べし○祭神天下春命、地名小野村に在す、同例祭 月 日、

類社

山城國愛宕郡小野神社の條見合すべし

高座郡六座 大一座小五座

高座は太加久良と訓べし、和名鈔、郡名高座、假字上式廿二、兵部拾芥抄、國郡高座、○惣國風土記七十殘缺云、相摸國高座郡、或西限=都津原、東限=真砂岡、南限=深谷浦、北限=小田原山、

大庭神社

大庭は於保無波と訓べし、和名鈔、郡名大庭、假字上○神風抄、大庭御厨、○祭神伊弉册尊、速玉男命、地名○大庭村に在す、同例祭 月 日、

深見神社

深見は布加美と訓べし、和名鈔、地名、假字上深見、の如し○祭神武甕槌命、地名○深見村に在す、同今鹿島大明神と稱す、例祭月日、○惣國風土記七カ七十殘缺云、相摸國高座郡深見神社、或作深略天皇二十二年三月、所祭關籠也、

宇都母知神社

宇都母知は假字也○祭神稚産靈命風土○打戻村ウツモチに在す、地名例祭月日、○惣國風土記七カ七十殘缺云、相摸國高座郡宇都母知神社、圭田三十八東三畝二字田、稚産靈命之御鎮坐也、雄略天皇三年己亥九月、官宣嚴重而始行祭禮、有神家巫戸等、

寒川神社 名神大

寒川は佐無加波と訓べし、和名鈔、地名、假字上寒川、の如し○祭神八幡大神、一宮○宮山村に在す、地名例祭月日、○當國一宮也、一宮○式三、臨時名神祭二百八十五座、中相摸國寒川神社一座、○惣國風土記八カ七十殘缺云、相摸國高座郡寒川神社、所祭菊理媛也、中略雄略天皇十六年九月、初奉幣帛、古來俗之談莫、謂熊野多賀、則有此社、往昔東奥之俗多謂此社、○東鑑十二云、建久三年八月九日、早旦以後、御臺所、御産氣、云々、相摸國神社佛寺奉神馬、云々、一宮、佐河大明神

神位

續日本後紀、承和十三年九月丙午、奉授相摸國無位寒河神從五位下、文德實錄、齊衡元年

明治四年五月十四日被
中列於國幣
社在神奈川
縣相模國高
座郡寒川村
大字宮山二
祭日九月二
十日

三月戊戌、加相摸國寒河神從四位下、三代實錄、貞觀十一年十一月十九日壬申、授相摸國從四位下寒川神從四位上、元慶八年九月廿一日戊寅、授相摸國從四位上寒河神正四位下、

社領

當代御朱印高百石

有鹿神社

有鹿は阿里加と訓べし、和名鈔、地名有鹿、○祭神太玉命、風土○海老名郷に在す、地名例祭月日、○惣國風土記八カ七十殘缺云、相摸國高座郡有鹿神社、圭田五十七東八毛田、所祭忌部氏之祖神太玉命也、天智天皇三年甲子夏五月、初行神禮、

神位

三代實錄、貞觀十一年十一月十九日壬申、授相摸國從五位下有鹿神從五位上、

石楯尾神社

石楯尾は伊波多天袁と訓べし、○祭神建南方命、地名事代主命、地名○座門郷鈴鹿村に在す、同例祭月日、官社

文德實錄、天安元年五月丙辰、在相摸國從五位下石楯尾神預官社、

○附録

足下郡

和名鈔郡名 足柄下、准上式廿二、兵部拾芥抄、國郡足下、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相

替遣筑紫諸國防人云々、相摸國防人足下郡上丁丹比部國人、

鎌倉郡

和名鈔郡名 鎌倉、加末久良 ○古事記、段倭建命子足鏡別王者、鎌倉之別祖也、○万葉集廿卷、天

平勝寶七歲二月相替遣筑紫諸國防人、云々、相摸國防人鎌倉郡上丁九子連多麻呂、

御浦郡

和名鈔郡名 御浦、美守其

式外神

箱根權現

祭神

万葉集十四卷、相摸國歌可
麻呂之佐乃歌
胡之能久吉
乃伊波久歌
乃云々

万葉集十四卷、相摸國歌可
思我乃能歌
古爾波夜麻
爾安波夜麻
云々

神社要録第二十二之卷目錄

武藏國

武藏國四十四座大一座小四十二座

荏原郡二座並小

蕪田神社

都筑郡一座小

粉山神社

多磨郡八座並小

阿伎留神社

布多天神社

阿豆佐味天神神社

虎柏神社

足立郡四座大一座小三座

足立神社

調神社

横見郡三座並小

横見神社

磐井神社

小野神社

大麻止乃豆乃天神神社

穴澤天神神社

青沼神社

氷川神社名神大月次新嘗

多氣比賣神社

高負比古神社

伊波比神社
 入間郡五座並小
 出雲伊波比神社
 廣瀬神社
 國沼地祇神社
 埼玉郡四座並小
 前玉神社二座
 宮目神社
 男衾郡三座並小
 小被神社
 稻乃賣神社
 播羅郡四座並小
 白髮神社
 楡山神社
 賀美郡四座並小
 長幡部神社
 今木青坂稻實荒御魂神社

中氷川神社
 物部天神神社
 玉敷神社
 出雲乃伊波比神社
 田中神社
 奈良神社
 今城青八坂稻實神社
 今城青坂稻實池上神社

秩父郡二座並小
 秩父神社
 見玉郡一座大
 金佐奈神社名神大
 大里郡一座小
 高城神社
 比企郡一座小
 伊古乃速御玉比賣神社
 那珂郡一座小
 延麩神社

棕神社

神社叢錄第二十二之卷

東海道十一

○武藏國

中臣朝臣連胤謹撰

武藏國四十四座

大二座小四十二座

武藏は牟佐之と訓べし、和名鈔、國名武藏、假字上國府在_{多磨郡}、○式廿二、_{兵部}武藏國、大、爲_{遠國}、同廿四、_計行程、上二十九日、下十五日、_{和名鈔}拾芥抄、_{國郡}武藏、_大、○日本紀神代卷上、一書曰、天穗日命、此武藏國造等遠祖也、_{本紀}无邪志國造、志賀高穴穗朝世、出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫兄多毛比命定_{賜國造}、_{胸刺國造}、岐閉國造祖兄多毛比命兒伊狹知直定_{賜國造}、_{日本紀}、安閑天皇元年閏十二月、武藏國造笠原直使主、與_{同族小杵}相爭國造、經_{年難}決也、云々、類聚國史、延曆十四年十二月戊寅、武藏國足立郡大領外從五位下武藏宿禰弟總爲_{國造}、

荏原郡二座 並小

荏原は江波良と訓べし、和名鈔、_{郡名}荏原、_{假字上}の如し式廿二、_{兵部}拾芥抄、_{國郡}荏原、○惣國風土記七十七殘缺云、牟差國、_{或武藏}、荏原郡、_{或葦原}、西限_{金洲崎}、東限_{常磐木森}、或限_{大戸湊}、南限_{渡世川}、北限_{佐世岡}、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲乙未二月、相替遣_{筑紫}諸國防人、云々、武藏國防人荏原郡上丁物部廣足、

菰田神社

菰田は比惠多と訓べし、_{菰田疑ふらしくは蒲田の誤なりんか}和名鈔、_{郡名}蒲田、_{加万}○祭神詳ならず○蒲田村に在す、又云、江戸三田小山菰田八幡宮、○惣國風土記七十七殘缺云、蒲田郷、云々、菰田神社、圭田六十二束、所_{祭園}韓神、少彦名命也、依_{雄略}天皇十一年之勅、而始行_{神禮}、有_{神家}巫戸_祈病災_莫不_驗、_祈田毛_莫不_實、_{又同一本云}、御田郷、_{或葦}云々、菰田八幡、圭田五十八束三字田、所_祭應神天皇也、武内宿禰、葛木襲津彥等也、和銅二年己酉八月十五日、始行_{神禮}、有_{神戶}巫戸等、

連胤 按るに、當社は蒲田神社にして、三田なる菰田八幡宮は、別社なるべきか、考ふべし、
官社

磐井神社

三代實錄、貞觀六年八月十四日戊辰、詔以_{武藏國從五位下}蒲田神_列官社、
磐井は伊波爲と訓べし○祭神大己貴命、_{風土記}○不入計村鈴森に在す、_{地名}今八幡と稱す、例祭_月日、○惣國風土記七十七殘缺云、武藏國荏原郡磐井神社、圭田三十六束三字田、敏達天皇二年癸巳八月、所_祭大己貴命也、社邊有_{磐井}、_祈事土俗有_{安願}、則其御手洗井水變_{鹽味}、事正直則如_{清水}、近國奇_{之祈}、病者取_{之服}、之、其功驗如_神、土俗曰_{藥師水}、
官社

三代實錄、貞觀元年十月七日己丑、武藏國從五位下磐井神列_於官社、

都筑郡一座 小

都筑は豆々岐と訓べし、和名鈔、郡名都筑、假字上の如し、式廿二、民部拾芥抄、國郡都筑、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、武藏國防人都筑郡上丁服部於田、

杉山神社

杉山は須岐夜萬と訓べし、○祭神五十猛命、地名記、○在所分明ならず、地名記云、吉田村字杉山、式社考云、小机郷小机村、参考云、茅ヶ崎村、孰れかしらす、

神位 官社

續日本後紀、承和五年二月庚戌、武藏國都筑郡粉山神社預之官幣、以靈驗也、同十五年五月庚辰、奉授武藏國無位杉山名神從五位下、

多磨郡八座 並小

多磨は太磨と訓べし、和名鈔、郡名多磨、太磨○今按るに、磨は磨の誤か、然れども多麻といふを思へば、和名鈔の假字を認るにそありん、式廿二、民部拾芥抄、國郡多磨、○惣國風土記七十七殘缺云、武佐志、或武多磨郡、或東限草窪岡、西限金川、南限卒田浦、北限向岡、

阿伎留神社

阿伎留は假字也、○祭神味耜高彥根命、地名記、又云、天見屋命、○上秋留郷五日市村に在す、地名記、今春日大明神と稱す、例祭 月 日、

万葉集十四
武藏國歌多
麻伯爾佐
真須豆久
利佐其久
爾云々

建武五年二月十日、源尊氏の奉れる由錄付たる神鏡の銘文に、武藏國小鹽村關東鎮護從位勳六口畔切大明神とあり、又圓鏡の如き古銅物あり、二面に畔切明神、背に天平十一年二月四日と錄付たる什物の由也、

神位

三代實錄、元慶八年七月十五日癸酉、授武藏國正五位下勳六等畔切神從四位下、

小野神社

小野は乎乃と訓べし、和名鈔、郡名小野、○祭神詳ならず、○府中本宿村字小野に在す、地名記、惣國風土記七十七殘缺云、武藏國多磨郡小野神社、圭田五十六束三字田、所祭瀬織津比咩也、垂仁天皇甲午、始行祭禮、有神神戶巫戶等、○拾芥抄年中行事條云、八月廿日、奉武藏小野御馬、

武藏野地名考に、府中總社六所明神也、緣起云、本殿大己貴命、相殿伊弉諾尊、素戔鳴尊、瓊々杵尊、大宮寶命、布留大神也、此邊小野里と云、此小野神社なるべし、伴信友云、總國風土記、府中、或小野、或小川と云り、式社考には府中一宮村、今一宮大明神と稱す、祭神武藏國造兄武日命祖神と云り、地名記に、祭神下春命と云り、○伴信友云、一遍上人繪詞に、乾元元年秋の比、武州淺堤といふ所にはしけるに、又小野社神主實信、干時出家進狀云々、法名顯阿禰宜安重云々とあり、考の一助とすべしと云り、

神位

三代實錄、元慶八年七月十五日癸酉、授武藏國從五位上小野神正五位上、

布多天神社

布多天は假字也○祭神少彦名命、地名 ○府中領上布田村に在す、上例祭 月 日、

邑人大八木範並云、近年天満宮の扁額を擧たりと云り、全く誤れるなるべし、

大麻止乃豆乃天神社

大は於保と訓べし、麻止乃豆乃は假字也、○祭神日本武尊、大己貴命、少彦名命、地名 ○御嶽山

に在す、上例祭 月 日、○物國風土記七十七殘缺云、大麻止乃智天神、圭田六十七束六毛

田、所祭大己貴命、安閑天皇乙卯年始奠官社、花時以花祭之、新稻之時以新稻祭之、

連胤按るに、大和國十市郡天香山坐禪真命神社、元名大麻止乃知神とある同名なれば、楯

眞命を祀れるにはあらざるか、猶考ふべし、

社領

阿豆佐味天神社

阿豆佐味は假字也○祭神少彦名命、地名 ○村山郷殿夕谷村に在す、上例祭 月 日、

社領

穴澤天神社

當代御朱印高三石

穴澤は阿奈佐波と訓べし、○祭神少彦名命、風土 ○矢野口村に在す、地名 例祭 月 日、○惣

國風土記七十七殘缺云、武藏國多磨郡穴澤天神、圭田三十六束三毛田、孝安天皇四年壬辰三

月、所祭少彦名神也、

虎柏神社

土人云、菅村に此社あり、故ありて隣村——村の氏神とす、今橋樹郡に屬す、

虎柏は登良加志波と訓べし○祭神大歳御祖神、風土 ○小曾木郷根箇布村に在す、地名 今諏訪

明神と稱す、郷中惣社也、例祭 月 日、○惣國風土記七十七殘缺云、武藏國多磨郡虎柏神

社、圭田七十三束、所祭大歳御祖神也、崇峻天皇二年乙酉八月、始祭事有之、

古松軒の筆記には、佐須村に至ての小社あり、虎柏神社と稱す、また同村に、虎柏山祇園寺

といふもあるよし見えたり、

當代御朱印高三石

青渭神社

青渭は阿袁奴と訓べし○祭神大己貴命、地名 柚保内澤井村に在す、上例祭 月 日、

武藏野地名考に、當郡柏の里深大寺境内に青渭の堤と云所あり、青渭天神の社あり、七八

十年前まで數十箇の古木ありしと也、此古の青渭神社なるべしと云り、

足立郡四座

大一座小三座

足立神社

足立は阿太知と訓べし、和名鈔、郡名足立、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡足立、○惣國風土記七十九殘缺云、武藏國足立郡、東限北河越、西限依田川、南限石川八幡、北限箕輪川、
足立は郡名に同じ○祭神猿田彦大神、風土記○殖田本村に在す、地名○惣國風土記七十七殘缺云、武藏國足立郡足立神社、神田六十束四圍田、大日本根子彦太日天皇御宇二年戊子、所祭猿田彦命也、有神戶巫家等、
式社考に、三室郷宮本村宮本大明神と云り、

氷川神社

名神大月次新嘗

氷川は比加波と訓べし、○祭神素戔鳴尊、大己貴命、奇稻田比咩、社傳○高鼻村に在す、地名例祭月日、○式三、臨時名神祭二百八十五座、中略武藏國氷川神社一座、○當國一宮也、一宮○頭注云、日本武東征之時勸請、素戔鳴尊也、○惣國風土記七十七殘缺云、武藏國足立郡氷川神社、神田百束十字四圍田、觀松彦香殖稻天皇御宇三年戊辰、所祭素戔鳴尊、大己貴命、奇稻田比咩、合三座也、
神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授武藏國從五位下氷川神從五位上、同五年六月八日己亥、授武藏國從五位上氷川神正五位下、同七年十二月廿一日戊辰、授武藏國正五位下氷川神從四位下、同十一年十一月十九日壬申、授武藏國從四位下氷川神正四位下、元慶二年

明治四年五月十四日被
大社於官幣
武藏國北足
立郡大宮町
大立郡大宮町
例祭日八月一日

十二月二日癸亥、授武藏國正四位下氷川神正四位上、

社領

當代御朱印高三百石

雜事

扶桑見聞私記六十五云、建久八年四月一日、淺草觀音堂に御參り、其より直に板橋に掛り、中仙道を御通り、申刻大宮に御着、神主御旅館に伺公し、御祈禱の卷數を献す、御前に召神の由緒縁起を御尋あり、神主申云、此神大己貴命也云々、大社を勸請し奉る故に號大宮、或奉申氷川明神云々、則神馬一匹奉納し給ふ、

調神社

調は都岐と訓べし○祭神瀬織津姬命、風土記○中仙道浦和驛に在す、地名例祭月日、○惣國風土記七十七殘缺云、武藏國足立郡調神社、神田六十束二字田、稚日本根子彦太日天皇乙酉三月、所祭瀬織津比咩也、有神戶巫戸、
社領

多氣比賣神社

多氣比賣は假字也○祭神明か也○上篠津村に在す、地名今姬宮と稱す、例祭月日、○惣國風土記七十七殘缺云、武藏國足立郡多氣比咩神社、神田二十三束、磯城津彦玉手見天皇御

宇、山所祭栲機千々比咩也、

或云、桶川在神野村にあり、

横見郡三座 並小

横見は與古美と訓べし、和名鈔、郡名横見、假字上式廿二、兵部拾芥抄、國郡横見、○日本紀、安閑天皇元年十二月、武藏國造笠原直使主、奉置横濱屯倉、

横見神社

横見は郡名に同じ○祭神素戔嗚尊、倉宿魂命、地名○田甲村に在す、上例祭月日、

地名記書入云、御所村に飯玉氷川と稱る社あり、神拜の人は是を横見神社と云、然れど村役人に問に證たる事なし、又田甲村名主云、三社共に田甲村にありと、此説も亦信用がたし、伊波比神社は黒岩村にあり、高負比古神社は田甲村にあり、尤此所に横見松などあれば、横見神社は田甲村なるべし、

類社

美作國大庭郡横見神社

高負比古神社

高負は多介布と訓べし、比古は假字也、和名鈔、地名高生、假字上○祭神明か也○田甲村に在す、地名例祭月日、○姓氏錄、左京諸蕃上武生宿禰、文宿禰同祖、王仁孫阿浪古首之後也、地名記、所祭味耜高彥根命、○式社考、瓊矛大明神、大己貴命、

伊波比神社

伊波比は假字也○祭神譽田別尊、天太玉命、地名○黒岩村に在す、上今岩崎大明神と稱す、式社考例祭月日、

類社

當國入間郡出雲伊波比神社、男多郡出雲乃伊波比神社、

連胤按るに、こは都て同神なるべし、さるに、社別に祭神を違ひて傳へたるはいぶかしき事也、殊に他國に類社もなきは、當國に故ある事なるべし、

神位

續日本後紀、嘉祥二年二月庚寅、奉授武藏國伊波比神從五位下、

入間郡五座 並小

入間は伊留末と訓べし、和名鈔、郡名入間、假字上式廿二、兵部拾芥抄、國郡入間、○姓氏錄、京左神別入間宿禰、天穗日命十七世孫天日古曾乃己呂命之後也、氏人

續日本紀、神護景雲二年七月壬午、武藏國入間郡人物部直廣成等賜姓入間宿禰、

出雲伊波比神社

出雲は伊豆毛と訓べし、伊波比は假字也、○祭神素戔嗚尊、地名○北野郷小手指原物部天神社内に在す、上例祭月日、舊地廢亡して後爰に祀るか、○當國横見郡伊波比神社もあり、

万葉集十四
武藏國歌伊
利麻治能於
保屋我波其
能伊波爲郡
其云々

日本紀神代卷上、一書曰、天穗日命、此出雲臣武藏國造等遠祖也と見え、姓氏録云、入間宿禰も此神之後とあれば、當社恐らくは天穗日命の裔を祭れる、所謂氏神なるべきに、此邊の同稱三社、ことごとくに祭神の違へるは、中古よりの謬ならんとは思へど、其證いまだ見ず、猶よく考ふべし、

中氷川神社

中氷川は奈加比加波と訓べし○祭神素戔鳴尊、大己貴命、少彥名命、地名 ○三箇島村に在す、同今長宮大明神と稱す、例祭 月 日、○頭注云、日本武東征之時勸請、稻田姫也、

或云、氷川村にあり、○諸社一覽記に、氷川社在江戶四谷、此所入間郡也と云るは誤り也、此邊は豊島郡にて、夫より新座郡を経て、入間郡は遂に西にあたり、此説信用べからず、
社領

當代御朱印高十石

廣瀬神社

廣瀬は比呂世と訓べし、和名鈔、地名 廣瀬、假字上 の如し○祭神太田命、倉稻魂命、地名 ○上廣瀬村に在す、今高麗郡に屬す、例祭 月 日、

類社

伊豆國田方郡廣瀬神社

官社

万葉集十四
武藏國歌佐
百多万能津
爾乎流布爾
乃可乎伊
多美云々

物部天神社

文德實錄、嘉祥三年六月己酉、詔以武藏國廣瀬神、列於官社、
物部は毛乃々倍と訓べし○祭神宇摩志麻知命、或云、少彥名命、地名 ○北野郷小手指原に在す、同例祭 月 日、

社領

當代御朱印高五十石

國渭地祇神社

國渭は久爾奴、地祇は久爾都加美と訓べし、○祭神八千戈神、地名 ○北野郷小手指原物部天神社内に在す、同例祭 月 日、舊地廢亡して後爰に祀るか、

埼玉郡四座 並小

埼玉は佐伊太末と訓べし、和名鈔、地名 埼玉、假字上 の如し、式廿二、民部 拾芥抄、國郡 埼玉、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、武藏國防人埼玉郡上丁藤原部等母麻呂、

前玉神社二座

前玉は郡名に同じ○一座は祭神木花開耶姬命、埼玉村に在す、今富士權現と稱す、一座は祭神大己貴命、海上郷山根根古屋村に在す、地名 考證に、鷲宮乎と云り、

玉敷神社

玉敷は多萬之岐と訓べし○祭神大己貴命、地名 ○騎西町に在す、同今久伊豆大明神と稱す、
例祭 月 日、

宮目神社

宮目は美夜女と訓べし○祭神大山咋命、地名 ○騎西町に在す、同例祭 月 日、
男衾郡三座 並小

男衾は乎夫須萬と訓べし、和名鈔、郡名 男衾、假字上 式廿二、兵部 拾芥抄、部 男衾、
小被神社

小被は郡名に同じ○祭神瓊々杵尊、地名 ○富田邑に在す、同例祭 月 日、
出雲乃伊波比神社

出雲乃伊波比は伊豆毛能と訓べし、伊波比は假字也、○祭神三穗津姫命、譽田別尊、天見屋命、地名 ○
○赤濱村に在す、同上 ○式社考には、今八幡春日と稱す、例祭 月 日、○當國横見郡伊波比神
社あり、

稻乃賣神社

稻乃賣は伊奈能女と訓べし○祭神明か也○鉢形領鉢形町に在す、式社考に、 塚田
村三島宮と云り、例祭 月
日、

播羅郡四座 並小

播羅は假字也、和名鈔、郡名 播羅、原式廿二、上 拾芥抄、部 播羅、

白髮神社

白髮は志良賀と訓べし○祭神清寧天皇、式社考 ○地名記には、祭神伊弉冉命、素戔鳴尊、地名 田彦大神、○女沼
村に在す、同例祭 月 日、○日本紀、清寧天皇二年二月、天皇恨無子、乃遣大伴室屋大連
於諸國、置白髮部舍人、白髮部膳夫、白髮部朝負、糞垂遺跡、令觀於後、○社記曰、繼體天
皇勅大伴室屋大連而、每州祭白髮神社、皇后者吉備稚姫命也、
姓氏錄、左京皇 輕我孫、彦坐命四世孫白髮王之後也、云々、

田中神社

田中は多奈加と訓べし○祭神建甕尻命、式社考 ○地名記には、祭神少彦名命、天穗日命と云るは、信用がたし、 ○三箇尻郷宮島村に在
す、地名記、式 社考、例祭 月 日、
類社

楡山神社

遠江國磐田郡田中神社の條見合すべし
楡山は爾禮夜萬と訓べし、和名鈔、草木 楡、夜仁 新撰字鏡、木 楡、部 ○祭神伊弉册尊、地名 ○原
郷八日市村に在す、同例祭 月 日、
式社考に、女沼村聖天宮、祭神猿田彦大神と云り、

奈良神社

奈良は假字也○祭神奈良別命地名 ○中奈良村に在す、上今熊野權現と稱す、考例祭 月日、○舊事紀、國邊下毛野國造、中豐城命四世孫奈良別、云々、左京皇「姓氏錄、則下吉彌侯部、中豐城入彦命六世孫奈良君之後也、

官社

續日本後紀、嘉祥二年十一月壬子、武藏國播磨郡奈良神預官社、文德實錄、嘉祥三年五月丙申、詔以武藏國奈良神列於官社、先是彼國奏請、檢古記、慶雲二年、彼神放光如火熾、然其後、陸奥夷虜反亂、國發拯絃、赴救陸奥軍士、戴此神靈、奉以擊之、所向無前、老弱在行、免於死傷、和銅四年、神社之中、忽有湧泉、自然奔出、溉田六百餘町、民有疫癘、禱而愈、人命所繫、不可不崇、從之、

右預官社之事、重複せるは不審の事也、然れど前年は奏聞の時を以てしるし、翌年は宣下にて有べきか、其は御世のかはらせ給ふ時にしあれば也、

賀美郡四座 並小

賀美は假字也、和名鈔、郡名賀美、上式廿二、民部拾芥抄、國郡賀美、

長幡部神社

長幡部は奈賀波多倍と訓べし○祭神長幡部連祖歟、地名記、祭神比、昨大神と云○長濱下鄉村に在す、地名今長幡五社宮と稱す、考例祭 月日、○古事記、開化日子坐王之子大根王者、長幡部連之祖、

類社

常陸國久慈郡長幡部神社

今城青八坂稻實神社

今城青八坂稻實は伊麻岐阿袁夜佐加伊奈美と訓べし○祭神稚産靈尊、地名○七本木村に在す、地名記、例祭 月日、

今木青坂稻實荒魂神社

今木は前に同じ、青坂は阿袁佐加と訓べし、疑ふらくは、前に同じく、青八坂なる八の字を脱せるか、稻實は前に同じ、荒御魂は阿良美多麻と訓べし、○祭神天兒屋命、比咩大神、地名七本木村に在す、上例祭 月日、

今城青坂稻實池上神社

今城青坂稻實は前に同じ、池上は伊介賀美と訓べし、○祭神伊吹戸主命、地名○七本木村に在す、上例祭 月日、

前件三社、太田氏式社細見録には、本長瀬村に合祭して榛名大明神と稱すと云り、地名記も、村名はかはれども、同所鎮坐の由は同じ、さて祭神の説は、記のまゝに載すといへども疑はし、猶考ふべし、

秩父郡二座 並小

秩父は知々夫と訓べし、和名鈔、郡名秩父、假字上の式廿二、民部拾芥抄、國郡秩父、○舊事紀、天神天下春命、武藏國秩父國造等祖、同、國邊知々夫國造、瑞籙朝御世、八意思金命十世孫知

々夫彦命定賜國造、拜祠大神、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月廿日武藏國防人助丁秩父郡大伴部少歲、

秩父神社

秩父は郡名に同じ○祭神大己貴命、地名 ○大宮本町に在す、今妙見と稱す、地名、例祭 月 日、

兵家茶話に、三峯社は秩父神社也、日本武尊を祭る、社はなくて石七ツあり、ゆゑに七石大明神と云、是奥の社也、甲信武三國の峯にて白鳥郷大龍村と云處也、當郷六十六村あり、是土人の説也と云り、

神位

三代實錄、貞觀四年七月廿一日戊子、授武藏國正五位下勳七等秩父神正五位上、同十三年十一月十日壬午、授武藏國正五位上勳七等秩父神從四位下、元慶二年十二月八日己巳、授武藏國從四位上勳七等秩父神正四位下、

棕神社

棕は久良と訓べし○祭神猿田彦大神、地名肥○武社考には、祭神天兒屋命と云り、○矢田庄下吉田村に在す、同今井棕五社明神と稱す、例祭 月 日、
神位

三代實錄、貞觀十三年十一月十日壬午、授武藏國從五位下棕神從五位上、

明治十八年四月廿二日
被列於官
在埼玉縣
育柳村大字
例祭日四月十五日

兒玉郡一座 大

兒玉は古太萬と訓べし、和名鈔、郡名 兒玉、假字上「式廿二、民部 拾芥抄、國郡 兒玉、

金佐奈神社 名神大

金佐奈は加奈左那と訓べし○祭神素戔鳴尊、地名 ○金鑽村に在す、地名、例祭 月 日、
式三、臨時 名神祭二百八十五座、略武藏國金佐奈神社一座、
神位 官社

三代實錄、貞觀四年六月四日辛丑、武藏國正六位上金佐奈神列於官社、同年八月六日壬寅、授武藏國正六位上金佐奈神從五位下、

大里郡一座 小

大里は於保佐止と訓べし、和名鈔、郡名 大里、假字上「式廿二、民部 拾芥抄、國郡 大里、

高城神社

高城は多加藝と訓べし○祭神高皇產靈尊、地名、○中山道熊谷驛に在す、地名、例祭 月 日○古事記、神代 是高木神者、高御產巢日神之別名、
社頭

除地七反

比企郡一座 小

比企は假字也、和名鈔、郡名 比企、假字「式廿二、民部 拾芥抄、國郡 比企、

伊古乃速御玉比賣神社

伊古乃假字也、一本涸後に作る、和名鈔には沼速御玉は波夜美多麻と訓べし、比賣は假字也、
○祭神明か也○伊古村に在す、地名記、式社考、今阿波洲大明神と稱す、式社考、例祭 月 日、
連胤云、今阿波洲と稱すに上りて考れば、速御玉比賣は、安房國天比理乃咩神の異名なるべし、

那珂郡一座 小

那珂は假字也、和名鈔、郡名、那珂、式廿二、上、民部、拾芥抄、國郡、那珂、○万葉集廿卷、天平勝寶七
歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人云々、同月廿日、武藏國防人上丁那珂郡檜前舍人石前、
毘賣神社

毘賣は美加多麻と訓べし○祭神武甕槌命、地名、又云、瓊速日神、式社考、
○廣木村に在す、地名記、
連胤云、舊事紀、國造本紀、神八井耳命孫速延玉命、出雲國造神賀詞、大穴持命、已命和魂乎、
倭大物主櫛延玉命、名乎稱天、とあるを考ふれば、地名記、式社考の既はいかゝらん、

○附録

式外郡

久良郡

和名鈔、郡名、久良、久良岐

橘樹郡

和名鈔、郡名、橘樹、太知、式廿二、上、民部、拾芥抄、國郡、橘樹、○日本紀、安閑天皇元年十二月、武藏
國造笠原直使主、奉置橘花屯倉、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國
防人、云々、同月廿日、武藏國防人橘樹郡上丁物部真根、

豐島郡

和名鈔、郡名、豐島、止志、式廿二、上、民部、拾芥抄、國郡、豐島、○惣國風土記八十四殘缺云、武藏國豐
島郡、或云、東限下谷岡、西限箕田、北限向岡、南限蓋田川、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲乙
未二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月廿日、武藏國防人豐島郡上丁掠指部千爪生物部廣
足、

新座郡

和名鈔、郡名、新座、爾比

高麗郡

和名鈔、郡名、高麗、古、○續日本紀、靈龜二年五月辛卯、以駿河、甲斐、相摸、上總、下總、常陸、
下野七國高麗人千七百九十九人、遷于武藏國、置高麗郡焉、
榛澤郡

和名鈔、郡名、榛澤、波牟

式外神

倭文一神社

祭神

神位

文德實錄、天安元年九月庚戌、在武藏國正六位上倭文一神授從五位下、

若電神社

祭神

神位

三代實錄、貞觀六年七月廿七日辛亥、授武藏國從五位下若電神從五位上、

伊多之神社

祭神

神

三代實錄、貞觀七年十二月廿六日癸酉、武藏國從五位下伊多之神授從五位上、

河輪神社

祭神

神位

三代實錄、貞觀十七年十二月五日甲寅、授武藏國正六位上河輪神從五位下、

稻取神社

祭神

神位

三代實錄、貞觀十七年十二月五日甲寅、授武藏國正六位上稻取神從五位下、

神社叢錄第二十三之卷目錄

安房國

安房國六座大二座小四座

安房郡二座並大

安房坐神社名神大月次新嘗

后神天比理乃咩命神社大元名洲崎神

朝夷郡四座並小

天神神社

下立松原神社

莫越山神社

高家神社

神社叢錄第二十三之卷

東海道十二

○安房國

中臣朝臣連胤謹撰

安房國六座 大二座小四座

安房國は阿八と訓べし、和名鈔國名 安房、假字上國府在平群郡、式廿二、民部 安房國、中、爲遠國、同廿四、上計 行程、上三十四日、下十七日、和名鈔 拾芥抄、國郡 安房、中、○古語拾遺云、阿波忌部所居便名安房郡、今安房國是也、日本紀、景行天皇五十三年八月、乘輿幸伊勢、轉入東海、十月至上總國、從海路渡淡水門、古事記、景行 大帶日子於斯呂和氣天皇、此之御世定東之淡水門、舊事紀、國造 阿波國造、志賀高穴穗朝御世、天押日命八世孫彌都侶岐命孫大伴直大瀧定賜國造、○續日本紀、養老二年五月乙未、割上總國之平群、安房、朝夷、長狹四郡、置安房國、天平十三年十二月丙戌、安房國并上總國、天平寶字元年五月乙卯、能登、安房、和泉、依舊分立、

安房郡二座 並大

安房は國名に同じ、和名鈔、郡名 安房、國式廿二、民部 拾芥抄、國郡 安房、○續日本紀、文武天皇四年二月乙酉、上總國司請安房郡大小領連任父子兄弟、許之、○式十八、上郡 安房國安房郡爲神郡、

明治四年五月十四日被
列於官幣
大社
所在千葉縣
安房國安房郡
安房村
字大宮
祭八月十日

安房座神社

名神大月次新嘗

安房は國名、郡名等に同じ、○祭神天太玉命、一宮祀、○大神宮村に在す、地名、例祭 月 日、○當國一宮也、一宮、○式三、臨時、名神祭二百八十五座、中、安房國安房神社一座、

連胤 按るに、一宮記、號「洲崎明神」といへり、是に依て古事記傳にも、今洲崎明神と申すと云る共に謬也、洲崎明神とは后神を稱すにて、則房總志料に、洲崎明神は后神天比理咩命也と云るを正しき、

鎮座

舊事紀、天皇、神武天皇元年、天富命於「安房地」立「太玉命社」、謂「安房社」是也、○古語拾遺云、迷于神武天皇、中、天富命更求「沃壤」、分「阿波齋部」率「往東土」播「殖麻穀」、中、天富命即於「其地」立「太玉命社」、今謂之「安房社」、故其神戶有「齋部氏」、

神位

續日本後紀、承和三年七月甲申、安房國無位安房大神奉「授」從五位下、同九年十月壬戌、奉「授」安房國從五位下安房大神正五位下、文德實錄、仁壽二年八月丙辰、安房國安房神、特加「從三位」、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉「授」安房國從三位勳八等安房神正三位、

神稅 社領

續日本後紀、承和十四年七月壬申、加「安房國大神」、並從神祭、正稅穀一百斛、○當代御朱印高三十石四斗

后神天比理乃咩命神社大元名洲崎神

后神は岐佐岐賀美、天は阿女と訓べし、比理乃咩は假字也、○祭神明か也○洲之宮村に在す、地名、今二宮洲崎明神と稱す、例祭 月 日、

神位

續日本後紀、承和九年十月壬戌、奉「授」安房國无位第一后神天比理乃咩命神從五位下、文德實錄、仁壽二年八月丙辰安房國大比理乃咩命神特加「從三位」、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉「授」安房國從三位天比理乃咩命神正三位、

社領

當代御朱印高七石

雜事

扶桑見聞私記五云、治承四年八月廿九日、武衛令「着」安房國平群郡獵島云々、其夜當國洲崎明神ノ御寶前ニテ御念誦有テ「源ハ同ヲナカレン石清水セキアケテタベ雲ノ上迄、」此明神ハ八幡大菩薩ヲ奉「祝、」同十云、治承五年二月日、下須宮神官等可「早令」安房國須宮免「除萬雜公事」云云、可「令」免除之狀如「件、仍在應等宜承知勿「違失、」

連胤 按るに、當社は八幡宮を祝ひ祭るにはあらず、然るに、源は同じ流れなどよみ給へるをよもへば、所謂時勢に従ひてかくは沙汰したるなるべし、又永享記に、太田道灌江戸城を築れたるとき、安房の洲崎明神を勧請して、神田明神と齋ひたるよし見えたるも、同日

の論なるべし、

朝夷部四座 並小

朝夷は阿左比奈と訓べし、和名鈔、部名朝夷、假字上式廿二、民部上拾芥抄、國郡朝夷、○万葉集廿卷に、天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月九日、上總國朝夷郡防人上丁九子連大歲、

天神社

天は阿女と訓べし○祭神大己貴命、少彥名命、地名瀧之口村に在す、今小鷹大明神と稱す、今安房郡に屬す、上例祭月 日、

類社

山城國綴喜郡天神社の條見合すべし

社領

當代御朱印高十四石

莫越山神社

莫越山は奈古志夜萬と訓べし○祭神手置帆負命、彥狹知命、地名○沓見村に在す、上例祭月 日、

下立松原神社

下立松原は志毛多知末都波良と訓べし○祭神天日鷲命、地名○牧田村に在す、上例祭月

日、

高家神社

高家は多加伊倍と讀り○祭神大御食津神、磐鹿六雁命、地名○朝夷村に在す、上例今神明と稱す、

○附録

式外郡

平群郡

和名鈔、部名平群、倍久式廿二、民部上平群、拾芥抄、國郡平群、府今平郡と稱す、○惣國風土記殘缺云、平群郡、或逸西限桑山、東限綴喜山、南限曼鸞山、北限小十倉浦、

長狹郡

和名鈔、部名長狹、奈加式廿二、民部上拾芥抄、國郡長狹、○古事記、段神八井耳命者、長狹國造等之祖、○万葉集廿卷に、天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月九日、上総國長狹郡上丁丈部與呂麻呂、

神社叢錄第二十四之卷目錄

上總國

上總國五座大一座小四座

埴生郡一座大

玉前神社名神大

長柄郡一座小

橘神社

海上郡二座並小

島穴神社

望陀郡一座小

秩富神社

姉崎神社

神社叢錄第二十四之卷

東海道十三

○上總國

中臣朝臣連胤謹撰

上總國五座 大一座小四座

上總は加三豆不佐と訓べし、和名鈔、國名 上總、假字上 式廿二、民部 上總國、大、爲遠國、同廿

四、上、主計 行程上三十日、下十五日、和名鈔 拾芥抄、國郡 上總、大、古語拾遺云、天富命更求沃壤、

分阿波齋部、率往東土播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、云々、古語麻謂之總也、今爲

上總下總二國是也、○皇年代記安閑 首書、元年四月定上總國、

埴生郡一座 大

埴生は波牟布と訓べし、和名鈔、郡名 埴生、下總國埴生、假字上の如し、

玉前神社 名神大

玉前は多麻佐岐と訓べし○祭神前玉命注○一宮本鄉村に在す、今長柄郡に屬す、地名例祭

月、日、○當國一宮也、一宮 ○式三、臨時 名神祭二百八十五座、中 上總國玉前神社一座、○舊事

紀、神代 振魂尊見前玉命、掃部連等祖、

神位

三代實錄、貞觀十年七月廿七日戊午、授上總國從五位上勳五等玉埴神從四位下、元慶元年五

明治四年五月十四日被
列於國幣
中社
所在千葉縣
上總國長生
郡一宮町
大字一宮本
祭日九月十三日

月十七日丁巳、授上總國從四位上勳五等玉埜神正四位下、同八年七月十五日癸酉、授上總國正四位下勳五等玉埜神正四位上、

託宣

古今著聞集云、延久二年八月三日、上總國一宮の御託宣に、懷妊の後既に三年に及ぶ、今明王の國を治むる時にのぞみて、若宮を誕生すと仰せられけり、これによりて海濱を見ければ、明珠一顆ありけり、御正體に違ふ事なかりける、

雜事

扶桑見聞私記廿五云、元暦元年正月八日、上總國一宮神主等申テ云、中略小櫻盛也、廣常カ納一封ノ狀ヲ高紐ニ結付タリ、願書ニ云、敬自上總國一宮寶前云々、治承六年七月日、上總權介平朝臣廣常、

長柄郡一座 小

長柄は奈加良と訓べし、和名鈔、郡名長柄、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡長柄、○惣國風土記殘缺云、上總國長柄郡、東限鳥飼山、西限狹田河、南限尾走、北限雄長谷川、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月九日、上總國防人長柄郡上丁若麻績部羊、

橘神社

橘は太知波奈と訓べし、和名鈔、英藏橘、假字上の如し、○祭神弟橘姫命、日本武尊、忍山宿禰、地名○二

万葉集十四卷、東歌、奈加良、宇奈加、多能、清布、欲布、里、

宮庄本納村に在す、同上○玉手邊に、當社は橘比賣命の御櫛を納めし處と、櫛に語り傳ふと云り、例祭 月 日、○日本紀、景行天皇四十年十月、日本武尊、進相摸、欲往、上總、望海高言曰、是小海耳、可立跳渡、乃至于海中、暴風忽起、王船漂蕩而不可渡、時有從王之妾、曰弟橘媛、穗積氏忍山宿禰之女也、啓王曰、今風起浪溢、王船欲沒、是必海神心也、願以妾之身贖王之命而入海、言訖乃披瀾入之、暴風即止船得着岸、故時人號其海曰馳水也、○惣國風土記殘缺云、橘神社、圭田二十五東七畝田、所祭住吉大明神也、舒明天皇四年壬辰九月、始奉圭田加神禮、有神家巫戶等、連風按るに、風土記住吉神を祭るの説は、橘小戸に顯れます由緒に依れるか、されば取捨し難きところあり、猶よく考ふべし、

神位

三代實錄、元慶元年五月十七日丁巳、授上總國從五位上勳五等橘樹神正五位下、同八年七月十五日癸酉、授上總國正五位下福神正五位上、福宮

海上郡二座

海上は宇奈加美と訓べし、和名鈔、郡名海上、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡海上、○古事記、神代天菩比命之子建比良鳥命、上菟上國造等之祖也、舊事紀、國造上海上國造、志賀高穴穗朝、天穗日命八世孫忍立化多比命定賜國造、

國圖を考るに、今は廢して市原郡となる、房總志料續篇に、或説に海上郡と市原郡とは、養老川を分界として、河北は市原郡にして、河南は古への海上郡なるべし、此郡西の方は都

て海に臨むをもて、海上の名を得たり、或曰、望陀郡下泉村の方六ヶ村、今に海上郡と稱すと云り、猶委しく國人に尋ねべし、

島穴神社

島穴は志萬奈と訓べし、和名鈔、地名 島穴、印本鳴穴に誤る ○祭神級長津彦命、地名 ○島野村に在す、今市原郡に屬す、上例祭 月 日、○式廿八、兵部上總國驛馬、島穴五正、

神位

三代實錄、元慶元年五月十七日丁巳、授上總國從五位上島穴神正五位下、

姊崎神社

姊崎は阿彌佐岐と訓べし、○祭神級長津彦命、級長戸邊命、地名 ○姉ヶ崎村に在す、上今市原郡に屬す、例祭 月 日、

神位

三代實錄、元慶元年五月十七日丁巳、授上總國從五位上勳五等姊前神正五位下、同八年七月十五日癸酉、授上總國正五位下勳五等姊前神正五位上、

社領

當代御朱印高卅六石

望陀郡一座 小

望陀は末字太と訓べし、和名鈔、地名 望陀、假字上式廿二、兵部拾芥抄、國郡望陀、○古事記、神代天

万葉集十四
東歌上
宇麻呂多能
能乃佐能志

母能云々
能乃多
久里乃云々
印本館宮に
作て古本に
據て改むに
はれと現在に
と稱へり

津彦根命、馬來田國造等之祖也、國造 馬來田國造、志賀高穴穗朝御世、茨城國造祖建許呂命兒深河意彌命定賜國造、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月九日、上總國防人望陀郡上丁玉造部國忍、

飯富神社

飯富は假字也、和名鈔、地名 飯富、於布今按るに、飯を飯と書る例、參河國寶 飯富村に在す、上例祭 月 日、地名 ○祭神倉稻魂命、地名 ○飯

考證云、此郡輸布所謂望陀布是也、飯富神社者、麻殖神而、天宮命之祀乎、
山槐記云、應保二年三月十二日戊申、八幡行 石清水俗別當兼安申行幸賞事、上總國飯富社、天承鳥羽院始御幸之時、父兼孝申請了、隨以兼安補彼社司了、而先年之比兼孝逝去之砌、改定社務二執行了、此事無極訴也、如元賜彼社可爲今度賞、同月十九日乙卯、八幡別當兼安申社事、仰無左右、

○附錄

式外郡

市原郡

和名鈔、地名 市原、伊知式廿二、兵部拾芥抄、國郡市原、○萬葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月九日、上總國防人市原郡上丁刑部直千國、

准本書流に作るに誤り

畔蒜郡

和名鈔、郡名畔蒜、阿比今は廢亡して望陀郡に入る、

周淮郡

和名鈔、郡名周淮、季式廿二、上民部拾芥抄、國郡周淮、○舊事紀、國造須惠國造、志賀高穴穗朝、茨城國造祖建許呂命見大布日意彌命定賜國造、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月九日、上總國防人種淮郡上丁物部龍、

天羽郡

和名鈔、郡名天羽、阿末式廿二、上民部拾芥抄、國郡天羽、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月九日上總國防人天羽郡上丁丈部鳥、○式廿八、兵部上總國驛馬天羽五疋、

夷濊郡

和名鈔、郡名夷濊、伊志美式廿二、上民部拾芥抄、國郡夷濊、○日本紀、安閑天皇元年四月癸巳朔、内膳卿膳臣大麻呂奉救、遣使求珠伊甚、伊甚國造等詣京遲晚、踰時不進、膳臣大麻呂大怒收縛國造等、推問所由、國造稚子直等恐懼、逃匿後宮内寢、春日皇后不知直入、驚駭而顛、慚愧無已、稚子直等乘坐闌入罪、當科重、禮專爲皇后獻伊甚屯倉、請贖闌入之罪、因定伊甚屯倉、今分爲郡、屬上總國、古事紀、神代天菩比命之子建比良鳥命、伊自牟國造等之祖也、舊事紀、國造本紀伊甚國造、志賀高穴穗朝御世、安房國造祖伊許保止命孫伊己保直定

賜國造、

山邊郡

和名鈔、郡名山邊、也末乃倍式廿二、上民部拾芥抄、國郡山邊、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月九日上總國山邊郡上丁物部手刀良、

武射郡

和名鈔、郡名武射、式廿二、上民部拾芥抄、國郡武射、○舊事紀、國造志賀高穴穗朝、和邇臣祖彥意都命孫彥忍人命定賜國造、古事紀、孝昭天押帶日子命者、牟邪臣之祖也、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月九日、上總國武射郡上丁丈部山代、

式外神

前廣神代神社

祭神詳ならず○市原郡西廣村に在す房總志料

神位

三代實錄、貞觀十年九月十七日丁未、上總國正六位上前廣神代神授從五位下、

高瀧神社

祭神詳ならず○市原郡高瀧村に在す、今加茂明神と稱す、房總志料

房總志料云、市原郡の水源は粟又より出づ、粟又の瀧を高瀧といふ、依て此流れを高瀧領といふ、昔高瀧神社此所に在、今此一村加茂神社を祭る、又加茂村に加茂神社あり、土人の説に、高瀧村加茂神社は此地より遷座すといへり、又砂石集に、北條氏の比、上總國高瀧の宮の物語り載るをみれば、高瀧の地名最古し、かゝれば高瀧村の加茂神社を、却て加茂村へ移せしやらん、

神位

三代實錄、貞觀十年九月十七日丁未、上總國正六位上高瀧神授_三從五位下、

神代神社

祭神詳ならず○市原郡神代村に在す、房總志料

房總志料續篇に、佐貫の人云、三代實錄に載る神代神は市原郡にあり、望陀郡にも神代村といふおれどまからずと云ふ、

神位

三代實錄、元慶元年閏二月廿六日戊戌、授_三上總國正六位上神代神從五位下、同年五月十七日丁巳、授_三上總國從五位下神代_代神從五位上、

常世神社

祭神詳ならず○周准郡常代村に在す、今羽黒權現と稱す、房總志料

神位

三代實錄、元慶元年閏二月廿六日戊戌、授_三上總國正六位上常世神從五位下、

建市神社

祭神詳ならず○市原郡武士村に在す、房總志料

神位

三代實錄、元慶八年七月十五日癸酉、授_三上總國正六位上建市神從五位下、

房總志料云、市原郡武士村は高山ありて、舟行の標とある山上に古神祠あり、按るに、武士は建市を誤れる也、建市神なる事知べし、土俗相傳、神誓ありて盜賊を護ぞと、賊近れて此山に匿る、時はみえず、故に盜神の稱あり、此地山深く人居稀にして逃竄の徒の巢居となりぬれば、かく御名を蒙らしめり、

田原神社

祭神詳ならず○望陀郡俵田村に在す、今白山權現と稱す、房總志料續篇

神位

三代實錄、元慶八年七月十五日癸酉、授_三上總國正六位上田原神從五位下、

神社要録第二十五之卷目錄

下總國

下總國十一座大一座小十座

香取郡一座大

香取神宮名神大月次新嘗

千葉郡二座並小

寒川神社並小

匝瑳郡一座小

老尾神社

印播郡一座小

麻賀多神社

結城郡二座並小

高椅神社

岡田郡一座小

桑原神社

葛飭郡二座並小

茂侶神社

蘇賀比咩神社

健田神社

意富比神社

相馬郡一座小
蛟蛸神社

神社殿録第二十五之卷

東海道十四

○下總國

中臣朝臣連胤謹撰

下總國十一座 大一座小十座

下總は之毛豆不佐と訓べし、和名鈔、國名下總、假字上國府在葛飾郡、式廿二、上、民部下總國、大、爲遠國、同廿四、上、計行程上三十日、下十五日、拾芥抄、國部下總、大、○國號の事、上總國の條見合すべし、

香取郡一座 大

香取は加止里と訓べし、和名鈔、郡名香取、假字上式廿二、上、民部拾芥抄、國部香取、○惣國風土記百二殘缺云、下總國楫取郡、或香東限大鷹山、西限益草川、南限大宜、北限國府湊、○式十八、式部香取郡爲神郡、

香取神宮 名神大月次新嘗

香取は郡名に同じ、和名鈔、郡名香取、○祭神經津主命、相殿比賣神、天兒屋命、武甕槌命、社○香取郷に在す、地名○式三、臨時名神祭二百八十五座、略下總國香取神宮一座、○當國一宮也、一宮○惣國風土記殘缺百二云、楫取神社、圭田公毅之外一千束、所祭經津主神也、舒明天皇三年辛卯七月、始奉圭田一行神禮、有神家巫戸祝部之宅、○日本紀神代卷上、一書曰、斯軻遇

明治四年五月十四日發
列於官幣
大社一宮
所在千葉縣
下總國香取郡
郡祭日四月十日

突智時、其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石、而因化成神、號曰磐裂神、次根裂神兒磐筒男神、次磐筒女神兒經津主神、同下、一書曰、天神遣經津主神、武甕槌神、使平定葦原中國、略是時齋主神號齋之大人、此神今在平東國楫取之地也、古語拾遺云、經津主神、是磐筒女神之子、今下總國香取神是也、

此外にも經津主神の御名見えたれど爰に略す、抑日本紀神代卷にては、經津主と武甕槌は別神なる事著しけれど、同神武卷、及古事記等の文にては、同體異名の貌なるに依て、古事記傳、古史徵等にいへる事どもあれど、こは學者流の論にして、奉仕の身よりとにかく説なすべきにあらず、ざるを香取志の作者、當社祠官小林重規は同體異名辨を著し、鹿島志の作者、當社神官北條時隣は古事記傳の説を主張す、是みな學問に泥める費也、努々社職にあいては、専ら社傳を守るべし、學者流の論をたつれば、却て敬神の實情に背くもの也、

鎮坐

香取志云、建久年中舊記、神武天皇即位十八年戊寅、始建宮柱、云々、古老口碑に傳ふる所、神武元年十八年の兩説あり、

修理

臨時祭式云、凡諸國神社隨破修理、但下總國香取神社正殿、廿年一度改造、其料使用神稅、如無神稅、即充正稅、○日本後紀、弘仁三年六月辛卯、神祇官言、香取社隔廿箇年一皆改造、積習爲常、其弊不少、今須除正殿外、隨破修理、永爲恒例、許之、三代實錄、元慶六

年十二月九日丁未、勅以下總國神稅稻五千八百五十五把九分四毫、充造正一位勳一等香取神社雜舍料、隔二十年一作例也、

社職 樂人 把笏

臨時祭式云、下總國香取神宮司准從八位、以封戸充之、同云、凡香取神宮樂人裝束者、令國司付領、若有欠失、拘其解由、續日本後紀、承和三年十月丙辰、下總國言、香取神禰宜准常陸國鹿島神禰宜、遷代相續、同令把笏、許之、玉藥、寬喜元年五月一日、二條中納言來申、香取神主間事、當時神主助道父祖三代相續、多左府此職、康治以降他流相續廿余年也云々、實廣申云、香取神主本流中臣也、助道者大中臣也、鹿島神主餘流也、而康治之比中臣氏無其仁之時、掠申子細拜任、後三代雖似相續、中臣氏互相交補也、就中助道三度補此職、其治纔六箇年也、社家稱不吉、加之長者之始近例多改補之、尤可被改仰歟、當流之習以嫡子補大禰宜、以一男被補神主、仍一男無其仁之時、助道之流間拜任云々、余仰云、長者之始、法性寺殿以往御心不被改任、而保元以後長者無讓之儀被下宣旨、遷替事出來後多被改任歟、所謂保元、法性寺殿治承、近衛文治、關敏建仁、故殿建永白等也、宇治保元、六條攝政永方、中山承久、予等不被改、可謂不快然者、實廣可爲神主之由、可給政所下文者云々、

神位

續日本紀、寶龜八年七月乙巳、內大臣從二位藤原朝臣良繼病、叙其氏神香取神正四位上、續日

本後紀、承和三年五月丁未、奉授下總國香取郡從三位伊波比主命從二位、同六年十月丁丑、奉授坐二下總國香取郡正二位伊波比主命從一位、

雜事

左經記、長元七年八月廿五日、令大外記頼隆真人、草鹿島香取御祈祭文二枚云々、御封十五戶奉分寄、鹿島十戶、是近曾見九條御日記之次、安子后被祈男皇子之間、依貞信公御教、九條大臣被祈鹿島、其後不經幾年、頻有男皇子誕生、

奉幣（此條缺く）

千葉郡二座 並小

乃波萬
能保保
保保保
保保保
保保保
保保保
保保保
保保保
保保保
保保保

千葉は知波と訓べし、和名鈔、郡名千葉、假字上、民部拾芥抄、國郡千葉、

寒川神社

寒川は佐牟加波と訓べし、○祭神譽田別尊地名、○寒川村に在す、上例祭月日、

考證に、寒川比女命と云り、こは寒川の文字に據るのみにして、其實は知れがたし、猶尋ぬべし、○仲信友云、寒川村の屬邑寒川新田と云所に古社あり、今は神明と稱すれども寒川神社也、神體は御幣にて、祭日に新に調へて、舊物は海の澳に持出て流す也、此神靈驗著き事常にて、無禮をなす事あれば、其祟を受けて病出て死に至るもの多し、早く悟りて祈謝すれば病治る事あれど、其語る事遍く病深くなれば、治する事なし、同藩の醫丹羽誠軒、寒川に久しく客居して見聞する趣也、又寒川の本村にも神明宮あれど、そは新田なるを後に勸

請し祭る也と云り、といへり、

蘇我比咩神社

蘇我比咩は假字也○祭神明か也○曾我野村に在す、地名例祭 月 日、

匝瑳郡一座 小

匝瑳は音讀也、和名鈔、郡名匝瑳、式廿二、民部拾芥抄、國郡匝瑳、○續日本後紀、承和二年三月辛酉、下總國人陸奥鎮守外從五位下勳六等物部匝瑳連熊猪改、連賜宿禰、又改本居貫、附左京二條、昔物部小事大連錫節天朝、出征坂東、觀歌歸報、藉此功勳、令得於下總國始建匝瑳郡、仍以爲氏、是則熊猪等祖也、

老尾神社

老尾は於伊袁と訓べし○祭神國常立尊、朝彥命、地名○南條庄生尾村に在す、同今生尾大明神と稱す、例祭 月 日、

印播郡一座 小

印播は伊牟波と訓べし、和名鈔、郡名印播、式廿二、民部拾芥抄、國郡印播、○舊事紀、國造印波國造、輕島豐明朝御代、神八井耳命八世孫伊都許利命定賜國造、

麻賀多神社

麻賀多是假字也○祭神稚産靈命、稚日靈命、地名○印東庄船形村に在す、上例祭 月 日、

結城郡二座 並小

高椅神社

高椅は多加波之と訓べし、和名鈔、郡名高椅、○祭神高椅朝臣祖歟、地名○高椅村に在す、今下野都賀郡に屬す、地名例祭 月 日、○日本紀、景行天皇五十三年十月、至上總國、從海路渡淡水門、中略於是膳臣遠祖、名磐鹿六雁、以蒲爲手繩、白蛤爲膾而進之、故美六雁臣之功、而賜膳夫伴部、○姓氏錄、左京島高椅朝臣、阿倍朝臣同祖、大稻與命之後也、景行天皇巡狩東國、供獻大蛤、于時天皇喜其奇美、賜姓膳臣、天淳中原瀨真人天皇

武十二年、改膳臣賜高椅朝臣、連按るに、六雁命の裔東國に在しとは、日本紀、姓氏錄、また高椅氏文等に明かなれば、今高椅朝臣の氏族、大和國添上郡高椅神社同體とす、

類社

社領

山城國愛宕郡高椅神社の條見合すべし

健田神社

健田は多氣太と訓べし、和名鈔、郡名香取郡健田、○祭神健御名方命、地名○小嶋村に在す、

例祭 月 日、○惣國風土記百二殘缺云、香取郡健田庄、云々、健田部神社、圭田三十二束三
字田、所祭別雷神也、舒明天皇二年己丑三月、始奉圭田行神禮祭事等、

岡田郡一座 小

岡田は袁加陀と訓べし、和名鈔、郡名豊田、止與拾芥抄、國郡豊田、元岡田、延喜廿二年、民部首書云、
延喜四年十二月十日、改岡田郡爲豊田郡、

伴信友が考へに、郡名を改る事、祕釋に延喜四年三月十日、拾芥抄に延喜廿年とあり、共に
誤れりといへり、

桑原神社

桑原は久波波良と訓べし、和名鈔、郡名葛飾郡桑原、○祭神天熊人命、地名○國生村に在す、同
例祭 月 日、○姓氏錄、左京桑原臣、上毛野同氏、豊城入彦命五世孫多奇波世君之後、

葛飾郡二座 並小

葛飾は加止志加と訓べし、和名鈔、郡名葛飾、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡葛飾、

茂侶神社

茂侶は假字也○祭神大日靈尊、月弓尊、素戔鳴尊、蛭見尊、地名○栗ヶ澤村に在す、同例祭 月
日、

神位

三代實錄、貞觀十三年十一月十一日癸未、授下總國從五位下茂侶神從五位上、元慶三年九月

乃乎萬豆下万
云許能思加葉
々具字加國集
々々其能能歌十
禰末麻麻可四

廿五日壬子、授下總國正五位下茂侶神正五位上、

意富比神社

意富比は假字也○祭神天照皇大神、地名○船橋郷に在す、同例祭 月 日、

神位

三代實錄、貞觀五年五月廿六日戊子、授下總國從五位下意富比神正五位下、同十三年四月三
日己卯、授下總國正五位下意富比神正五位上、同十六年三月十四日癸酉、授下總國正五位
上意富比神從四位下、

相馬郡一座 小

相馬は佐宇萬と訓べし、和名鈔、郡名相馬、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡相馬、○惣國風土記百
一殘缺云、下總國相馬郡、東限_二匝_一、西限_二鶺_一、南限_二早良湊_一、北限_二勝川_一、

蛟蜋神社

蛟蜋は美豆知と訓べし○祭神植山姬命、罔象女命、地名○布川庄立木村に在す、同今文間兩社
大明神と稱す、例祭 月 日、○惣國風土記百一殘缺云、蛟蜋神社、圭田三十九束三畝田、所
祭罔象女也、天平二年庚午六月、始奉圭田、神事式祭等始也、

○附錄

式外郡

媛島郡

和名鈔、郡名媛島、佐之式廿二、民部拾芥抄、國郡媛島、

海上郡

和名鈔、郡名海上、字奈加美式廿二、民部拾芥抄、國郡海上、○舊事紀、國造下海上國造、本紀輕島豐明朝御世、上海上國造祖孫久都伎直定、賜國造、

埴生郡

和名鈔、郡名埴生、波牟式廿二、民部拾芥抄、國郡埴生、

式外神

子松神社

祭神

神位

三代實錄、元慶三年四月五日甲子、授下總國正六位上子松神從五位下、

神社殿錄第二十六之卷目錄

常陸國

常陸國二十八座大七座小二十一座

鹿嶋郡二座並大

鹿嶋神宮名神大月次新嘗

大洗磯前藥師菩薩明神社名神大

真壁郡一座小

大國玉神社

信太郡二座並小

楯縫神社

久慈郡七座大一座小六座

長幡部神社

天之志良波神社

靜神社名神大

稻村神社

立野神社

筑波郡二座大一座小一座

筑波山神社二座一名神大一小

阿彌神社

薩都神社

天速玉姬命神社

那賀郡七座大二座小五座、
 大井神社
 吉田神社名神大
 酒列儀前藥師菩薩神社名神大
 藤内神社
 新治郡三座大一座小二座
 稻田神社名神大
 佐志能神社
 茨城郡三座並小
 夷針神社
 主石神社
 多珂郡一座小
 佐波波地祇神社

青山神社
 阿波山上神社
 石船神社
 鴨大神御子神主神社
 羽梨山神社

神社殿録第二十六之卷

東海道十五

○常陸國

常陸國二十八座 大七座小二十一座

中臣朝臣連胤謹撰

常陸は比太知と訓べし、和名鈔、國名常陸、假字上國府在茨城郡、式廿二、民部常陸國、大、爲遠國、同廿四、上計行程、上三十日、下十五日、和名鈔拾芥抄、國郡常陸、大、○日本紀、景行天皇四十年、日本武尊、蝦夷既平、自日高見國還之、西南歷常陸、至甲斐國、云々、○常陸國風土記曰、常陸國司解、申古老相傳舊聞事、問國郡舊事、古老答曰、古者自相摸國足柄岳坂、以東諸縣、總稱我姬國、是當時不言常陸、唯稱新治、筑波、茨城、那賀、久慈、多珂國、各遣造別令檢校、其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、遣高向臣、中臣幡、織田連等、總領自坂已東之國、于時我姬之道分爲八國、常陸國居其一矣、所以然號者、往來道路、不隔江海之津濟、郡鄉境界、相續山河之峯谷、取近通之義、以爲名稱焉、或曰、倭武尊巡狩東夷之國、幸過新治之縣、所遣國造毗那其珠命、新令堀井、流泉淨澄、尤有好愛、時停乘輿、祝水洗手、御衣之袖垂泉而沾、依漬袖之義、以爲此國之名、風俗諺曰、筑波岳黑雲挂衣袖漬國是矣、所謂水陸之府藏、物產之膏腴、古人曰常世之國、蓋疑此地、云々、

鹿島郡二座 並大

國史、弘仁十一年八月甲午、令常陸國鹿島神社祝禰宜把笏、續日本後紀、天長十年四月丁丑、常陸國鹿島大神祝外從八位上勳八等中臣鹿島連川上外從五位下、承和十二年七月丁卯、常陸國言、依去年二月廿七日符、補任鹿島大神宮權宮司、庶務之勤、不異正任、而奉幣朝使、只給正任常色、不給權任、祭禮之場、同官異色、望請、准據正任、將預給例者、聽之、立爲恒例、臨時祭式云、常陸國鹿島神宮司准從八位官、以封戸物充之

修理

臨時祭式云、凡諸國神社隨破修理、但常陸國鹿島神社正殿、廿年一度改造、其料使用神稅、如無神稅、即充正稅、

神賤

續日本紀、寶龜四年六月丙午、常陸國鹿島神賤一百五人、自神護景雲元年立制、置一處、不許與良婚姻、至是、依舊居住、更不移動、其同類相婚、一依前例、同十一年十二月壬子、常陸國言、脫漏神賤七百七十四人、請編神戶、許之、神司妄認良民、規爲神賤、假託靈異、已侵朝章、自今以後、更莫申請、

大洗儀前藥師菩薩神社 名神大

印本菩薩の下に明の字あり一本に據て削る

大洗儀前は於保安良比伊曾佐伎、藥師は久須志と訓べし、菩薩は音讀也、○祭神大己貴命、頭○宮田郷儀濱村に在す、常陸例祭 月 日、○式三、臨時名神祭二百八十五座、略常陸國大洗儀前藥師菩薩神社一座、

陸東茨城郡磯濱町祭日九月九日

官社 名神 菩薩

文德實錄、天安元年八月辛未、在常陸國大洗儀前神預官社、同年十月己卯、在常陸國大洗儀前神、號藥師菩薩名神、

鎮坐

文德實錄、齊衡三年十二月戊戌、常陸國上言、鹿島郡大洗儀前有神新降、初郡民有羨海爲、搦者、夜半望海、光耀屬天、明日有兩怪石、見在水次、高各尺許、體於神造、非人間石、搦翁私異之去、後一日、亦有廿餘小石、在向右左右、似若侍坐、彩色非常、或形沙門、唯無耳目、時神憑人云、我是大奈母知少彦名命也、昔造此國、訖、去往東海、今爲濟民、更亦來歸、

眞壁郡一座 小

眞壁は萬加倍と訓べし、和名鈔、郡名眞壁、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡眞壁、○常陸國風土記云、万葉注しらかへの國などいへり、近代流同風土記、布本筑波郡、云々、郡西十里在、流勝波江、云々、良白壁郡、又云、新治郡、南白壁郡、

連胤按るに、眞壁は舊名眞白壁郡なるを、かの二字に改められし時より、眞壁とは唱るなるべし、

大國玉神社

大國玉は於保久爾多萬と訓べし、○祭神大己貴命、○大國玉村に在す、地名例祭 月 日、

類社

伊勢國多氣郡大國玉神社の條見合すべし

神位 官社

續日本後紀、承和四年三月戊子、常陸國眞壁郡大國玉神預官社、以此之中特有靈驗也、同十二年七月辛未、授常陸國無位大國玉神從五位下、

信太郡二座 並小

信太は志多と訓べし、和名鈔、郡名信太、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡信太、○常陸國風土記曰、萬葉注信太郡、黑坂命征討陸奥蝦夷、事了凱旋、及多歌郡角枯之山、黑坂命遇病身故、爰改角枯號、黑前山、黑坂命之輪輜車、發自黑前之山、到日高見之國、葬具儀、赤旗青幡、交雜飄颻、雲飛虹張、登野耀路、時人謂之幡垂國、後世言便稱信太國、同日、釋日本紀信太郡云々、古老曰、御宇難波長柄豐前宮之天皇御世、癸丑年、小山上物部河内、大山上物部會津等、請摠領高向大夫二分筑波、茨城郡七百戶、置信太郡、此地本日高見國、云々、同日、近代流信太郡、東信太流海、南坂浦流海、西毛野河、北河内郡、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月十四日、常陸國防人信太郡物部道足、

連胤按るに、近代流布本風土記に、萬葉注釋、釋日本紀等引用の文を載せず、然れば同名にて異物也、疑ふらくは和銅、延長再度の風土記なるべし、

楯縫神社

楯縫は多天奴比と訓べし○祭神彦狹知命、地名○信太郷木原村に在す、式社考、地名記、例祭月日、○鎮座記云、相傳信田郡第一宮也、社側有大杉樹、周員四丈五尺餘、爲神木、見者皆以爲奇、

類社

常陸誌には、今不知其所在、又未考其爲何神と云り、

阿彌神社

丹波國氷上郡、但馬國養父郡、同國氣多郡楯縫神社、各一
阿彌は假字也、和名鈔、郡名阿彌、印本作○祭神豐城入彦命、地名○在所分明ならず、鎮座記、地名竹來村と云り、式社考、參○姓氏錄、左京大網臣、上毛野朝臣同祖、豐城入彦命六世孫下毛君奈良弟、眞若君之後也、

久慈郡七座 大一座小六座

久慈は假字也、和名鈔、郡名久慈、式廿二、民部拾芥抄、國郡久慈、○舊事紀、國造久自國造、志賀高穴穗朝御代、物部連祖伊香色雄命三世孫船瀬足尼定賜國造、常陸國風土記云、近代流久慈郡、東大海、南西那珂郡、北多珂郡、陵奧國堺岳、古老曰、自郡以南、近有小丘、體似鯨鯢、倭武天皇同名久慈、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相替遣筑紫諸國防人云々、同月十四日、常陸國防人、久慈郡九子部佐壯、

長幡部神社

長幡部は奈賀波太倍と訓べし○祭神長幡部連祖○太田郷幡村に在す地名○古事記、開化日子坐王之子、神大根王者、長幡部連之祖、○常陸國風土記云、郡東七里太田郷、長幡部之社、古老曰、珠寶美万命、自天降時、爲織御服、從而降之神名綺日女命、本自筑紫國日向二神之峯、至三野國引津根之丘、後及美麻貴天皇之世、長幡部遠祖多氏命、避自三野、遷于久慈、造立機殿初織之、其所織服、自成衣裳、更無裁縫、謂之內幡、或曰、當織純時、輒爲人見、閉屋扉、閉內而織、同名烏織、兵白乃、不得裁斷、今年、別爲神調、獻納之、○式廿四、注常陸國長幡部純七匹、

常陸志には、不知其所在、鎮坐云幡村、舊曰長幡村、祭神多豆命、是爲長幡部始祖、類社

武藏國賀美郡長幡部神社

氏人

類聚國史、弘仁八年閏四月戊子、常陸國人長幡部福良女授少初位上、

薩都神社

薩都假字也、和名鈔、地名薩都、印本薩の字脱す、今一本に據る、○祭神立速男命風土記○薩都郷佐都宮村に在す、地名例祭 月 日、○常陸國風土記云、薩都里、古有國栖、名曰土雲、爰免上命發兵誅滅、時能令殺、福哉所言、因名佐都、北山所有白土可塗畫之、東大山謂賀毗禮之高峯、即有天神、名稱立速日男命、一名速經和氣命、本自天降、即坐松澤松樹八俣之上、神巢甚

殿、有_レ人向行_二大小便之時、令_レ示_レ災致_二疾苦者、近側居人、每甚辛苦、具狀請_レ朝、遣_二片岡大連_一敬祭、祈曰、今所坐此處、百姓近_レ家、朝夕穢臭、理不_レ令_レ坐、宜_レ避移可_レ鎮_二高山之淨境_一、於是神聽_二禱告_一、遂登_二賀毗禮之峯_一、其社以_二石爲_レ垣、中種屬甚多、并品寶弓梓釜器之類、皆成_レ石存之、凡諸鳥經過者、盡急飛避、無_レ當_二峯上_一、自_レ古然、爲_レ今亦同_レ之、即有_二小水、名_二薩都河_一、源起_二北山_一、流_レ南同入_二澁河_一、

神位

續日本後紀、承和十三年九月丙午、奉_レ授_二常陸國勳十等薩都神從五位下_一、三代實錄、貞觀八年五月廿七日庚午、授_二常陸國從五位上勳七等薩都神正五位上_一、同十六年十二月廿九日癸未、授_二常陸國正五位下勳十等薩都神從四位下_一、

天之志良波神社

天之は阿女乃と訓べし、志良波は假字也、○祭神明か也○太田郷白羽村に在す、白羽明神と稱す、鎮例祭 月 日、○舊事紀、神祇本紀復令麻績祖長白羽神種、麻以爲_二青和幣_一、今衣稱_二白羽_一、此其緣也、古語拾遺云、令_レ長白羽神種、麻以爲_二青和幣_一、

鎮坐云、中世以_二佐竹永義_一、或作長義爲_二別當職_一、是謂_二今宮大納言_一、按佐竹家譜云、永義佐竹昌義十六代右京大夫義舜之次子也、爲_二眞壁大先達_一、住_二小野邑_一、當_二此之時_一、爲_二志良波祠別當_一、稱_二今宮大納言_一、蓋不_レ官位也、所謂大納言者、今猶_二修驗者流宰相少納言之類_一、可以知、

神位

三代實錄、貞觀八年五月廿七日庚午、授常陸國正六位上白羽神從五位下、同十六年十二月廿九日癸未、授常陸國從五位下天之白羽神從五位上、

天速玉姬命神社

天速玉姬は阿女乃波夜多麻比賣と訓べし○祭神明か也鎮坐云、以玉爲神靈矣○水木村に在す、今泉明神と稱す、今多珂郡に屬す、地名例祭 月 日、常陸國誌には、今不知所在と云り、

神位

三代實錄、貞觀八年五月廿七日庚午、授常陸國正六位上天之速玉神從五位下、同十六年十二月廿九日癸未、授常陸國從五位下天速玉神從五位上、

靜神社 名神大

靜は志豆と訓べし、和名鈔、地名倭文、○祭神天手力雄命、社説○考證に、天羽雄命、今云手力雄命者非也と云り、されど手力雄の號甚古し、捨がたし○靜村に在す、地名今那珂郡に屬す、例祭 月 日、○式三、臨時名神祭二百八十五座、中常陸國靜神社一座、

連胤云、主計式、常陸國倭文三十一端、「常陸國風土記、久慈郡西□里靜織里、上古之時、未識織綾之機、未在人、于時此村初織、同名之と見え、「釋日本紀、倭文神坐常陸國、依之倭文常陸國之所濟也とあれど、主計式、風土記等は、もとより倭文の事をいへる

にて、此國倭文を輸する事は、諸書に見えて論をまたず、釋紀に坐常陸國といへるは、當社をさして云るか、また別に倭文社のあるをいへるか、いと覺束なし、竊に按るに、當社は靜織里に坐すか故に、地名に依て靜神社とは稱すといへども、倭文神にあらぬは、古く手力雄明神と唱ふるにてしるし、されど國內に倭文社といふ舊號の遺らぬ限りは、明かに知がたし、猶考ふべし、

神位

三代實錄、仁和元年五月廿二日丙午、常陸國從五位下靜神授從五位上、

稻村神社

稻村は伊奈牟良と訓べし○祭神面足尊、惶根尊、級長津彦命、地名○保内郷下野宮村に在す、同例祭 月 日、鎮坐には、初在上稻村、今上野宮也、今尙有小祠、世謂之爲稻村本宮、文武帝慶雲四年、所經建之舊趾也と云り、

神位 官社

續日本後紀、嘉祥二年四月庚寅、常陸國久慈郡稻村神預之官社、緣水旱之時祈必致、咸三代實錄、元慶二年八月廿三日丙戌、授常陸國正六位上稻村神從五位下、仁和元年五月廿二日丙午、常陸國從五位下稻村神授從五位上、

立野神社

立野は多知能と訓へし○祭神級長戸邊命、級長津彦命、地名○上小瀬村鹿嶋社相殿に在す、今那珂郡に屬す、座例祭 月 日、

鎮座に、在去今祠可五町立野山、與大和國平群郡龍田立野祠、伊勢國風宮同、近世移在白幡山、爲鹿嶋相殿、通謂之立野鹿島明神と云り、○考證に、舊事紀云、物部建彦連公、立野連祖、國造本紀云、久自國造、物部連祖伊香色雄命云々の文を引て、立野連祖神とせり、未孰れかしらねど暫く國人の説に従ふ、

類社

伊勢國飯高郡立野神社の條見合す、へし

神位

三代實錄、貞觀十六年五月十一日戊戌、授常陸國立野神從五位下、

筑波郡二座 大一座小一座

筑波は豆久波と訓へし、和名鈔、郡名筑波、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡筑波、○舊事紀、國造筑波國造、志賀高穴穗朝、以忍凝見命孫阿閉色命定賜國造、○常陸國風土記云、筑波郡、東茨城郡、南河内郡、西毛野河、北筑波岳、古老曰、筑波之縣、古謂紀國、美萬貴天皇之世、遣采女臣友屬筑篋命於紀國之國造、時筑篋命云、欲令身名者若國而後代流傳、即改本號、更稱筑波者、同惣國風土記殘缺云、筑波郡、東限金井岡、西限幸田川、南限豐浦崎、北限大林、

万葉集十四卷、常陸國風土記、筑波郡、古老曰、筑波之縣、古謂紀國、美萬貴天皇之世、遣采女臣友屬筑篋命於紀國之國造、時筑篋命云、欲令身名者若國而後代流傳、即改本號、更稱筑波者、同惣國風土記殘缺云、筑波郡、東限金井岡、西限幸田川、南限豐浦崎、北限大林、

筑波山神社二座 一名神大一小

筑波は郡名に同じ、山は夜萬と訓へし、和名鈔、郡名筑波、○祭神伊弉諾尊、伊弉册尊、地名或云、埴山彦神、埴山姫神、○筑波山に在す、兩峯あり、南陽峯男體と稱し、北陰峯女體と稱す、例祭 月 日、○常陸國風土記云、古老曰、昔祖神尊巡行諸神之處、到駿河國福慈岳、卒遇日暮、請欲寓宿、此時福慈神答曰、新粟初嘗、家内諱忌、今日之間、蕪許不堪、於是神祖尊恨泣誓告曰、即汝親何不欲宿、汝所居山、生涯之極、冬夏雪霜、冷寒重襲、人民不登、飲食勿奠者、更登筑波岳、亦請容止、此時筑波神答曰、今夜雖新粟嘗、不敢不奉尊旨、爰設飲食、敬拜祇承、於是神祖尊、歡然謂曰、愛乎我胤、巍乎神宮、天地並齊、日月共同、人民集賀、欲富豐、代々無絕、日々彌榮、千秋万歲、遊樂不窮者、是以福慈岳常雪、不得登臨、其筑波岳往集舞飲喫、至于今不絕也、以下界之夫筑波岳、高秀于雲、最頂西峰嶮嶮、謂之雄神、不令登臨、但東峰四方磐石、昇降决屹、謂之雌神、其側流泉、冬夏不絕、自坂已東諸國男女、春花開時、秋葉黃節、相携駢闐、飲食齋賞、騎步登臨、遊樂栖遲、其唱曰、云々、俗諺云、筑波峰之會、不得聘財者兒女不爲矣、○同惣國風土記殘缺云、筑波神社、圭田八十二束六毛田、所祭木花咲耶比咩也、皇極二年癸卯三月、始奉圭田一行神禮、

連風 按るに、惣國風土記祭神の説甚いぶかし、こは古風土記に、福慈神と問答の事ありしより、富士の神と混じたるなるべし、○鎮座に、所祭二座、伊弉諾尊在陽峯、伊弉册尊在陰峯、通謂之筑波大明神、又云、攝社四座、珠嶽祀素戔鳴尊、其小原本社在吉野嶺、祀蛭

万葉集九卷、常陸國風土記、筑波郡、古老曰、筑波之縣、古謂紀國、美萬貴天皇之世、遣采女臣友屬筑篋命於紀國之國造、時筑篋命云、欲令身名者若國而後代流傳、即改本號、更稱筑波者、同惣國風土記殘缺云、筑波郡、東限金井岡、西限幸田川、南限豐浦崎、北限大林、

自坂以下方業注釋所引用

見命、其和多利社在國割嶺、祀月讀命、其稻村社在鶯嶺、祀天照皇太神、風土記所謂筑波飯名神乃此也、世謂之筑波六所大神云々と云り、

神位 官社

日本紀畧、弘仁十四年正月丁丑、常陸國從五位下筑波神爲官社、以靈驗頻著、續日本後紀、承和九年十月壬戌、奉授常陸國无位筑波女大神從五位下、文德實錄、天安二年五月壬戌、常陸國筑波山神二柱授從四位下、三代實錄、貞觀十二年八月二十八日戊申、授常陸國從四位上筑波男神正四位下、從四位下筑波女神從四位上、同十三年二月廿六日壬寅、授常陸國正四位下筑波男神從三位、同十六年十一月廿六日辛亥、授常陸國從四位下筑波女神從四位上、

那賀郡七座 大二座小五座

那賀は假字也、和名鈔、郡名那賀、式廿二、兵部拾芥抄、國郡那賀、○古事記、神武神八井耳命者、伊余國造、常道仲國造等之祖、國造舊事紀、本紀仲國造、志賀高穴穗朝御世、伊豫國造同祖建借馬命定賜國造、○常陸國風土記云、那賀郡、東大海、南香島茨城郡、西新治郡、下野國堺大山、北久慈郡、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相替遣筑紫諸國防人、云々、同月十四日、常陸國防人、那賀郡上丁大舍人部千文、

大井神社

大井は於保爲と訓べし、和名鈔、郡名大井、○祭神神八井耳命地名○大淵村に在す、同今茨城郡に屬す、例祭月 日、

鎮坐に、在大井郷、蓋今飯富村也乎、崇德帝天治中、改大井曰横曾根、又大部、近世改爲飯富、屬茨城郡、蓋縣邑流移今古不同故耳、所祭之神健借馬命、是仲國造之祖也、按常陸國風土記云、行方郡之東有國社、是謂縣祇、村中在寒泉、呼爲大井之縁也と云り、

類社

山城國乙訓郡大井神社の條見合すべし

青山神社

青山は安袁夜萬と訓べし○祭神五十猛命地名記○青山村に在す、今茨城郡に屬す、上例祭月 日、

社領

當代御朱印高八十石

吉田神社 名神大

吉田は與之太と訓べし、和名鈔、郡名吉田、○祭神日本武尊地名記○吉田郷藤柄村に在す、今茨城郡に屬す、例祭月 日、式三、臨時祭名神祭二百八十五座、中略常陸國吉田神社一座、西山遺事云、寛文七年丁未十月、吉田日本武尊、常州、茨城郡吉田郷の社を修造仰付られ、唯一宗源の神道に改め、乙女八人神樂男五人づ、指置れ云々、社僧を廢し別寺に住せしめ、其田を以修葺の料に致し申様にと、神職の者に仰られ候云々、

神位

文德實錄、天安元年五月壬戌、在常陸國從五位上勳八等吉田神授從四位下、三代實錄、貞觀五年八月二日壬戌、授常陸國從四位下勳八等吉田神從四位上、元慶二年八月八日辛未、授常陸國從四位上勳八等吉田神正四位下、

阿波山上神社

阿波山上は安八夜萬乃宇倍と訓べし、和名鈔、部名阿波、○祭神少彥名命地名記、○大山村に在す、今茨城郡に屬す、上例祭 月 日、

鎮坐に、古老傳言、昔者大山村呼爲上粟山、粟野村呼爲下粟山、祠即在二村之上、故祠有阿波山上之稱、矣と云り、

神位

三代實錄、仁和二年十二月九日癸巳、授常陸國從五位下阿波神從五位上、

酒列磯前藥師菩薩神社 名神大

酒列磯前は佐加豆良伊曾佐岐、藥師は久須志と訓べし、菩薩は音讀也、○祭神少彥名命注、○平磯村に在す、地名例祭 月 日、○式三、臨時名神祭二百八十五座、略常陸國酒列磯前藥師菩薩神社一座、

常陸國誌に、今亡云々、寛文三年秋、平磯邑人發古墳得古棺、棺内有種々品物、中塚外四面數百歩頃、皆埋陶器、狀如牆趾、略祖父相傳磯前明神墟云、略或説に、黃門光圀卿再興、御社建立給と云り、伴信友云、按に、寛文に發きたると云へる平磯村なる云々は、古塚に

文德實錄、類聚名義抄、酒烈磯前、左奈都長四、麻可爾安波、依我云々、略、酒烈と云ふ處、いしはらんと書

明治十八年四月廿二日、被列於國、常陸國那珂郡、平磯町、祭日、五日

はあらで、神寶を藏めたる石櫃なるべし、有種々品物と云る中に、石像も坐しけむを、心つかてや取放らしけん、神威の衰へ玉へる事恐こしく、さて其は酒列神社の舊地なりしを、亂世に止事を得ずして、しかなし、事のありけむ、陶器を埋めたる狀牆趾の如しと云るは、酒瓶を列ねたるにて、舊神社の巡りにありたるなるべし、少彥名神は、酒を醸し玉へる古實云々の如くなれば、殊更當社に由緒あり、酒列と云るも、かの酒瓶を列ね祀れるに依れる地名なるべし、と云へるは然るべし、

官社 菩薩

文德實錄、天安元年八月辛未、在常陸國酒列磯前神預官社、同年十月己卯、在常陸國酒列磯前神號藥師菩薩名神、

藤内神社

藤内は布智字知と訓べし、○祭神經津主命地名記、○那賀莊藤井村に在す、今茨城郡に屬す、上例祭 月 日、
常陸國誌云、今不知所在、鎮坐に、藤下有井、清冷可愛と云り、

石船神社

石船は伊波布禰と訓べし、○祭神鳥石楠船神地名記、○石船村に在す、今茨城郡に屬す、上例祭 月 日、
鎮坐に、在石船山上、祠傍有二大石、其形如船、長一丈八尺餘、幅一丈許、其傍有小石四

十有八、悉作小船形と云り、

類社

越後國磐船郡石船神社

神位

三代實錄、貞觀元年四月廿六日辛亥、常陸國正六位上石船神授從五位下、

新治郡三座 大一座小二座

日本紀、天武天皇四十年、日本武尊、至甲斐國、神是夜以歌、之問、待者、日、比、利、免、波、流、加、彌、免、流、云々

新治は爾比波里と訓べし、和名鈔、郡名、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡新治、國造○舊事紀、本紀新治國造、志賀高穴穗宮朝御世、吳都呂岐命兒比奈羅布命定賜國造、○常陸國風土記云、新治郡、東那賀郡堺大山、南白壁郡、西毛野河、北下野、常陸二國堺、即波太岡、古老曰、昔美麻貴天皇馭宇之世、爲平討東夷之荒、アヲシロシ賊、遣新治國造祖、名曰比奈良珠命、此人罷到、即穿新井、今在新治里其水淨流、仍以治井因、若郡號、自爾至今、其名不改、同、万葉注にひはりのくに、云々、

稻田神社 名神大

稻田は伊奈多と訓べし、○祭神奇稻田姬命、地名記、鎮座○稻田村に在す、同今茨城郡に屬す、鎮例祭

月日、○式三、臨時名神祭二百八十五座、中略常陸國稻田神社一座、

鴨大神御子神主玉神社

鴨大神は賀茂乃於保美加美と訓べし、御子は假字也、神主玉は加牟奴志多萬と訓べし、○祭

印本玉の字に據て補ふ

神明か也○鴨邊村に在す、今茨城郡に屬す、地名記、鎮座例祭 月日、

鎮座に、在中郡庄鴨毛邊村、今賀茂村也、所祭大田々根子命と云り、衣關貫云、在羽黒

村、稱鴨大神御子神社、

神位 官社

文德實錄、嘉祥三年六月己酉、詔以常陸國鴨大神御子神主玉神、列於官社、三代實錄、貞觀三年九月廿三日甲午、授常陸國從五位下主玉神從五位上、

佐志能神社

佐志能は假字也○祭神佐自努公祖歟○高友村に在す、地名記、鎮座例祭 月日、○姓氏錄、未定雜姓河内國

佐自努公、豐城入彦命之後者、不見、

式社考云、在染谷村、參考今地名記、鎮坐等に従ふ、

官社

續日本後紀、承和四年三月戊子、常陸國新治郡佐志能神預官社、以此之中特有靈驗也、

茨城郡三座 並小

茨城は牟波良岐と訓べし、和名鈔、郡名、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡茨城、府○日

本紀神代卷上、一書曰、天津彥根命、此茨城國造遠祖也、舊事紀、國造輕島豐明朝御

世、天津彥根命孫筑紫刀禰定賜國造、和泉國姓氏錄、本紀茨木造、豐城入彦命之後也、同、未定雜姓

茨木造、天津彥根命之後者、不見、○常陸國風土記云、茨城郡、東香島郡、南佐禮流海、西筑波

山、北那珂郡、古老曰、昔在國巢、俗語曰、都知久母、又云、夜都賀波岐、山之佐伯、野之佐伯、普置埴土窟、常居穴、有_レ人來、則入_レ窟、而竄之、其人去、更出_レ郊以遊之、狼性暴情、鼠窺掠盜、無_レ被_レ招慰、彌阻_レ風俗_レ也、此時大臣族黑坂命、伺_レ候出遊之時、以_レ茨棘_レ塞_レ施穴内、即縱_レ騎兵、急令_レ逐迫、佐伯等如_レ常欲_レ走歸_レ土窟、盡繫_レ茨棘、衝害刺傷、終疾死散、故取_レ茨棘、以_レ著_レ縣名、所謂茨城郡、今存_レ那珂郡之西、古者那家所_レ置、即茨城郡内、或曰、山之佐伯、野之佐伯、自爲_レ賊長、引_レ率徒衆、橫_レ行國中、太爲_レ劫殺、時黑坂命規_レ滅此賊、以_レ茨城造、所以地名、便謂_レ茨城_レ焉、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相替遣_レ筑紫_レ諸國防人、云々、同月十四日、常陸國防人、茨城郡若舍人部廣足、同郡占部小龍、

夷針神社

夷針は伊自牟と訓べし、印本イヘリの假字はわろし和名鈔、郡名夷針、今國人ヒナハリと唱ふ○祭神詳ならず○在所分明ならず

地名記に、大戸邑、同イ祭神澳津彦命、澳津姫命鎮坐に、今廢不知其所、或大戸村不詳と云り、同イ中山信名云、今和泉村愛宕社あり、俗和泉のあたごと云、大戸村なるは後世の所爲也、未孰れかしらず、

羽梨山神社

羽梨山は波奈志夜萬と訓べし○祭神木花開耶姬命地名記鎮坐、○穴戸郷岩間村に在す、同例祭月日、

鎮坐に、土人傳云、昔此山也、櫻樹爲_レ林、每春花盛開之時、運乎如_レ雲、因名曰_レ花白山、後世謂_レ之花志山_レ訛也、亦改爲_レ葉梨_レ俗謬耳と云り、参考には、上笠間村にありといふ、今地名記、鎮坐に従ふ、

神位

三代實錄、貞觀十二年八月廿八日戊申、授_レ常陸國從五位下_レ羽梨神從五位上、仁和元年九月七日戊子、授_レ常陸國從五位上_レ羽梨神正五位下、

主石神社

主石は奴之志と訓べし○祭神大山祇命地名記鎮坐、○大和田村に在す、同今鹿島郡に屬す、鎮例祭月日、

鎮坐云、土人傳云、昔有二小石、宿夕而大高四五尺計、皆以爲_レ神、因加_レ祠其上、號曰_レ主石大明神、今尙是神靈と云り、

多珂郡一座 小

多珂は假字也、和名鈔、郡名多珂、式廿二、民部拾芥抄、國郡多珂、○舊事紀、國造高國造、志賀高穴穗朝御世、彌都呂岐命孫彌佐比命定_レ賜國造、○常陸國風土記云、多珂郡、東南並大海、西北陸奥常陸二國界之高山、古老曰、斯我高穴穗宮大洲照臨天皇之世、以_レ建御狹日命、任_レ多珂國造、茲人初至、歷_レ驗地體、以爲_レ峯險岳崇、因名_レ多珂之國、万葉注たかのくに云々、

佐波波地祇神社

佐波波は假字也、地祇は久爾都加美と訓べし、○祭神詳ならず○佐波山庄小津田村に在す、
地名例祭 月 日、

地名記云、所祭天日方奇日方命、猿田彦大神と、覺束なし、連胤按るに、地祇と稱するは、此
帳の中に、山城國綴喜郡地祇神社、武藏國入間郡國沼地祇神社等三社也、

神位

三代實錄、貞觀元年四月廿六日辛亥、常陸國正六位上佐波神授從五位下、

○附 録

式外郡

河内郡

和名鈔、郡名河内、甲式廿二、上民部拾芥抄、國郡河内、

連胤云、當郡風土記缺て傳はらず、惜むべし、

行方郡

和名鈔、郡名行方、奈女式廿二、上民部拾芥抄、國郡行方、○常陸國風土記云、行方郡、東南並流海、西

〇〇〇、北茨城郡、古老曰、難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世癸丑年、茨城國造小乙下壬生連麻
呂、那珂國造大建壬生直夫子等、請惣領高向大夫中臣幡、織田大夫等、割茨城地八里、合七
百餘戸別置郡家、所以稱行方郡者、倭武天皇巡狩天下、征平海北、當是經過此國、即

頓幸槻野之清泉、臨水洗手、以玉落井、今存行方里之中、謂玉清井、更廻車駕、幸現
原之丘、供奉御膳、于時天皇四望、願侍從曰、停輿徘徊、舉目盼望山河海曲、參差委蛇、
峯頭浮雲、谿腹擁霧、物色可憐、鄉體甚愛、宜可此地名稱行細國者、後世追跡猶號行
方、

式外神

飛護念神社

祭神

神位

三代實錄、貞觀十六年五月十一日戊戌、授常陸國飛護念神從五位下、

國都神社

祭神

神位

三代實錄、貞觀十六年五月十一日戊戌、授常陸國國都神從五位下、

三枝祇神社

祭神

神位

三代實錄、貞觀十七年十二月廿七日丙子、授常陸國正六位上三枝祇神從五位下、

河江神社

祭神

神位

三代實錄、元慶元年六月廿八日丁酉、授常陸國正六位上河江神從五位下、

於岐都說神社

祭神

神位

三代實錄、仁和元年三月十日乙巳、授常陸國正六位上於岐都說神從五位下、

村上神社

祭神

神位

三代實錄、仁和元年九月七日戊子、授常陸國從五位下村上神從五位上、

鄉造神社

祭神

神位

三代實錄、仁和二年六月廿八日丙子、授常陸國正六位上鄉造神從五位下、

菅田神社

祭神

神位

○和名鈔、部名河内郡菅田、

三代實錄、仁和三年五月十六日己巳、常陸國正六位上菅田神授從五位下、

神社聚錄第二十七之卷

近江國

- 近江國一百五十五座大十三座小一百四十二座
- 滋賀郡八座大三座小五座
- 那波加神社
- 石坐神社
- 小野神社二座名神大
- 小椋神社
- 栗太郡八座大二座小六座
- 蘆井神社
- 小槻大社
- 高野神社
- 佐久奈度神社名神大
- 甲賀郡八座大二座小六座
- 矢川神社
- 石部鹿鹽上神社
- 川田神社二座並名神大月次新嘗
- 倭神社
- 神田神社
- 日吉神社名神大
- 意布伎神社
- 小槻神社
- 印岐志呂神社
- 建部神社名神大
- 水口神社

- 飯道神社
- 野洲郡九座大二座小七座
- 御上神社名神大月次新嘗
- 下新川神社
- 比利多神社
- 馬路石邊神社
- 蒲生郡十一座大一座小十座
- 大島神社
- 石部神社
- 比都佐神社
- 沙沙貴神社
- 馬見岡神社二座
- 神埼郡二座並小
- 乎加神社
- 愛智郡三座並小
- 輕野神社
- 犬上郡七座並小
- 川枯神社二座
- 小津神社
- 兵主神社名神大
- 上新川神社
- 己爾乃神社二座
- 奥石神社
- 大屋神社
- 長寸神社
- 菅田神社
- 奥津島神社名神大
- 川桁神社
- 石部神社二座

阿自岐神社二座

日向神社

山田神社

坂田郡五座並小

山田神社

伊夫伎神社

山津照神社

浅井郡十四座並小

鹽津神社

波久奴神社

下鹽津神社

岡本神社

比伎多理神社

上許會神社

都久夫須麻神社

伊香郡四十六座大一座小四十五座

伊香具神社名神大

多何神社二座

都惠神社

日撫神社

岡神社

湯次神社

小江神社

矢合神社

片山神社二座

麻蘇多神社

大羽神社

乃彌神社

神前神社

天八百列神社

走落神社

久留彌多神社

意波閉神社

櫻市神社

横山神社

兵主神社

波彌神社

甘櫟前神社

椿神社

伊香具坂神社

布勢立石神社

石作神社

意富布良神社

高野神社

大棕神社

大澤神社

乎彌神社

足前神社

賣比多神社

阿加穗神社

等波神社

多太神社

赤見神社

櫻椅神社

佐味神社

佐波加刀神社

與志漏神社

乃伎多神社

玉作神社

伊波太岐神社

鉾練日古神社

黒田神社

丹生神社二座

天石門別命神社

草岡神社

大浴神社

天川命神社

高島郡三十四座大二座小三十二座

水尾神社二座並名神大月次新嘗

阿志都彌神社

田部神社

箕島神社

小野神社

櫛原神社

鞆結神社

津野神社

大前神社

大處神社

弓削神社

神高槻神社

天比比伎命神社

意太神社

太水別神社

與呂伎神社

熊野神社

大川神社

麻知神社

大田神社

日置神社

大荒比古神社二座

坂本神社

麻希神社

志呂志神社

波爾布神社

大野神社

大寸神社

三重生神社

長田神社

大水別神社

小海神社

荒棕神社

槻神社

宇伎多神社

神社殿録第二十七之卷

東山道一

○近江國

中臣朝臣連胤謹撰

延喜式卷第十 神祇十

延喜式は音讀、卷第十は麻岐乃都以天止乎と訓へく、神祇は音讀、十は上に同じ、委く第一の卷にいへるが如し、

神名下

東山 北陸 山陰
山陽 南海 四海

こゝは皆音讀也、委しくは前に同じ、

東山道神二百八十二座

東山道は音讀也、古訓は阿豆日本紀、景行天皇五十五年春二月戊子朔壬辰、以彦狹島王一拜東山道十五國都督、是豐城命之後也、略同、崇峻天皇二年秋七月壬辰朔、遣近江臣滿於東山道、使觀蝦夷國境、厩牧令云、中路、謂東海東山道、其自外皆爲小路也、

大四十二座 就中五座預月次新嘗祭案上、

小三百四十座

こゝは東海道に同じ、分註の例七道共に違へれど、今本書に従ふ、

近江國一百五十五座 大十三座小一百四十二座

近江は知加津阿不三と讀べし、和名抄、國名近江、假字上國府在滋賀郡、式廿二、民部近江國、大、爲近國、同廿四、主計行程、上一日、下半日、○古事記、孝昭天押帶日子命者、近淡海國造之祖也、舊事紀、國造淡海國造、志賀高穴穗朝御世、彦坐王三世孫大陀牟夜別定、賜國造、姓氏錄、左京淡海真人、出自謚天智天皇皇子大友末也、また、淡海朝臣、春原朝臣同祖、河島王之後也、

滋賀郡八座 大三座小五座

滋賀は假字也、和名抄、郡名滋賀、式廿二、民部拾芥抄、國郡滋賀、○日本紀、景行天皇五十八年二月辛亥、幸近江國、居志賀三歲、是謂高穴穗宮、續日本紀、養老元年九月癸亥、還至近江國、略又免志賀依智二郡今年田租、云々、

那波加神社

那波加は假字也○祭神天太玉命、冊番神注○雄琴莊苗鹿村に在す、頭注に一名苗鹿とあり、今俗苗鹿明神と稱す、

諸社根元記に、三十番神、廿九日、苗鹿とあり、拾芥抄下部兼瀬御番神の注に、天太玉命化老翁、鹿負、稻導之、故名焉と云り、冊番神の事は首卷に云り

造營

神祇正宗に、人皇三十九代天智天皇七年營社、

雜事

保元物語直
河盛登記榮
岡社と云す

考證に、那波加神社配雄琴神社爲小槻氏神、相傳那波加者宇賀御玉神也、雄琴者今雄宿禰也、

近江國輿地志略にも、土俗此社を壬生官務の氏神也と云り、連胤按るに、苗鹿村は古昔小槻氏管領の地也、是に因て苗鹿社を崇敬せること他に異なりとみゆ、又同村法光寺は今雄本願にて堂舎を建立し、(以下缺)

倭神社

倭は夜末刀と訓べし、秘釋倭文に作る、志止利○祭神在所等詳ならず

天正元年禰宜祝部行丸記云、日吉社外百八社記、於大和庄拜社地未詳、祝部希烈卿云、志賀郡大和と云地名他に有事を聞ず、今上坂本大和庄の鎮守社、本社は往古より故實ある社なれば、此社の外大和社と申べき社なしと云り、考證にも倭神社は大國御魂神といひて、大和國大和社を引り、連胤按に、倭大國魂神を祭る所他にあらず、且秘釋に倭文とありて、倭文神は國々に祭る所多し、然れば倭文神社の文の字の脱たるに非ずやと思へど、其微外に見ねば、何れとも定めがたし、

石坐神社

石坐は伊波比と訓べし○祭神詳ならず○今は廢亡せり

日吉社外百八社記云、碓井宮又白井宮幸崎同神、上坂本大和莊社、本社の北に井あり、是を白井と云、秘密參社記に、大和庄社にて西向て拜す、今は社なしと云り、

神田神社

神田は加牟多と訓べし○祭神詳ならず○眞野村に在す考證に、今堅田村にありと云るはたがへり、眞野と堅田は二十町隔る由、輿地志に云り、

類社

(缺)

小野神社二座 名神大

小野は衰能と訓べし○祭神小野氏祖、其神號詳ならず○和邇庄小野村に在す、考證に、二社相並と云り、○式三、臨時祭名神祭二百八十五座、略近江國小野神社二座、

類聚國史、弘仁四年十月丁未、從四位下左中辨兼攝津守小野朝臣野主等言、媛女之與、國史詳矣、其後不絶、今猶見在、又媛女養田、近江國和邇村、山城國小野郷、今小野臣和邇部臣等、既非其氏、被貢媛女、熟搜事緒、二氏之中、貪人之利田、不顧耻辱、拙吏相容無加督察也、云々、類聚三代格、媛女之養田、在近江國和邇村、山城國小野郷、云々、姓左京氏錄、別下小野朝臣、大春日朝臣同祖、彦燒津命五世孫米餅搗大使主命之後也、大徳小野臣妹子、家于近江國滋賀郡小野村、因以爲氏、又云、大春日布留栗田、又云、和邇部臣、和邇部朝臣、古事記、孝昭天押帶日子命者、小野臣之祖也、續日本後紀、承和元年二月辛丑、小野氏神社在近江國滋賀郡、敕、聽彼氏五位以上、每至春秋之祭、不待官符、永以往還、同四年二月癸卯、敕、聽大春日、布瑠、栗田三氏五位以上准小野氏、春秋二祠時不待官符、向在近江國滋賀郡氏神社、

類社

(缺)

神位

續日本後紀、承和三年五月庚子、授无位小野神從五位下、依遺唐副使小野朝臣章申也、三代實錄、貞觀四年十二月廿二日丙辰、近江國正五位上小野神、授從四位下、

封戸

續日本紀、寶龜三年四月己卯、震西大寺西塔、卜之、探近江國滋賀郡小野社木、構塔爲祟、充當郡戸二烟、

日吉神社 名神大

明治四年四月十五日
大列於官幣
大社一所在
滋賀郡近江
國滋賀郡坂
本村例祭日
四月十四日

日吉は比叡と訓べし○祭神大山咋神○比叡山麓坂本村に在す○式三、臨時祭二百八十五座、略、近江國日吉神社一座、○江家次第、新年穀日吉、近代被加廿二社注式云、下八日吉、幣數○拾芥抄云、卅番神、大比叡、十七

古事記、大山咋神亦名山末之大主神、大年神聖天知迦流美豆比賣而生此神者坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野松之尾、用鳴鑄神者也、舊事紀今山王七社と稱す、所謂大宮、大已貴命、二宮、大山咋神、稱三小八三宮、事代聖眞子、天日方尊日方神、八王子、建御名方命、卅客人、伊弉册尊、卅十禪師、瓊々以上七社、諸社根元記祭、本は首卷二十二社の條考合すべし、抑當社之濫觴は、古事記、舊事紀の文にて明なり、考證に、釋最澄入唐、歸朝創建延曆寺於比叡山、擬異邦之天台山、亦以天台

有山王祠、因日吉神社稱山王と云るが如く、宜長も後世に日吉七社と申すは、古書に見えぬ事なり、其はかの最澄が、延曆寺を建る時よりの所爲と見えたり云々と云る尤然り、されば前に七社の社號神號を擧たるも、此に預らぬ事といふべけれども、世上の流弊に日吉七社と云へば博覽の爲なり、尙當社の事を書たる物多しといへども、皆延曆寺草創以後の事なれば、是を贅筆せず、

祭祀

諸社根元記に、後三條院延久四年四月廿三日記云、今日比叡祭也、自今年初被奉官幣、一明月記、建久十年四月廿二日、天晴、二宮、十禪師、八王子、三宮御輿、御王子宮拜殿於其所、奉幣、正眞子、客人御輿、御大宮拜殿、仍又同奉幣、長興宿禰記、文明十九年四月廿六日、晴、今日日吉祭也、藏人□□泰向也、

臨時祭

諸社根元記に、建久三年二月十三日、臨時祭始也、建曆三年以後相續、十一月中申日、行幸

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授近江國從二位勳一等比叡神正二位、從五位下小比叡神從五位上、元慶四年五月十九日壬申、奉授正二位勳一等大比叡神正一位、從五位上

小比叡神從四位上、

諸社根元配に、二宮、壽永二年正一位、聖眞子、建長二年正一位、八王子、客人、十禪師、三宮
同前、

官幣

三代實錄、仁和三年四月六日己酉、分遣使者、奉幣近江國日吉明神社、事見山城國八幡社下

小椋神社

小椋は乎久良と訓べし○祭神在所等詳ならず

日吉社外百八社記に、拜所未詳、

栗太郡八座 大二座小六座

栗太は久留毛止と訓べし、和名抄には、栗本、假字上の如し

日本紀、雄略天皇十一年五月辛亥朔、近江國栗太郡言、白鷺鷺居于谷上濱、云々、天智天皇三年十二月、近江國栗太郡人磐城村主般之新婦床席頭端、一宿之間稻生而穗、略中婦取而與般、々得始富、按に、大と雷のた占きか、栗太を乎加毛止とよむ例が考へし、

廬井神社

廬井は伊保乃井と古點あり、廬を印本廬に作りて、さて假字は伊保とあり、されば誤なり、○祭神詳ならず○青地莊下砥山村に在す、今は五百井明神と稱す、
意布伎神社

意布伎は假字也○祭神在所等詳ならず

類社

丹後國熊野郡意布伎神社

小槻大社

小槻は乎都支と訓べし○祭神小槻氏祖神歟○青地莊山寺村に在す、小槻明神と稱す、與地志は下砥山村と云

姓氏錄左京區別下に、小槻臣、垂仁天皇皇子於知別命之後也、

神位

三代實錄、貞觀五年十二月三日辛酉、近江國少杖神授從五位下、同十七年十二月五日甲寅、授近江國從五位下小女神從五位上、元慶六年十月九日戊申、授近江國從五位上小杖神正五位上、日本紀畧、延喜十一年二月二日、詔授近江國小杖神從四位下、

園太曆に康永二年(以下缺く)

按に、小槻大社、小杖明神同社なること、棟札に小槻大社、小杖大明神とあるに明かなり、但し此棟札に所祭姫大神とあるは、いづれ、與地志異説なし、さて大社とあるは、官より稱せられし松尾、貴布禰の郡に非ず、却て此兩社は、爲大社の後、なほ平常は大社と云はざりしなり、因て此棟にも大社とは載ず、當社は自稱ながら、同郡小槻神社兩社あれば、そを分ん爲に大社とせしなるべし、伊勢國度會郡に川原大社、川原神社あると同し、さばいへ、備前國御野郡石門別神社は同様に祀せり、こは注進の時國司郡司の心々なるべし、

小槻神社

前に同じ○祭神於知別命歟、天兒屋命と云説もあり○青地莊部田村に在す、今は池宮と稱す、

高野神社

高野は多加乃と訓べし○祭神詳ならず○小坂村に在す、又は由伎志呂明神とも稱す、
姓氏錄、右京諸郡下高野造、出自百濟國人佐平余自信之後也、また、和泉國神別高野、大名草彥命之後也、
或云、内額に由伎志呂宮大明神、正殿左方有二社、一社稱眞釜、一社稱燒釜、傳云、大嘗會時之悠紀之田に由ありと云々、此説本社考證の便りはなけれど、博覽の爲にのす、
連胤按に、此邊は百濟人の居し處なれば、高野造の氏社ならん、

類社

(缺)

印伎志呂神社

印伎志呂は假字也○祭神詳ならず、或云大己貴命、○芦浦村に在す

按に、前なる高野神社にも由伎志呂の稱あり、伊伎由伎音通す、輿地志に、伊伎は由伎の誤なりと云し、しかるべからず、されど何れか訛なるべし、

佐久奈度神社 名神大

佐久奈度は假字也○祭神瀬織津姬命○大石莊東村に在す、今は櫻谷社と稱す、頭注に、一名佐久式三、臨時祭名神祭二百八十五座、中近江國佐久奈度神社一座、

大被詞に、高山之末、短山之末、與利、佐久那太理爾落瀧津、速川乃瀬爾坐瀬織津姫止云神、云々と云る、則ち是なり、謹て崇敬すべし、

神位 明神

明治十九年七月廿七日
官幣大社に在り
昇格所江國滋
賀郡近江國
栗太郡田
祭日 四月十日

建部神社 名神大

文德實錄、仁壽元年六月甲寅、詔以近江國散久難度神、列於明神、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授近江國從五位下佐久奈度神從五位上、

建部は多祁邊と訓べし○祭神大己貴命、一宮或云、天明玉命、番神○神領村に在す○式三、臨時祭名神祭二百八十五座、中近江國建部神社一座、○當國一宮也、一宮○永万記、建部社、神祇官

日本紀景行天皇卷に、初日本武尊娶二兩道入姬皇女、爲妃、生稻依別王、中是犬上君、武部君、凡二族之始祖也、又云、日本武尊、崩于能褒野、云々、欲録功名、即定武部也、古事記、倭建命娶二近淡海之安國造之祖意富多牟和氣之女、布多遲比賣、生御子稻依別王、中犬上君、建部君等之祖、同姓氏錄、右京島建部公、犬上朝臣同祖、日本武尊之後也、

神位 官社

三代實錄、貞觀二年三月辛亥朔、近江國建部神列於官社、同五年六月八日己亥、授近江國正六位上建部神從五位下、同十年七月十一日壬寅、授近江國建部神從四位上、扶桑略記裡書、延喜元年四月十三日乙丑、近江國正四位下建部神、奉授從三位、位記請印、日本紀略、應和二年六月九日乙未、授近江國坐建部神正三位、

雜事

伯家部類に、江州勢田郷建部明神事

甲賀郡八座 大二座小六座

甲賀は音讀也、和名抄郡名に、甲賀假字日本紀、天武天皇元年七月甲午、近江別將田邊小隅越鹿深山而卷幟、拖鼓、詣于倉歷、續日本紀、天平十四年二月庚辰、始開恭仁京東北道、通近江國甲賀郡、

矢川神社

矢川は也加波と訓べし○祭神詳ならず○矢川村に在す

水口神社

水口は美奈久知と訓べし○祭神詳ならず或云、五座、大己貴命、素戔鳴尊、稻田姫、武甕槌命、經津主命、○山尾郷倉田莊美濃部村に在す、土俗大宮と稱す、例祭四月上申日、

舊事紀天孫本紀に、大水口宿禰命、出石心命子、考證に、按、水口、川田、川枯三社、共物部氏社乎、出石心命母川枯姫也、

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授近江國從五位下水口神從五位上、

石部鹿鹽上神社

石部鹿鹽は伊志倍加志保と古點あり、上は加美と訓べし、○祭神吉比女○檢物莊石部驛に在す、今は吉比女明神と稱す、

倭姫世記に、倭姫命度坐時爾、阿佐加瀉爾多氣連等祖、宇加乃彥之子、吉比女、次吉彥二人參相支、爾時吉姫、地口御田、并麻園進、云々、按に、石部は地名なること論なし、鹿鹽もまた

前野村谷野
明神を川
田神社と云
糺すべし

地名か考得ず、大和國鹿鹽神社もあり、扱上とは上下兩社ありて、其下の社は祈年祭に預らるるべし、

川田神社二座 並名神大月次新嘗

川田は加波太と訓べし○祭神春日四座輿地志○北内貴村に在す○式三、臨時祭名神祭二百八十五座、中略近江國川田神社二座、

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授近江國從五位下川田神從五位上、

按に、考證、祭事記等に、貞觀五年阿度河川田神の位階を當社とするは誤也、

飯道神社

飯道は伊比美知と訓べし○祭神素戔鳴尊輿地志○針村に在す、今は飯道寺の鎮守となりて、寺號の方名高し、

金勝寺寛平九年六月廿三日官符に、飯道名神とあり、輿地志云、釋安受、普國山觀音村に往せらる、其後山居の志ありて飯道寺へ移る、其時針村の飯道大明神、安受を岩洞に供養せらる、事あり、夫より安受を人みな貴みける云々、按るに、此時宮町村に遷し、山を飯道山と稱せしにや、針村にも今に飯道明神とてあり、

神位

三代實錄、元慶八年三月廿七日戊子、授近江國從五位上飯道神從四位下、

川枯神社二座

川枯は加波賀禮と訓べし。○祭神川枯首祖神歟。○在所詳ならず。

舊事紀天孫紀に、宇麻志麻治命兒、彥湯支命、亦名木、開尾尾此命、淡海川枯姫爲、妾、生一男、出石心大

臣命、姓氏錄和泉國神別に、川枯首、阿目加伎表命四世孫阿目夷沙比止命之後也、

神位

三代實錄、貞觀三年四月八日壬子、授近江國從五位下川枯神正五位下、

野洲郡九座 大二座小七座

野洲は音讀也、和名抄郡名に、野洲、假字古事記中に、近淡海之安國造之祖意富多牟和氣、又

云、美知能宇斯王之弟水穗真若王者、近淡海之安直之祖、日本紀、持統天皇七年十一月己亥、遣沙門法員、善律、真義等、試飲近江國益須郡醴泉、

御上神社 名神大月次新嘗

御上は美加美と訓べし、和名抄郡名三上、無美加○祭神天御影神○三上莊三上山麓三上村に在

す○式三、臨時祭名神祭二百八十五座、略近江國御上神社一座、

古事記中卷に、日子坐王、娶近淡海之御上祝以伊都玖、天之御影神之女息長水依比賣、生

子丹波比古多々須美知能宇斯王、金勝寺寬平九年六月廿三日官符に、野洲郡三上名神、

盛衰記四十五、二に、三上明神と名付たり、此神と申は、第四十四代御門元正天皇御宇養老

年中ニ天降り、日本第二忌ノ火ニテ、此處ニソ住玉ヲ、

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授近江國從五位下三上神從五位上、同七年八月廿

八日丙子、授近江國從五位上三上神正四位下、同十七年三月廿九日壬子、授近江國正四位

下三上神從三位、

雜事

日本紀略、天延二年五月七日、近江國解云、兵主、三上神社、自去三月二打太鼓並鉦之音、經日不絕、仍有御卜、

小津神社

小津は假字也。○祭神宇賀魂頭注、恐くは小津○山賀莊杉江村に在す

舊事紀皇孫紀に、日本武尊兒雅武彥王命、尾津君等祖、古事記中に、倭建命娶山代之玖々

麻毛理比賣、生御子足鏡別王、略足鏡別王者、小津之祖也、宣長云、小津の下に君の字脱たるか云々、舊事紀に尾津君あれば也、と云るは然る

し、姓氏錄未定雜姓に、尾津直、漢高祖五世孫大水命之後也とも見ゆ、神社啓蒙云、玉津正一

位小津神社、按、祭莫必用午日、又稱稻荷同體神、則玉津之二字蓋有據乎と云り、逆風按

に、今も古額に玉津正一位小津大明神とあり、されど玉津の文字、稻荷に據ありと云は何

に依る考かしらず、且正一位の叙日未考得ず、恐くは中古の流弊なるべし、山家要略記

に、玉津明神は允恭天皇の後衣通姫也、と云るは信用しがたし、

雜事

朝野群載六、神祇康和五年六月十日、奏龜卜、御體御卜、中坐近江國小津神云々、社司等、依過穢神事、崇給、遣使科中祓、可令被清奉仕事、下宮主從五位下行少祐卜部宿禰兼良、中臣從五位上行權少副大中臣朝臣輔清、

下新川神社

下新川は志毛爾比加波と訓べし○祭神大新川命考○幸津川村に在す奥地

考證に、此社元在立入村、今在野洲村と云り、輿地志、此野洲村なるを上新川と云、孰れか知らず、されど志は國人の編輯なる故に是に従ふ、

兵主神社 名神大

兵主は比夜宇須と訓べし○祭神大國玉命、秘説曰、天照大神也、神祇○兵主郷五條村に在す○名神祭式には載せず、疑ふべし、

金勝寺寛平九年六月廿三日官符に、野洲郡兵主名神、輿地志云、正一位勳八等兵主大神宮の古額、佐理が筆蹟なり、連胤按に、正一位を授るの日未考得ず、中古の傳へなるべし、此例所々に多し、又云、相傳源義朝の没落の時、頼朝も隨うて落行に、不飯池迄の邊にて馬進まず、土民云、不歸池へは日毎夜毎に三度づ、兵主大神宮影向あり、今其時にやと、頼朝下馬して社の有方を問ひ、禮拜して武運を祈る、然して後天下一統の日、文治二年神殿及末社等まで悉造立し、三千餘石の神領を寄附す、今兵主郷と申は是なり、多くの武具を神献して、武運長遠を祈る、文永の兵火に罹て、社も炎上し神領も失ひしを、足利尊氏先例

に准じて社を再興し、神領を本の如く寄附あり、然るに、其後數度の兵火相つゞき、殊に織田信長佐々木退治の時に至て、神領悉く没取せられ、纔に八木五石を社領とすと云り、啓蒙云、今所傳者七座也、所謂表當宮七名歟、按當社者、大己貴命之鎮坐勿論歟、祭祀之日以干戈弓箭乘于七社神輿、而從者又表軍旅之威儀也と云り、さてありなんか、兵主の號の事は、大和國穴師坐大兵主神社下考併すべし、兵主神社は所々多しといへども、今名高きは當社也、

類社

(缺く)

鎮坐

神祇正宗云、人皇卅代欽明帝御宇鎮坐、

神位

三代實錄、貞觀四年正月廿日己丑、授近江國從五位上勳八等兵主神正五位下、同七年六月十四日癸亥、授近江國正五位下勳八等兵主神從四位上、同八年十二月廿六日丁酉、授近江國從四位上勳八等兵主神正四位下、同九年二月廿七日丁酉、授近江國正四位下勳八等兵主神正四位上、同十六年八月四日庚申、授近江國正四位上兵主神從三位、

社領

高九石五斗餘、關東御代々御朱印を賜ふ、

雜事

日本紀畧、天延二年五月七日、近江國解云、兵主、三上神社、自去三月、打太鼓并鉦之音、經日不絶、仍有御卜、

比利多神社

比利多是假字也○祭神詳ならず○比留田村に在す考

按に、輿地志に、比留多村は兵主郷十八村の内にて、當村には秩見妙見明神と稱する社の外なし、比利多神社の事蹟も載せず、猶考べし、

上新川神社

上新川は加美爾比加波と訓べし○祭神大新河命歟○三上莊野洲村に在す輿地志

考證に、在生福寺村、今爲甲賀郡と云り、輿地志所見なし、尙下新川神社の下考併すべし、

神位

三代實錄、貞觀十一年十二月廿五日戊申、授近江國從五位上、新川神正五位下、仁和元年九月廿二日癸卯、近江國正五位下新河上神授正五位上、

馬路石邊神社

馬路石邊は宇麻也智伊會倍と訓べし○祭神在所等詳ならず

己爾乃神社二座

己爾乃は假字也○祭神在所等詳ならず

蒲生郡十一座 大一座小十座

蒲生は加萬布と訓べし、和名鈔、郡名蒲生、假字上古事記に、天津彦根命、蒲生稻寸之祖也、

日本紀、天智天皇八年十二月、又以佐平餘自信、佐平鬼室集斯等、男女七百餘人、遷居近江國蒲生郡、續日本紀、大寶二年三月庚寅、美濃國多岐郡民七百十六口、遷于近江國蒲生郡、

大島神社

大島は於保志麻と訓べし、和名抄、郡名大島、○祭神三女神歟○在所詳ならず

考證に、今郡北在大島村と云り、輿地志、當郡に大島村と云處所見なし、猶考ふべし、木曾路名所圖會に、大島社二前、八幡の社に隣る、社傳云、成務天皇高穴穗宮において即位の御時、武内宿禰に命じ、此奥津島に於て大島大神を祀らしむ、其後神の告によつて、八幡宮を同殿に鎮め奉る、天慶年中將門亂の時、經基參籠ありて、祈願を籠られしものち、山上に移し火振八幡と稱し、八月十五日例祭を行はる、按るに、今比牟禮八幡宮の末社に大島兩神と云あり是歟、

類社

陸奥國牡鹿郡大島神社、同國桃生郡計仙麻大島神社、名神對馬國上縣郡大島神社、
奥石神社

印本一十一
座ノ一ノ字
上ノ座ノ一
當ノ座ノ一
十ノ座ノ一
諸國ノ例ハ
ハク本郡ノ
ハ一ノ例ハ
ニ本郡ノ例
ナシ故ニハ
ナレバ例ハ
ル

嗜弓馬、其孫源次大夫經方、初爲此社神主、其嫡男兵庫助季定、爲武士、續其家業、次男行定、爲神主、掌社事、二流相分、其枝葉、連蔓於本州、而延及他邦、者不可勝計也云々、
 遠鎌倉右大將領國國、而佐々木兄弟有武功、其氏族世爲江州守護、其後足利家之爲武將時、佐々木氏族又有奮勵、連襲領江州、故世々皆崇此社也、永祿天正以來、佐々木氏不能居江州、故此社荒廢矣、方今社役者之言曰、本社之外有若宮、聖宮、凡神與三座云々、今唯存其三與而已云々、貞和五年六月十九日位記曰、勅令奉授正一位沙々貴大神、其位記今猶存之、又曰、昔有神領八百石、蓋夫佐々木氏之所寄附歟、既而減損及東照大神君之治世云々、則其所由、而新賜封戶一百石云々、

連風云、社記緣起類はとらずといへども、中古以來興隆ありしを知らしめん爲に贅筆す、

菅田神社

菅田は須賀太と訓べし、和名抄、郷名篠田、篠は菅の誤、篠は菅の誤、なるべし、○祭神菅田首祖神歟○在所詳ならず
 姓氏錄、山城國菅田首、天久斯麻比土都命之後也、

類社

(缺)

馬見岡神社二座

馬見岡は宇麻美乃袁加と訓べし○祭神天穗日命、天夷鳥命、相殿武熊大人、或○日野莊村井村に在す

閑田耕筆に、日野大宮といへるに、紀貫之主の梁簡銘あり、云々、大嵩社者、天穗日命神世之古趾也、於是欽明天皇御宇六年、觀瑞以創祠於錦嶽、云々、天慶八年乙巳八月二日、從四位下行木工頭紀朝臣貫之謹誌、神主正六位上山雲宿禰貞主云々、右銘中に錦嶽といふは、錦面山とも、綿向が嶽とも云也、云々、或は奇日峯、朝日山とも云、又大嵩とも稱るは、彦神山を小嵩と云ふに對るとぞ、祭神三座、天穗日命、天夷鳥命、二座は式内小社に入る、武熊大人命一座は式外也、云々、今の社地を馬見が岳といふは、牧の馬を檢する處なりし故なり、

社領

高十石、關東御代々御朱印を賜ふ、

奥津島神社 名神大

奥津島は於岐都志麻と訓べし○祭神奥津島姫命○奥津島湖中の一島也に在すべし、今は廢亡して島中に八尾大明神、白鬚明神兩社あり、奥地志に、八尾大明神を土俗奥津島神社是也と云、詳ならずと云り、○式三、臨時名神祭二百八十五座、中近江國奥津島神社一座、

三代實錄、貞觀七年四月二日壬子、元興寺僧傳燈法師位賢和奏言、久住近江國野洲郡奧島、是を以て見れば往古野洲郡に屬するか、万葉集十一に、淡海奧島山、

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授近江國從五位下奥津島神從五位上、

神埼郡二座 並小

神埼は加無佐岐と訓べし、和名抄、郡名神埼、假字上の如し日本紀、天智天皇四年二月、以百濟百姓男女四百餘人、居于近江國神前郡、三月給神前郡百濟人田、

乎加神社

乎加は假字也○祭神宇賀御魂命○神郷村に在す以上與地志

川桁神社

川桁は加波氣多と古點あり○祭神詳ならず○今犬上郡川瀬莊川瀬村に在す與地志

愛智郡三座 並小

愛智は衣知と訓べし、和名抄、郡名愛智、假字上の如し續日本紀、養老元年九月癸亥、還至近江國、略又免志我依智二郡今年田租、

輕野神社

輕野は加留乃と訓べし、和名抄、郡名蚊野とある此地歟、○祭神詳ならず、或云、天稚彥、○高野瀬村に在す以上與地志

類社

伊豆國田方郡輕野神社、伊勢國度會郡蚊野神社、

石部神社二座

石部は伊曾倍と訓べし○祭神石邊公祖神歟○沓掛村に在す、祇部土橋二村産土神なり、與地志姓氏錄、左京神別下石邊公、大物主命男久斯比賀多命之後也、

類社

(缺)

犬上郡七座 並小

犬上は以奴加三と訓べし、和名抄、郡名犬上、假字上の如し日本紀景行天皇卷、稻依別王、是犬上君、武部君、凡二族之始祖也、姓氏錄、左京皇別上犬上朝臣、出自謚景行皇子日本武尊也、
姓氏錄、未定雜姓大和國犬上縣主、天津彥根命之後也、

阿自岐神社二座

阿自岐は假字也、和名抄、郡名安食、○祭神詳ならず○安食郷安食西村に在す、郷中産土神也、

多何神社二座

多何は假字也、和名抄、郡名田可、○祭神伊弉諾尊、伊弉册尊、○多賀郷多賀村に在す○永万記、田阿社、

古事記上に、伊邪那岐大神者、坐淡海之多賀也、神書抄曰、日之少宮者、近江國犬上郡多賀大明神是也、近江在良方、日之所初出也、故曰日之少宮、出雲杵築宮在乾方、故曰日隅宮、日之所入也、神社考

社領

高三百五十石

日向神社

日向は比牟加比と訓べし○祭神瓊々杵尊地志○多賀神社内西南向に在す、則ち多賀神社末社也、社中に日向神主、同禰宜等の家あり、

類社

(缺)

都惠神社

都惠は假字也○祭神岐神考○在所詳ならず

考證に、今云千代宮、在彦根東四五町許山腰、興地志に、千代宮は多賀神社末社なりとは云ど、都惠神社とは云ず、祭神は岐神なりと云り、

山田神社

山田は夜末多と訓べし○祭神猿田彦、大神興地志○月木村の傍に在す、則ち多賀神社末社也、社中に山田神主、同禰宜等の家あり、

類社

(缺)

神位

扶桑略記裡書、延長六年五月二日丙午、犬上郡山田明神位記請印、

國造本紀類
田國造

坂田郡五座

並小

坂田は佐加太と訓べし、和名抄、郡名坂田、假字上日本紀允恭紀に、時弟姫隨、母在_{近江}坂田、天智天皇三年十二月、近江國、言坂田郡人小竹田史云々、

古事記中、應神意富々杵王者、坂田酒人君等之祖也、日本紀、繼體天皇御子仲皇子、是坂田公先也、菟皇子、是酒人公之先也、左京姓氏錄、皇別坂田酒人真人、息長真人同祖、稚淳毛二侯王之後也、また、同皇別上坂田宿禰、息長真人同祖、また、右京皇別坂田真人、出自_證繼體皇子仲王之後也、

山田神社

山田は夜末太と訓べし○祭神在所等詳ならず

日本紀皇極卷に、息長山田公奉、誅日嗣、右京姓氏錄、皇上山田宿禰、周靈王太子晉之後也、山田造、山田宿禰同祖、忠意之後也、また、河内山田宿禰、魏司空禰之後也、山田連、山田宿禰同祖、忠意之後也、また、未定和山田造、新羅國人天佐疑利命之後也、連風按に、犬上郡山田神社あり、由縁あるか、

類社

(缺)

日撫神社

日撫は比奈天と訓べし○祭神火撫直祖神敷○顔戸村に在す

姓氏錄、河内國 火撫直、後漢靈帝三世孫阿智使主之後也、

伊夫伎神社

伊夫伎は假字也○祭神素戔鳴尊、奧地志○伊吹山麓柏原莊伊吹村に在す、郷中十五村の産土神也、

日本紀、景行天皇四十年十月、日本武尊更還於尾張、即娶尾張氏女宮養媛、而淹留餘月、於是聞近江膽吹山有荒神、即解劍置於宮養媛家、而徒行之、至膽吹山、山神化大蛇、當道、爰日本武尊不知主神化蛇之謂、是大蛇荒神之使也、既得殺主神、其使者豈足求乎、因跨蛇猶行、時山神之、與雲霧水、峯霧谷隱、無復可行之路、乃接邊不知其所跋涉、然凌霧強行、方僅得出、猶失意如醉、

類社

美濃國不破郡伊富岐神社

當社は即ち此伊吹山の背に鎮坐也、伊吹山江濃兩國に跨る也、

神位

文德實錄、嘉祥三年十月壬子、近江國伊富岐神授從五位下、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授近江國從五位下伊富岐神從五位上、元慶元年十二月廿五日辛卯、授近江國正四位下伊富岐神從三位、

神寶

三代實錄、貞觀九年四月二日辛未、遣神祇大祐正六位上大中臣朝臣常道、向近江國伊富岐神社、奉弓箭鈴鏡、

岡神社

岡は乎加と訓へし○祭神在所等詳ならず

考證に、今在大上郡彦根後三條町田中、俗云田中社、又小原村之中野伊志伎村有長岡、同異未詳、亦若宮宇賀野村、輿地志、日岡神社間田村にあり、神名帳岡神社是かと云り、連風按に、神埼郡乎加神社あり、由縁あるか、

山津照神社

輿地志山津照は夜末都天良須と古點あり○祭神詳ならず○能登瀬村に在す、青木大梵天王と稱す、

金勝寺寛平九年六月廿三日官符に、坂田郡山津照名神、或記云、一説に柏原驛青木大明神、或記的實なるへしと云り、

神位

三代實錄、貞觀八年閏三月七日壬子、近江國從四位上山津照神授正四位下、扶桑畧記裡書、延長六年五月二日丙午、近江國坂田郡山津照子乃明神位記請印、

淺井郡十四座 並小

淺井は阿佐井と訓へし、和名抄、郡名淺井、假字上惣國風土記殘缺、淺井郡、或阿西限、知奈浦、

印本一十四座とあり、本一の字なきに從ふ、生郡の外例

東限朝日湊、南限岡本儀、北限小寝社、

鹽津神社

鹽津は之保津と訓べし、和名抄、郷名鹽津、假字上の如し。○祭神在所等詳ならず。○下に下鹽津神社もあり。

湯次神社

湯次は由須木と訓べし、和名抄、郷名湯次、假字上の如し。○祭神在所等詳ならず。

波久奴神社

波久奴は假字也。○祭神在所等詳ならず。

考證に、今云波幾乃明神、與地志、田根莊高畑村萩野大明神は、莊内十五村惣社也と云り、

小江神社

小江は假字也。○祭神事代主命。○在所詳ならず。

惣國風土記殘缺、小江神社、圭田三十一東三字田、所祭事代主命也、敏達天皇三年、始行

神禮二加圭田、

類社

(缺)

下鹽津神社

下は志毛と訓べし、鹽津は前に同じ、郡中に兩社あれば下と分るなるべし、○祭神在所等詳ならず。事、上なる鹽津神社に同じ、

矢合神社

矢合は夜安比と訓べし。○祭神詳ならず。○田川莊中野村八相大明神是歟。

考證云、有八相山、或作八井山、今在門間莊東淺井村、俗稱八龍社。是同神歟と云るは、いかゞ、八相山は東淺井村に在と云にや、與地志、八相大明神中野村にあり、相傳往古は、甚大社なるよし云りといへり、されど此社を神名帳矢合神社とはいはず、猶考ふべし、

岡本神社

岡本は乎加毛止と訓べし、和名抄、郷名岡本、假字上の如し。○祭神素盞鳴尊。○在所詳ならず。

惣國風土記殘缺、岡本神社、圭田三十五東三毛田、所祭素盞鳴尊也、雄略天皇三年己亥六月、始加神禮、考證に、北郷有岡高天神と云り、與地志所見なし、

類社

山城國愛宕郡鴨岡本神社、攝津國武庫郡、伊勢國河曲郡、越前國今立郡岡本神社、各一

片山神社二座

片山は加多夜麻と訓べし○祭神在所等詳ならず

考證、在「片山村」と云り、輿地志所見なし、

類社

(缺)

比伎多理神社

比伎多理は假字也○祭神在所等詳ならず

麻蘇多神社

麻蘇多は假字也、和名抄、地名益田、末演太^部○祭神在所等詳ならず

上許曾神社

按に、輿地志、増田莊増田、海老江、安養寺の三村を載れども、神社所見なし、
上は加美と訓べし、許曾は假字也、○祭神在所等詳ならず

大羽神社

大羽は於保波と訓べし○祭神在所等詳ならず

都久夫須麻神社

考證、在「大濱村」と云り、輿地志、南福莊大濱村はあれど、神社所見なし、
都久夫須麻は假字也○祭神宇賀御魂神、輿地志○竹生島湖中の一島也に在す、今は竹生島明神、また辨

才天と稱す、

考證、所「祭市杵島姬命、」縁記畧、天照大神分身と云り、「惣國風土記殘缺、都久夫須麻神社、圭田百五十六束三毛田四字田、雄畧天皇三年己亥二月、始行「神禮」奉「圭田」、本朝之勝地、不可比「類餘島」者也、四時之變景、並工不可及、文人不可記者歟、「改曆雜事記」に、聖武天皇天平三年、竹生島神顯焉、云々、「色葉字類抄」に、昔淺井姬命、帝王編年紀卷十に、霜速比古命之男多々美比古命、是謂「夷服」イヌキ岳^{イナカ}神也、女比依志比女命、是夷服岳神之姊、在於久惠峰也、次淺井比咩命、是夷服神之姪、在於淺井岡也、是夷服岳與淺井岳、相競長高、淺井岡一夜增高、夷服怒拔「刀劍」殺淺井比賣之頸、隨「江中」而成「江島」名、竹生島其頸乎、

神位

色葉字類抄、竹生島、此島坐神依「中臣奏上、奉」授從五位上勳八等、

雜事

三代實錄、元慶三年三月二日壬辰、近江國言、木連理生「筑夫島神社前」、

伊香郡四十六座 大一座小四十五座

伊香は伊加古と訓べし、和名抄、郡名伊香、假字上の如し

姓氏錄、左京神別上伊香連、大中臣朝臣同祖、天見屋根命七世孫巨知人命之後也、

伊香具神社 名神大

伊香具は郡名に同じ假字也○祭神伊香津臣命○中莊大音村に在す、今大音大明神と稱す、
○式三、臨時名神祭二百八十五座、略近江國伊香神社一座、

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授近江國從五位上勳八等伊香神從四位下、同八年
閏三月七日壬子、近江國從四位下勳八等伊香神授從四位上、

乃彌神社

乃彌は假字也○祭神在所等詳ならず

類社

(缺)

神前神社

神前は加牟佐伎と訓べし○祭神在所等詳ならず

類社

伊勢國度會郡神前神社の條見合すべし

大澤神社

大澤は於保佐波と訓べし○祭神在所等詳ならず

天八百列神社

天八百列は安米乃夜保都良と訓べし○祭神在所等詳ならず

乎彌神社

乎彌は假字也○祭神在所等詳ならず

走落神社

走落は波志利於知と訓べし○祭神在所等詳ならず

足前神社

足前は阿志佐岐と訓べし○祭神在所等詳ならず

久留彌多神社

久留彌多是假字也○祭神在所等詳ならず

賣比多神社

賣比多是假字也○祭神在所等詳ならず

考證に、在布施村一畝と云り、輿地志、此村に神社を載せず、按に、賣比多は比賣多の誤な
らんか、古事記に、日子坐王之子菟上王者、比賣陀君之祖、

意波閉神社

意波閉は假字也○祭神在所等詳ならず

阿加穗神社

阿加穗は假字也○祭神在所等詳ならず

考證、在赤尾村と云り、輿地志、此村に神社を載せず、

櫻市神社

櫻市は佐久良伊知と訓べし○祭神在所等詳ならず

等波神社

等波は假字也○祭神在所等詳ならず

考證に、今在止羽村と云り、輿地志、此村を載せず、

横山神社

横山は與古夜麻と訓べし○祭神詳ならず○横山村に在す

類社

(缺く)

多太神社

多太は假字也○祭神在所等詳ならず

類社

(缺く)

兵主神社

兵主は比夜字須と訓べし○祭神在所詳ならず

類社

(缺く)

赤見神社

赤見は阿加美と訓べし○祭神在所等詳ならず

波彌神社

波彌は假字也○祭神波美臣祖神歟○在所詳ならず

古事記、孝元 波多八代宿禰、波美臣之祖、日本紀、天武天皇十三年十一月戊申朔、波彌臣、賜

姓曰朝臣、

櫻椅神社

櫻椅は佐久良波志と訓べし○祭神在所等詳ならず

甘櫟前神社

甘櫟前は伊知比佐岐と訓べし○祭神在所等詳ならず

姓氏錄、左京 櫟井臣、和爾部朝臣同祖、彦姪津命五世孫米餅春大使主命之後也、

佐味神社

佐味は假字也○祭神佐味朝臣祖神歟○在所詳ならず

姓氏錄、右京 佐味朝臣、上毛野朝臣同祖、豊城入彦命之後也、

椿神社

椿は都婆岐と訓べし○祭神猿田彦大神○在所詳ならず

類社

件信友神名
櫻考禮之栗
太郡佐久奈
度神社

加一本作
知

(缺く)

佐波加刀神社

佐波加刀は假字也○祭神在所等詳ならず

伊香具坂神社

伊香具は前に同じ、坂は佐加と訓べし、○祭神在所等詳ならず

考證に今云ニコサカミ社、在ニ山上、去ニ與古ニ半里許、今在ニ淺井郡落村、此村在ニ淺井郡北東
隅ニ相ニ連伊香郡ニと云り、輿地志所見なし、

與志漏神社

與志漏は假字也○祭神詳ならず○古橋村法華寺鎮守也、今七所權現と稱す、其垂迹熊野、白
山、世代、横山、大音、大宮、二宮也、輿地志、法華寺鎮守

布勢立石神社

布勢は假字也、立石は多氏以志と訓べし、○祭神在所等詳ならず

考證、在ニ布勢村ニと云り、輿地志所見なし、

乃伎多神社

乃伎多は假字也○祭神在所等詳ならず

石作神社

石作は伊志都久利と訓べし○祭神石作連祖神歟○在所詳ならず

姓氏錄、左京神別下石作連、火明命六世孫建真利根命之後也、垂仁天皇御世奉ニ爲皇后日葉酢媛
命ニ作ニ石棺ニ献之、仍賜ニ姓石作大連公ニ也、また、攝津國神別石作連、火明命六世孫武梳根命之後
也、また、和泉國神別石作連、火明命男天香山命之後也、また、山城國神別石作、火明命之後也、○三代
實錄、貞觀七年三月廿八日己酉、近江國言、伊香郡人石作部廣繼女、
類社

(缺く)

玉作神社

玉作は多麻都久利と訓べし○祭神在所等詳ならず

意富布良神社

意富布良は假字也○祭神在所等詳ならず

考證、木之本村と云り、輿地志、此村に井口大明神あり、考證、此社をさしたるか、

伊波太岐神社

伊波太岐は假字也○祭神在所等詳ならず

高野神社

高野は多加乃と訓べし○祭神在所等詳ならず

姓氏錄、和泉國神別高野、大名草命之後也、

今印本銘を
鉛に誤る

鉾練日古神社

鉾練日古は衣禮比古と古點あり○祭神詳ならず○中郷村に在す、今は山王社と稱す、奥地志
考證、在ニ余吳湖一白木明神歟と云り、輿地志、川並村餘湖西白木大明神あり、考證此社とす
るか、今は輿地志に従ふ、

大掠神社

大掠は於保久良と訓べし○祭神在所等詳ならず
類社

(缺く)

黒田神社

黒田は久呂多と訓べし○祭神在所等詳ならず
考證、在ニ黒田村と云り、輿地志、此村に神社なし、

類社

丹生神社二座

丹生は爾布と訓べし○祭神罔象女命、高麗歟、二座は此外になし○丹生郷下丹生村に在す

類社

(缺く)

神高槻神社

大和國吉野
郡丹生川上
合神丹生川見
すべし

神高槻は加牟多加都伎と訓べし○祭神在所等詳ならず

天石門別命神社

天石門別は阿米伊波止和氣と訓べし○祭神明らか也○在所詳ならず

類社

(缺く)

天比々岐命神社

天は前に同じ、比々岐は假字也、○祭神明らか也○在所詳ならず

意太神社

意太は假字也○祭神在所等詳ならず

草岡神社

草岡は久佐乎加と訓べし○祭神在所等詳ならず

類社

(缺く)

大浴神社

大浴は於保阿美と訓べし○祭神在所等詳ならず

姓氏錄、左京皇大網臣、上毛野朝臣同祖、豊城入彦命六世孫下毛君奈良弟眞若君之後也、

大水別神社

今印本大を
太に誤る